

2008.5.29

SUIGENREN
DAYORI
No.45

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

ホームページ : <http://www.suigenren.org/index.html>

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

08年水源連総会は設楽ダム現地で開催決定



足羽川右岸に立つ「足羽川ダム建設予定地」の看板

穴あきダム調査開始



目次

- ・ 事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 P
- ・ 「穴あきダム特別調査チーム行動記録（速報）」・・・・・・・・ 19 P
- ・ 犀川辰巳ダム建設事業認定処分の問題点・・・・・・・・・・ 29 P
- ・ 辰巳ダム裁判に全国からご支援を・・・・・・・・・・・・・・ 40 P
- ・ ハッ場ダム問題の経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44 P
- ・ ハッ場ダム、大河原議員による質問主意書と答弁・・・・・・・・ 48 P
- ・ 治水専用穴あきダムに衣替え、違法性を持つ計画手続きで復活した浅川ダム・ 51 P
- ・ 防災が災害ダムに？ 無用の太田川ダム、安全性にも疑問・・・・・・・・ 56 P
- ・ 徳山ダム「問題」は終わらない。「問題」に取り組み、次代の教訓にする・・ 60 P
- ・ 肱川・山鳥坂ダムを巡る出来事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65 P
- ・ 山鳥坂ダムと住民運動（月刊「むすぶ」より）・・・・・・・・・・ 72 P
- ・ 内海ダム土地収用を許さない（月刊「むすぶ」より）・・・・・・・・ 79 P
- ・ 水没地と人の響きあいを、彩り濃く・・・・・・・・・・・・・・ 80 P
- ・ 愛知県・山鳥坂ダム建設の漁協に対する謀略・・・・・・・・・・ 82 P
- ・ 淀川水系流域委員会関連記事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83 P

別紙挟み込み

- ・ 2008 年全国集会と総会の予定
- ・ 「ハッ場ダム建設事業の転流工の中止を求める（抗議文）の提出について
- ・ 近畿地方整備局へ「見切り発車をしないこと」を求める要請の呼びかけ



事務局からの報告

目次

事務局からの報告	1
1. 総会決定「穴あきダム調査」と「助成金申請」について	1
○ 「高木仁三郎市民科学基金」と「パタゴニア日本支社」からの助成金受給について	2
➤ 「高木仁三郎市民科学基金」からの助成	2
➤ 「パタゴニア日本支社」からの助成	3
2. 水源連全国の状況	3
1) 辰巳ダム事業と内海ダム再開発事業	3
2) 太田川ダム 岡本氏：ダム湛水による誘発地震の危惧とその回避要請	4
① 2008 1/23：岡本氏発信 (付図は省略)	5
② 2008 2/20：岡本氏発信	5
③ 2008 4/16：岡本氏発信	6
④ 2008 4/21：岡本氏発信	7
⑤ 2008 4/21：岡本氏発信	7
3) 浅川ダム	7
4) 川辺川ダムー1	8
2008 4/22：土森氏発信	8
5) 川辺川ダムー2	9
2008 5/15 事務局傍聴者による報告（渡辺 誠、遠藤）	10
6) 設楽ダム	15
2008 3/6：市野氏発信	15
7) 霞ヶ浦導水事業	15
2008 4/5：嶋津氏発信	15
3. 今年の総会と全国集会	16
4. 内海ダム再開発と辰巳ダムにおける土地収用法適用の取り下げ等を求める要請書	17
1) 香川県知事へ	17
2) 四国地方整備局長へ	17
3) 石川県知事へ	18

1. 総会決定「穴あきダム調査」と「助成金申請」について

総会で、利水目的を喪失したダム計画が治水専用ダム＝「環境にやさしい穴あきダム」として延命が図られていることとその対応の必要性が指摘され、水源連メンバーが心になって調査をおこなうことを決めました。また、総会では活動資金として基金への助成を申請することが提案され、その方向が確認されました。

事務局はこれらの総会での確認事項を実現するべく準備を進めてきました。穴あきダム調査については、「穴あきダム特別調査チーム」を結成し、さっそく3月15日から17日に足羽川ダム予定地と辰巳ダム予定地への調査を実施しました。助成金については、「穴あきダム特別調査チーム」として「高木仁三郎市民科学基金」に、「水源連」として「パタゴニア日本支社」に助成を申請したところ、それぞれの助成団体として認めていただくことができました。水源連活動の発展、無駄なダム計画をやめさせる活動にとって大きな励みであり、弾みでもあります。有効に活用したいと思います。

3月15日から17日にかけての足羽川ダム予定地と辰巳ダム予定地への調査についての報告は「穴あ

きダム特別調査チーム行動記録―足羽川ダム計画予定地と辰巳ダム予定地視察と意見交換」として後ろに掲載いたします。

○ 「高木仁三郎市民科学基金」と「パタゴニア日本支社」からの助成金受給について

「高木仁三郎市民科学基金」からは「穴あきダム特別調査チーム」として年間 70 万円の助成が決定され、4 月にはその半額である 35 万円の送金を受けました。「パタゴニア日本支社」から「水源連」への助成金は 40 万円と決定され、全額 4 月に送金を受けました。両助成金の管理は水源連会計の和波一夫が担当します。

➤ 「高木仁三郎市民科学基金」からの助成

「穴あきダム特別調査チーム」として「高木仁三郎市民科学基金」に助成金を申請する際には、助成を必要とするテーマの概要について下記内容を記しました。

- ① 我が国は、水源開発としてダム建設を続けてきた結果、全国的に需要を上回る水源を保有し、いわゆる「水余り」と言われる時代に入った。現在、新河川法に基づき河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が進んでいるが、河川整備計画策定時に見直されるべきダム計画の中には、利水目的を失ってなお中止されずに進められるものがある。
- ② その際、ダム計画の存続を図りたい河川管理者は、従来の建設目的を利水・治水の多目的から治水専用へと変更し、ダム堤体下部に穴を開け、通常時は水をためず、洪水時のみ限定された治水効果を有する「穴あきダム」にするから「環境にやさしい」と宣伝するよ

「穴あきダム特別調査チーム」 の行動予定

◇ 現地調査（2007 年 12 月～2008 年 6 月）

島根県益田川ダム（島根県事業）：日本初かつ唯一の穴あきダム

熊本県川辺川上流の樫木砂防ダムと朴木砂防ダム（熊本県事業）

浅川ダム（長野県）予定地

辰巳ダム（石川県）予定地

最上小国川ダム（山形県）予定地

丹生ダム（滋賀県）予定地

◇ 研究者への聞き取り調査（2007 年 12 月～2008 年 3 月）

角哲也（京都大学工学研究科）穴あきダム提唱者

今本博健（京都大学名誉教授）穴あきダム検証者

◇ 多目的ダムから治水ダムへ変更する経緯、背景および行政手続きに関する河川管理者、住民団体への聞き取り、文献等調査によるケーススタディ、一部現地調査（2007 年 12 月～2008 年 3 月）

事業名（所在地） 事業者

三笠ぼんべつダム（北海道）国交省北海道開発局

足羽川ダム（福井県）国交省近畿地方整備局

立野ダム（熊本県）国交省九州地方整備局

津付ダム（岩手県）岩手県

辰巳ダム（石川県）石川県

浜田ダム（島根県）島根県

西之谷ダム（鹿児島県）鹿児島県

城原川ダム（福岡県）国交省九州地方整備局

最上小国川ダム（山形県）山形県

武庫川ダム（兵庫県）兵庫県

丹生ダム（滋賀県）水資源機構

浅川ダム（長野県）長野県

川辺川ダム（熊本県）国交省九州地方整備局

他

◇ 報告集作成および報告会開催（2008 年 4 月～2008 年 9 月）

・ 国会議員へのレクチャー、報告集配布

・ 記者クラブでの発表（国会記者クラブ）

・ マスコミ、関係自治体、情報提供者への報告集配

うになった。しかし、①環境影響、②治水効果、③経済性のいずれの面からも、その有用性に対しては懸念がある。

- ③ そこで、先行事例の調査の他、河川工学者、河川管理者（国土交通省、自治体）、地域住民、市民団体などへの聴き取り、資料請求および分析を行い、また、穴あきダムへ変更する経緯、ダム建設の必要性、法的手続なども含めて、批判的な調査・検証を行い、「穴あきダム」化による無用なダム建設を許さないことが、本調査の狙いである。

- ④ 調査結果は報告書にまとめ、関係団体、河川管理者、報道機関等に発表および配布する。

この内容に沿って、前ページの「穴あきダム特別調査チーム」の行動予定に記した調査とまとめなどを行う予定です。

➤ 「パタゴニア日本支社」からの助成

「パタゴニア日本支社」に助成金を申請する際には、下記事項を助成金の使用目的として下に記す水源連の全般的活動を申告しました。

- ① 一つでも多くの「無駄なダム計画の中止」をかちとる
- ② 各地の運動との連携強化 現地調査・意見交換・情報交換・データ収集と解析
- ③ 国交省要請行動・シンポジウムの開催
- ④ 「穴あきダム問題」の調査・解析
- ⑤ 海外との連携（水源連は RWESA-JAPAN に加入している）。情報交換・国内への情報発信・署名活動の協力
- ⑥ ホームページの確立（現状は即時性がない。なんとか確立を図りたい）
- ⑦ 機関紙発行（年 4 回発行。発行部数増えている。会員拡大にも有効）

水源連活動のすべてが助成の対象になっているので、自己負担分の心配が随分と削減されます。現地との交流もずっとやりやすくなるので、水源連運動の発展をおおいに図りたいと思います。

2. 水源連全国の状況

1) 辰巳ダム事業と内海ダム再開発事業

最大の問題は辰巳ダム事業と内海ダム再開発事業についてそれぞれの起業者（石川県、香川県）が土地収用法を適用したことです。両事業とも補助ダムです。水源連は両ダム事業計画について当初から問題のある計画、不要な計画、その中止を求めてきました。

両ダムについては共に水源連総会・全国集会を開催し、全国から応援・支援を図ってきました。辰巳ダム関係では共有地運動が展開され、内海ダム再開発関係では立ち木トラストが展開されています。多くの水源連の会員の皆さんが参加されていることと思います。

辰巳ダム事業の場合は土地収用法上の事業認定処分が下り、起業者である石川県は県の土地収用委員会に土地収用裁決申請の提出時期を見計らっている段階にあります。地元ではこの事業認定処分の取り消しを求める裁判を 5 月 20 日に提訴することになっています。石川県はこれまで、ダム反対派の地権者（共有地地権者）と任意の土地譲渡交渉をほとんど行っていないので、この事業認定取り消し訴訟で不利な立場になることを懸念し（次ページ囲み記事 15 条 14 参照）、土地収用裁決申請の提出直前になって地権者廻りをしているのが実態です。辰巳ダム事業認定処分の治水上の問題については、別掲の「犀川辰巳治水ダム建設事業認定処分の問題点ー基本高水流量設定のゴマカシー」をご覧ください。

内海ダム再開発事業では香川県が事業認定申請を四国地方整備局に提出したことを受け、四国地方整備局が土地収用法 21 条・22 条・23 条（次ページ囲み記事参照）に則って、関係者からの意見受け付け、公聴会開催の準備、学識経験者への照会など、事業認定処分を下すための全段階作業を進めることになります。地元では意見書の提出、公聴会開催要請などの手続きを行っています。

水源連事務局としては、両ダム起業者と事業認定処分者に対してその「取り消し」等を求めるべく有効な行動を模索・検討しています。目下のところ、辰巳ダム問題については事業認定取り消し訴訟への支援を、内海ダム再開発問題については「公共事業チェック議員の会」の協力要請を行っています。「公共事業チェック議員の会」は香川県東京事務所と国交省を呼んでの内海ダム再開発問題についてのヒヤリングを5月23日11時からおこなうことを決めています(23日には山鳥坂ダム

土地収用法 抜粋

(事業の説明)

第15条の14 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

(専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取)

第22条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業の事業計画について専門的学識又は経験を有する者の意見を求めることができる。

[《改正》平11法160](#)

(公聴会)

第23条 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとする場合において、当該事業の認定について利害関係を有する者から次条第2項の縦覧期間内に国土交通省令で定めるところにより公聴会を開催すべき旨の請求があつたときその他必要があると認めるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

[《改正》平11法160](#)

[《改正》平13法103](#)

2 前項の規定による公聴会を開こうとするときは、起業者の名称、事業の種類及び起業地並びに公聴会の期日及び場所を一般に公告しなければならない。

3 公聴会の手続に関して必要な事項は、国土交通省令で定める

視察まえの事前ヒヤリングも行われます)。事業認定処分が下される前に、なんとかして地元香川県の県庁所在地高松市内で香川県・四国地方整備局を呼んでのヒヤリングが実現するよう、議員の会に調整をお願いしています。

水源連として、辰巳ダム起業者(石川県)に対しては収用委員会に収用裁決申請を出さずに事業認定処分を無効とさせることを、内海ダム再開発起業者(香川県)に対しては事業認定申請の取り下げを、あわせて、四国地方整備局には事業認定処分をしないことを求める要請を全国の仲間に呼びかけます。文案を後ろに掲載します。皆様も是非、ご協力ください。

両ダムはもちろん補助ダムです。土地収用法を適用しなければならないほど住民に理解されていない事業に対して国が補助するなどということはとんでもないことです。事業認定にしてもしかりです。「住民への説明責任が果たされているのか」「関係住民の同意は得られているのか」などは補助ダム指定要件、事業認定処分要件に含まれていないのが現状です。海外援助の場合はこれらの項目が援助指定のガイドラインとして位置付けられています。補助ダム審査基準、事業認定基準として「住民への説明責任が果たされているのか」「関係住民の同意は得られているのか」が組み入れられるように政府や国会に働きかける必要があると事務局は考えています。

2) 太田川ダム 岡本氏：ダム湛水による誘発地震の危惧とその回避要請

太田川ダムはその危険性や必要性がないことが指摘されているにもかかわらず、事業が進んでいます。

近いうちにダム本体完成・試験湛水を迎えます。この状況について、岡本氏が水源連 ML 上で警鐘を発しています。

① 2008 1/23 : 岡本氏発信 (付図は省略)

左の西部地域の 1/20 万地図に記入された震源のうち、赤丸で囲んだのは付記の期間に発生したものではなく、今年の 1 月 14 日 (M2.3) と 1 月 20 日 (M4.0) に森町落合多発地震群から西に 7.4km 離れた上百古里 (すがり) 付近で起きたものです。深さが 30km くらいなので、プレート境界の可能性があり、今後も続発するようなら東海地震との関係で嚴重な注意が必要と思われます。浜岡原発に関心のあるかたにはこれから情報も提供します。

落合付近で昨年 11 月から 200 回以上発生した地震は最大で M3.8 ですが、深さは 16km 前後ですから少し性質がちがっていると考えられます。判定会が言っている様な浜名湖周辺のスロースリップ関連というよりは何かローカルな原因ではないかと自分は疑っています。

たとえば直ぐそばのダム工事では 76 万立米 (約 200 万トン重) もの土砂を移動させました。そのために山が緩んで、最大 290mm を超す岩盤すべりが起きていますから、圧力が減ったことが地下深くの断層を刺激した可能性はないでしょうか。満水になると逆に約 1100 万トンの荷重がかかります。湛水による地震の発生機構としては水が直接断層に侵入して滑りを起こしやすくする場合だけでなく、圧力が直接地下深くに作用して「水圧の僅かな上昇が引き金になって地震が発生する」事が指摘されています (小林さん推薦、東大地震研究所アウトリーチ推進室編「地震のすべてが分かる本」p. 86 「ダムが引き起こす地震」)。つづいて「ふだん地震のない地方でも、ほんの僅かな力の変化が地震につながるほど、地下の岩盤は限界に近い力を受けている事もある」と述べられています。

同書の p.122 では、「断層がダムを破壊する」実例として、1999 年の台湾大地震で真下の断層運動で引きちぎられた石岡 (シーカン) ダムの物凄い被害の写真が掲載されています。なにしろダムの下で地盤が南側は 9.8m、北側が 2m も不等に隆起したため、全面崩壊には到らなかったものの何カ所もの割れ目から水が吹き出し、貯水池の被害もあって取水ダムとしての機能は失われてしまったと述べられています。

ノムさん流に言うと、「ご油断召さるな、おのおの方」。過去の統計では 1~2 月に大地震が多い事は事実です。

② 2008 2/20 : 岡本氏発信

ダムに水を貯めると地震が誘発されるばあいがあることは聞いていましたが、静岡県森町市街地の 10km 上流で、太田川ダムが造られているのと同じ亀久保という地域ではまだダムが完成もしないうちに昨年 1 月から地震が群発しています。以下の記事は今日 15 日に静岡新聞に漸く掲載された簡単な一文です。

森町の群発地震

岡本 尚 (森町 研究者)

昨年 11 月以来続いていた森町北部の群発地震は、1 月 27 日でマグニチュード (M) 1 以上が 289 回に達した。この日だけで 50 回、気象庁のその後の発表では M4.1 と M4.2 が発生している。国の判定会は震源が 16~18km と浅いことから、東海地震に直結するものではないと判断した。妥当な判定であろうが、ここに無視できない問題がある。27 日までのこの群発地震の全エネルギーを積算してみると M4.0 の地震 4.73 回分になり、回数、規模ともに、兵庫県猪名川町群発地震の 2 倍を越えた (この地震は兵庫県南部地震の 2 ヶ月前に発生し、今ではその前兆であったと考えられるようになっていく)。また震源群は現在建設中の太田川ダムの南西 2km の亀久保地区に集中し、北西から南東に分布している。

今まで目立った地震のなかったこの地域になぜ突然地震が群発するようになったのか? 震源断層の方向と傾きはどうかになっているのか。このような地震の巣の近くに建設されたダムに 1200 万トン近い水を貯めても問題はないのか。県もしくは国の専門家による入念な調査が望まれる。

新聞への投書ですからマイルドな表現になっていますが、私どもはこの群発地震はダム工事が誘発したものではないかという疑いをもっています。

ダムが造られている地盤の三倉層はプレートテクとニックスの理論が明らかにした、いわゆる「付加体」で罅だらけ、断層だらけの地層です。

ダム本体をはめ込む為に掘削された土砂の量は約 200 万トンで。重しがなくなったために地盤が弛み、3 年半のあいだに最大 320mm もの岩盤滑りが起きています。このような地底への圧力の変化が知られていなかった震源断層を刺激した可能性が考えられます（東大地震研アウトリーチ推進室編、「地震のすべてがわかる本」p.86～87 "ダムが引き起こす地震" 参照。もうひとつ引き金の可能性があるのが水脈の変化です。滑りを起こした左岸アバットメントに設けられた孔内水位計 2 台のうち 1 台が、降雨に対して奇怪な水位の変化を記録しています。詳細は「ネットワーク安全な水を子どもたちに」の HP を参照してください。

このようなダムに湛水を強行した場合、更に大きな地震が誘発される危険があり、この地域は東海地震の震源域の真上にありますからその引き金にもなりかねません。その場合はこの欠陥ダムが決壊し、下流に激甚災害を引き起こす危険があります。湛水試験の強行が予定されているこの秋には厳重な警戒が必要です。私どもはこれから湛水の中止を要求する運動を展開する予定です。

2 月 11 日までに地震は 320 回に達しました。この群発地震とダム工事の関係を地震学と土木工学の双方から調査研究してゆくと、今まで原因のわからなかった群発地震のメカニズムの解明と、湛水前でもダム工事が地震を引き起こすケースがあるという新発見とが一挙にできる可能性があります。どこかにこの問題と取り組んでも良いという物好きな研究者グループがいませんかね。

③ 2008 4/16：岡本氏発信

静岡県森町 岡本です。以下の陳情書を出す事を検討中です。添付が出来ませんので趣旨説明は省略します。

静岡県知事 石川嘉延殿

陳情者

森町橋 2 4 - 1 鈴木恵三
森町円田 4 4 3 - 5 岡本 尚

住民の安全確保のため、太田川ダムの湛水中止を求めます。

陳情要旨

1. 建設中の太田川ダムには仮排水路を残置し、湛水を行わないことをお願いします。

ダム本体が寄りかかる左岸下流アバットメントの岩盤は脆弱であり、3 年以上にわたって想定外の岩盤すべりやクリープを起こしていますが、ここに 70m の高さまで湛水が行われれば水圧によって水平方向にも 25 万トン強の力が加わる事になります。この場合予想されるアバットメント岩盤の水平方向への変位に対する対策は全く講じられておらず、岩盤に生ずる裂隙を経る、もしくは堤体と岩盤との間隙からの漏水を引き起こす可能性があります。

また太田川ダムの設計には、中央防災会議の震源範囲見直しによって明らかになった東海地震の振動強度に対する安全性が確保されておりません。強大な地震動を受ける事によって漏水が増大し、最悪のばあい決壊が起これば下流域は激甚災害を蒙ります。

2 地震活動監視体制の整備。

平成 19 年 11 月 12 日からダムサイト西南 2km の森町亀久保地区を震央として、M1 以上だけで 300 回を超え、M4.2, 4.1 を含む群発地震が発生しています。

これはダムの直近に県土木部が全く認識していなかった震源断層が存在する事を意味します。地盤のわるい場所でダムに水を貯めると地震が誘発される場合があることは周知の事実であり、震源断層のそばで湛水が行われれば今まで以上の規模の地震が誘発され災害につながるおそれがあります。どうしても湛水試験を強行されるのであれば、その前にダム周辺に高い密度で地震計を配置し、地震活動監視体制を整備することをお願いします。

④ 2008 4/21 : 岡本氏発信

陳情書は太田川水未来、太田川ダム研究会、ネットワーク安全な水を子どもたちにの3者で提出することになりました。間際になって県建設部が「太田川ダムの耐震性能照査結果の概要」という報告書をだしてきましたので、陳情書を補強する必要が生じ、目下国土研に意見をもとめています。したがって提出は連休明けになるとおもいます。

これは H17 年3月に、国土交通省が策定した「大規模地震に対するダム耐震性照査指針（案）」に従って M8.4 の想定東海地震に対する太田川ダムの安全性をみなおしたものです。レベル2の地震に対するダムサイトの最大地震加速度を676ガルとはじき出し、「堤体の基底部上流側に部分的なクラックが発生するが、ダム本体の安全性は確保できる」というのが結論です。この計算は県土木部にはできないので、かなりの費用をかけて何処かに委託したものとおもわれます。国土研以外にも批判的な検討ができる研究者がいるようでしたらお知らせ下さい。

岡本

追加 試験湛水は新聞報道ではこの夏頃となっています。県庁にでかけたときに直接聞いてみます。

⑤ 2008 4/21 : 岡本氏発信

私どもは太田川ダムの安全性を考える一環として二つの地震に注目しています。

一つが昨年11月12日以来の太田川ダムサイト直近2kmの森町亀久保群発地震、これは今はやや下火ですが、おとといで M1 以上が318回に達しました。深さは16km内外で、東海地震と直接の関係はないとされてきましたが、M4.2が発生してから地震予知連絡会も無視できなくなり、2月18日の176回予知連では「プレート固着域の変化と関連する可能性も考えて」という、異例の会長発言がありました。

第2が東海地震で、この辺ではプレート境界の深さは25kmから30kmで、私どもは気象庁や防災技研のデータをもとにそれに近い深さの地震に監視をつよめています。いままでに森、豊岡地区でこれに該当する M1 以上の地震が数回おこっています。20日深更三河本宮山付近でおこった M4.3 はこの意味でかなり気になります。

太田川ダムに地震計が設置されていなかった事実は、今回県建設部が恐らく多額の費用を書けて何処かに委託した東海地震に対する太田川ダムの安全性評価に関係します。耐震性照査に用いる地震動の設定手順としてダム地点の地震動の強さを試算する時に使う「ダムの距離減衰式」の設定には「過去のダムサイトにおける地震観測記録をもとに」という文言があります。地震計がないのに地震観測記録があったとはどういうことか、疑問に思っています。

3) 浅川ダム

塩原氏が、浅川ダムを計画決定する前に「公共事業評価委員会」にかけていないことに対して、同委員会が「意見書」を提出したところを水源連 ML で報じました。

4・12 : 塩原氏発信

水源連の皆様

諏訪の塩原です

長野県は「公共事業評価委員会」にかけることなく「浅川ダム」を含む河川整備計画を作成し、国交省の認可を得ましたことは既にご存知のとおりです。

「委員会」はそれを不満として「意見書」を提出しました。意見書には「総論」のほか個人意見も添付されています。

「委員会」の席上、「総論」は HP にアップするが、「個人意見」はのせないとされていましたが、実際には個人意見も乗せられたようです。昨日各委員にメールが届きましたので、ご参考までに転送します。

興味と時間のおありのかたは目を通してみてください。

3月28日に県へご提出をいただきました「浅川ダムに関する意見」につきましては、昨日、県のホームページにアップをいたしましたのでご報告いたします。

掲載場所につきましては、

1. 県のホームページのトップページにある「新着情報」をクリックしますと、「浅川ダムに関する意見」を掲載した」との記載が表示されます。
2. そこをクリックしていただくと、「平成19年度の公共事業再評価」に飛びますので、同ページの5「浅川ダムに関する意見」をクリックしていただきますと、「浅川ダムに関する意見」のページに入ります。
3. 表「総論」と「付属資料」（委員別）をクリックするとそれぞれの意見を示しますのでご確認ください。

なお、「浅川ダムに関する意見」の掲載と併せ、県の考え方も掲載しております。

4) 川辺川ダム－1

「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」の皆さんが中心になって川辺川ダム問題ブックレット第3弾『ダムは水害をひきおこす－球磨川・川辺川の水害被害者は語る』を出版しました。このブックレットは「球磨川の治水はどうあるべきか」を考える上で示唆に富む必読の本です。中島代表が「水源連の皆さんに是非読んでいただきたい」と言われています。下記の土森さんの紹介文をお読みください。

2008 4/22：土森氏発信

川辺川ダム問題ブックレット第3弾『ダムは水害をひきおこす－球磨川・川辺川の水害被害者は語る』の紹介

『ダムは水害をひきおこす－球磨川・川辺川の水害被害者は語る』

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

球磨川流域・住民聞き取り調査報告集編集委員会編

発行 花伝社

定価 1500円(税別)

住民が語る川への愛着と水害の恐怖。住民の証言はダムが水害の原因であることを明らかにし、その解決策も指し示す。川辺川を守る県民の会スタッフが球磨川・川辺川の流域住民から聞き取り調査を行い、それをまとめた証言集の決定版。河川行政の転換を求める関係者必読の書。

=====

本書は、読むものの心に響き、生き生きと語りかけてくる丹念・克明な第一級の調査研究書である。何故、そうなのか。原因ははっきりしている。それは球磨川・川辺川とともに生き、体験と歴史を重ね継承してこられた人々が語る事実の集積だからに他ならない(本書「序にかえて」から)。

=====

内容

球磨川水系水害年表/人吉市洪水浸水実績図

流域住民の声

水害が全てを押し流し、今も恐怖を呼び起こす

ダムは世のためには絶対ならない

まずはダム以外の治水対策を

治水対策は水門の設置とポンプの充実で

ダムや堰のない鮎踊る球磨川の復活を！

瀬戸石ダム湖と市房ダム放流の挟み撃ちにあう

荒瀬・瀬戸石両ダムの撤去を
 ダムが私たちの地区を分断した
 荒瀬ダムの 50 年間はきつかった
 水害で家が崩壊しないか心配
 洪水で列車が動けなくなり、満員の乗客を民家に分宿してもらう
 坂本町大門地区の要望
 球磨川・山田川と私の人生 その 1
 球磨川・山田川と私の人生 その 2
 昭和 40 年水害被害者鼎談「ダムが無ければ、堤防はいらん」
 「八代にダムはいらん」 住民が暴く国土交通省のウソ
 治水だけの単一目的対策は生態系をずたずたに 山の保水力は両方達成
 内水洪水被害にさらされて
 球磨川の怖さと豊かさ
 百太郎堰と鮎之瀬堰間の右岸の浸水対策と左岸堤防整備を
 水害は築堤で無くなった。清流の復活を！
 ダムには限界が・・・川辺川の水害対策もダム以外で
 球磨川流域各地の水害状況と提言
 聞き取り調査から言えること

本書の購入方法：

以下の方法でメールを送ってください。刊行次第、本書と請求書
 (郵便振替払込票) を送ります。

メールの宛先：tsuchi_tk@ybb.ne.jp

メールのタイトル：『ダムは水害をひきおこす』 希望

メールの本文に、送付先・住所氏名、希望部数、電話番号を記入してください。

価格 1 部 1580 円 (定価 1500 円+送料 80 円)

5) 川辺川ダムー 2

2008 年 5 月 15 日、東京麹町で樺島知事公約の「有識者会議」が発足しました。

委員は次の通りです。

有識者会議委員

氏名	役職等	専門分野
池田駿介	東京工業大学大学院理工学研究科教授	河川工学
金本良嗣	東京大学公共政策大学院院長	公共経済学
鬼頭昭雄	気象庁気象研究所気候研究部長	気象学
佐藤洋平	独立行政法人農業環境技術研究所理事長	地域環境工学
鈴木和夫	独立行政法人森林総合研究所理事長	森林生態学
鈴木雅一	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	森林水文学
森田 朗	東京大学公共政策大学院教授	行政学
鷺谷いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	保全生態学

アドバイザー

ディック・デ・ブラウン

コンサルタント [統合水管理]

河川工学

2008 5/15 事務局傍聴者による報告（渡辺 誠、 遠藤）

5月15日、東京で熊本川辺川ダムに関する第1回目の有識者会議が開かれました。この有識者会議は樺島知事が知事選で公約した会議です。

川辺川ダム計画 GO か否か、9月に自分が判断を下すのだが、間違いのない判断ができるよう、各界の専門家に意見をもらう、という知事の意向で開かれるものです。委員は知事が人選。選ばれた委員は外国人一人を除くと全員が東京大学関係者で仕事場は東京の研究者等です。

そのため、熊本県民傍聴不可能な東京での開催となっています。

会議の冒頭で、原則的に公開審議となりました。今回の感想として、委員の皆さんも初めてなので、まだ手探り状態で、9月までに出すべき結論のイメージすら手探り、という感じでした。今後変わっていくかも知れませんが、興味深い会議でもありました。

聞き取れないところ多々ありますが当日作成のメモと、若干の補足をつけて、速報として掲載します。

次回は5月30日同じ会場2階で午後6時からになりました。

=====

1 有識者会議メモ（速記録作成： 渡辺 誠）

委嘱状交付の手渡しのセレモニー

開会の挨拶県知事

資料の確認と進行発表を事務局から解説

月に1から2回を予定している

座長互選

佐藤

金本先生を座長に推薦する

金本座長から挨拶

座長代理は森田氏を推薦する。座長代理決定

18時55分まで休憩

会議開催

会の公開の審議

特に非公開だという意見を聞きたい＝座長

傍聴要項の発表と決定

事務局からの配られた資料の解説、県土木課野田氏

県の概要

流域の概要、洪水と治水計画の変遷

川辺川ダム計画の概要

河川法の動きと治水計画制度

球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会の論点

漁業補償と収用裁決の申請、などなど

結構分厚く詳しく

<質問>（敬称略）

=池田

資料2の7ページ

余裕高は？（質問聞き取れず）

=鈴木和

ダム概要25ページ事業の進捗状況の説明を聞きたい

=鷺谷さん

ベネフィットとしての項目、予算とその効果の配分を問題にしたい

将来のコストの配分を考えたい

そのためには将来のためのシナリオを持って検討する？

あるいはこれから新たなデータや、分析が出てくるのか。

代替手法が提案されているが複数あるのか

あるいはここでの審議で新たに出てくるということもあるのか。

=事務局

二つのステージがある。

住民討論集会での代替案。

資料 5 を参照 5 ページ

費用対効果の議論があった。

=鷺谷

費用がどのぐらいという意味ではなく広い意味でのコストを検討したい

現時点までのコストではなく今後将来のコストも考えたい。

=事務局

新たな資料がある？

これももし、新たに資料が必要であれば用意したい

=？

代替手法をここで新たに検討するのか？

=事務局

これまでさまざまな場で代替手法が検討されている

それは事務局から説明ができる。

そのほかの代替手法があれば、事業主体=国交省から資料を求めたい

=鷺谷

将来的なことは検討されてきたのか。

将来予測を何らかのカタチでやらないとイケナイ。

もし、あれば提示して欲しいし、将来の展望は必要ではないのか。

=知事

鬼頭先生に参加していただいているのはそんな意味もある。

=鬼頭

気候変動など将来予測の一定の見解は出ている。

国交省も持っているので、ここで、検討したらどうか。

=鷺谷

気候変動だけではなく産業構造やそれ以外の変化も含めてコストに対する費用弁償を検討したらどうか。その検討に必要な資料等は出てくるのか。

=県の上野

b / c だけではなく？

=座長

たぶん熊本県だけではなく、この問題について...（聞き取れず）

その資料を集める努力をする。

=池田

さまざまなファクターがある。

気候変動までは検討されていないのでは。

=座長

気候変動が及ぼす影響は大きいことは皆さん認識しているはず。

その検討はされていると聞いている。

今のようなダムだけの対応では難しい。

=鈴木和

説明資料の7小委員会の論点の資料

小委員会の資料は想像したものと違う。

県知事が他の委員と違うということを聞いている

その点が私の想像と違っている。

=県の上野

今日は今までの様々な議論の整理と結論だけを資料として持ってきている。

たとえば（小委員会では）基本高水についても今後の経緯によっては変更するという話も話し合われた。今後の会議でそれらは、詳しく説明したい。

=佐藤

さまざまな代替案が出されたはず。

いつの時点でどんな代替案があり、どんな検討がされたかの資料が欲しい。

=鬼頭

（国がやっている）一級河川の管理形態が今後違ってくるというニュースが入っている。

=事務局

まだ詳しい状況が入っていない。

53 水系の一級河川がどれがどうというのが明らかにされていない。（土木部長）

=鬼頭

そうなった場合、お金の持ち方とかも違ってくるのではないかな。

=座長

今の段階ではわからない。

=佐藤

川辺川ダムの目的の図、計画高水の図でわかりづらい（この後解説）

=森田

むしろこの会議の進行を確認したい。

時間のない中、この会議のミッションは情報整理と判断材料の整理

一つは価値判断の問題

一つは幅がある問題は、最終的に知事にゆだねる。

何らかの結論を。この会議内で結論を出すのか。

そんな意味で、今後の議論の進め方の検討を提案したい。

=鷺谷

今までの（過去の）議論の検討ももちろんだが新しい情報欲しい。

=座長

代替案の経緯を事務局から資料と解説をしてくれ。

治水は住民のリスクをどうするかということ。

その、不確実性をどうするかというのが問題だ。

現状、それがうまく整理されていないのではないかな。

=森田

地方財政の方は将来的予測が難しいのではないかな。

たとえば河川管理にしても財源の問題も明らかになっていない。

=鷺谷

財政関連は人が決めることですからある程度検討はできるのではないかな。

=座長

このあたりはここでは検討できるできないの部分があるはず。

=鈴木和

ここで独自の治水についての資料を配付したい。治水安全の向上（タイトル）

ダムか、それ以外か。結局 8 の時のように堂々巡りしてしまう

これから今までに資料で検討はするが、どこが問題なのか検討したい

=座長

ダムを造ったから洪水が起きないというわけではない、

ダム以外にもリスクを軽減する方法は必要。

=鈴木和

これは将来のシナリオという部分での検討ではない。

=座長

各論のテーマを検討したい

=事務局

会議資料を配付

=森田

この検討事項を個別につぶしていくのか

循環する可能性もあるのではないかな。

このあたりの意見を貰いたい

=座長

治水、環境については資料がたくさんあるのではないかな。

=鷺谷

最初に代替案の資料を整理して貰う？

=座長

今生き残っている代替案でシリアスなものはあるのかな。

=土木部長

住民討論集会そのものが代替案の検討会だった。

（今は）国交省が説明した代替案だけしか残っていない。

=座長

代替案だけで決めることではない。

=森田

代替案は、ダムを造る作らない？なのか。

そこで代替案を入れると議論が複雑になる可能性がある。

=鈴木雅

この会議では、ダムをどうして造るかではない。

今置かれた材料の中でダムをどうするかを答申するのがいい

=座長

以前の代替案は（事務局から）説明して貰う。

ダムを造る課程も説明して貰う。

その説明のあとで、代替案も含めて検討するようにしたらいいのではないかな。

=池田

森林の保水力は治水に影響するファクタになる？

小委員会での検討事項をここで（もう一度）検討するのか？

基本的に基本高水の検討は過去のデータからのもの

こういうものを議論するメンバーは、河川水門学の分野。

河川工学も幅が広く、メンバーを多少追加する必要があるのではないかな。

=鷺谷

環境の意見を聞くのもなかなか広くなる。

この件ならこの人、という絞り込みも必要。

=座長

この会議の中で検討するのはあたりまえで、一部についてその専門家からヒアリングするということではないかな。

=土木部長

今までの経緯は県から説明をする。その上で、さらに専門的な意見が必要なら（そのメンバー選定も）考える。

=知事

私が今求められているのは、ダムをこのまま推進するのか、あるいはそれ以外の治水案を提供するのか。そのための判断を客観的、中立的な意見が欲しい。

答えを出してくれということ。

=森田

最終的にはいくつかの論点について結論を出すべき。

もうちょっと検討すべきという部分ではまたあとでやればいい。

最終的な結論は、総合的な判断をすべきである。

=池田

現地調査のスケジュールがある。

財政的な部分もあるので、（たとえば熊大の学生たちと）ブレストの場を儲けて欲しい。

=座長

本日の会議はこれまで

=事務局

次回の予定は5月30日金曜日18時からこの会場2階で。

=座長

議事録などの公表そのほかをよろしく

2： 水源連事務局からの補足

①：15日はいうなれば「誰にでもわかる川辺川ダム問題と熊本県」という雰囲気の説明資料と説明が前半を占めていました。

②：説明の中に、これまで触れることのなかった「県の財政逼迫」が含まれていました。

③：15日の配布資料はたくさんありました。これらは後日、県のホームページに掲載されると担当者が言っていました。

④：15日の議事録も県のホームページに掲載されます。

⑤：15日の雰囲気では、初日ということもあるのか、基本方針検討小委員会の雰囲気とは違っていました。「何が何でも川辺川ダム」という流れにはまだなっていない、と感じられます。

⑥：とりわけ、鷺谷さんはこれまでの論議とは違う視点での論議をおこなうことを求めているように思われます。

次回5月30日のテーマは治水です。森林の保水力もテーマになるでしょう。

県は国交省資料を使って説明をします。反対派意見書の説明もします。

反対派の意見書の説明は提出者に任せるのが一番。基本方針検討小委員会で意見書を出された皆さん、この有識者会議に「基本方針検討小委員会に提出された意見書の説明は本人にお願いするように」と要求するのが良いと思われます。

それにしても、森林の保水力共同検証を双方の合意で終了した、という説明は事実と反しています。国交省に都合のよいインチキデータがとれたこと、キチンとした実験を行うと国の論拠が崩れる恐れが高いと察したこと、そしてなによりも基本方針策定が公式日程として準備されていたこと、などから、国は検証作業の早期終了に固執したのが事実です。住民サイドが「はい、これで終わりにしましょう」と言ったのとは全く違います。国が終了をどうしても譲らなかったのも、やむなく終了に合意した、というのが実態です。

委員は全員が東京在住の人であるため、会議を熊本で開くのは難しいというのが県の考え方でしょう。しかし、熊本開催でなければ県民は傍聴することができません。それこそまさに、県民不在で有識者会議は進むことになります。私たちとしては、あくまでも「熊本で開催」を要求する必要があります。

6) 設楽ダム

2008 3/6：市野氏発信

愛知、設楽ダムの建設中止を求める会
市野です。

このほど、『川の自然誌 豊川のめぐみとダム』愛知大学総合郷土研究所ブックレット16、あるむ（2008年2月）を出しました。

ISBN978-4-901095-96-9

口絵カラー写真を含めて、約80ページ、A-5版、
（本体800円＋税）です。

設楽ダムは、豊川水系における初めての国土交通省直轄ダムです。これまでの豊川水系の水資源開発は、愛知県と農水省が組んで行なっており、そこに国土交通省が割り込む形で設楽ダム事業計画されたという経過があります。有効貯水容量の65%、利水容量の82%が流水の正常機能維持目的という前代未聞のダム計画です。そんなわけで、少し事情が複雑なので、豊川用水の事情がわかるように、また閉鎖性内湾である三河湾に注ぐ豊川上流に計画されているダムであることから、ダムの海への影響についても理解できるように取り上げました。

7) 霞ヶ浦導水事業

2008 4/5：嶋津氏発信

霞ヶ浦導水的那珂川取水口建設中止を求める裁判がはじまります。提訴の記事を二つお送りします。この裁判の弁護団の中心メンバーは八ッ場ダムの裁判を進めている弁護士さんたちです。

読売新聞 2008.03.27

霞ヶ浦導水・那珂川取水口建設中止求め 7漁協が仮処分申請／水戸地裁 東京夕刊

茨城・霞ヶ浦の水質浄化や都市用水の確保などを目的に進められている国の霞ヶ浦導水事業のうち、建設予定的那珂川の取水口がアユ漁などへの悪影響が大きく、漁業権の侵害にあたるとして、茨城、栃木両県内の7漁協は27日、建設の差し止めを求める仮処分を水戸地裁に申し立てた。

取水口建設工事は4月にも始まる見通し。申立書では〈1〉国土交通省側の対策は不十分で、アユの稚魚などが取水口に吸い込まれる危険性が高い〈2〉取水による水量の減少で悪影響を受けるアユなどの生育環境への対策が検討されていない——などとし、取水口建設が漁業資源に深刻な被害を与えると主張している。

国交省側は「吸い込み防止対策などは十分に行う方針で、工事の施工業者も既に決まった」などと

して、事業推進の姿勢を変えていない。

茨城、栃木両県を流れる那珂川は、ここ数年、年間で600～900トンのアユが水揚げされ、漁獲量は日本一。

国交省側が昨年9月取水口建設を通告し、漁協側は白紙撤回を求めてきた。

〈霞ヶ浦導水事業〉

1984年着工。那珂川と霞ヶ浦を地下で結ぶ那珂導水路（全長43キロ、工事中）と、利根川と霞ヶ浦を地下で結ぶ利根導水路（同2・6キロ、96年完成）からなる。総事業費1900億円。93年度に完成する予定だったが、計画変更を繰り返し、現在の完成見込みは2015年度末。

図＝霞ヶ浦導水事業の那珂川導水路の取水口

読売新聞 2008.03.28

霞ヶ浦導水事業 那珂川取水口中止求め仮処分を申請 7漁協思い切実 東京朝刊 茨城東

「先祖からの清流守りたい」「漁業者を無視し許せない」

先祖から受け継いだ漁業と清流を守りたい――。霞ヶ浦の水質浄化などを目的に、国が進める霞ヶ浦導水事業を巡り、那珂川の取水口建設の差し止めを求める仮処分を水戸地裁に申請した茨城、栃木両県内の7漁協の代表者らは、27日の申し立てに合わせて開いた記者会見や集会で、切実な思いを口にした。「漁業者を無視した許し難い行為だ」と国交省に対する怒りもあらわにし、学識経験者らからなる検討委員会を独自に設置する考えも示した。

仮処分を申し立てたのは、那珂川漁協（城里町）など県内3漁協と、栃木県内の4漁協でつくる栃木県那珂川漁協連合会で、各漁協の代表者らによる記者会見は申請後、水戸市の県弁護士会館で開かれた。

那珂川漁協の君島恭一組合長は、会見の中で「漁業権を無視した着工で、許し難い」と国交省の対応を厳しく非難。さらに、「国交省側が設置している外部検討委員会は、事業賛成派が座長を務める『工事ありき』の委員会だ」などと不信感を示し、「漁業資源などへの影響を検証するため、漁協側でも独自に委員会を作ろうと思っている」と明かした。

一方、連合会の金子清次会長は「国交省側が我々に協力を要請してきたのは2004年ごろ。それまでは何の話もなく、栃木の漁協は置き去りにされてきた」と、国交省側の対応に不満をぶつけ、弁護団代表の谷萩陽一弁護士は「申し立てを通じて、霞ヶ浦導水の必要性や意義を問いただしていきたい」と話した。

地裁近くの県三の丸庁舎中央広場や取水口建設予定地で開かれた反対集会には、漁協関係者約250人が集まった。参加者は「取水口中止までがんばるぞ」などと書かれたプラカードを持って、水戸市内をデモ行進したほか、同市渡里町の取水口建設予定地では、那珂川に約30隻の船を浮かべ、船上から「先祖から受け継いだ漁業と清流を守っていきたい」などと訴えた。

図＝霞ヶ浦導水事業の概要

写真＝横断幕やプラカードを手に行進する漁協の組合員ら（水戸市三の丸で）

3. 今年の総会と全国集会

今年の総会と全国集会は設楽ダムに焦点を当てることにします。

現地豊川流域の皆さんと水源連事務局とで実行委員会を立ち上げて準備に当たることになりました。

5月26日に打ち合わせが持たれ、事務局からは遠藤が出席しました。

総会と全国集会の概要については同封別刷りの「今年の総会と全国集会について」をご覧ください。

4. 内海ダム再開発と辰巳ダムにおける土地収用法適用の取り下げ等を求める要請書

1) 香川県知事へ

2008年5月 日

香川県
知事 真鍋武紀 殿

要請者

内海ダム再開発事業について事業認定申請の取り下げを求めます。

香川県は、内海地区住民の理解を得られないまま、内海ダム再開発事業計画を推進することを目的に土地収用法を適用し、事業認定申請を四国地方整備局に提出、中部地方整備局はこれを受けて事業認定処分の手続きを行っています。

内海ダム再開発事業計画にはその当初から「寒霞溪を守ろう」という住民たちが、治水・利水両面からその必要性がないこと、「世界遺産にも匹敵する小豆島の宝」寒霞溪の景観と自然環境が破壊されることを丁寧に論証して、同計画の白紙撤回を求めてきました。しかしながら香川県は現状を無視した水需給予測と、異常に高い基本高水流量を設定して治水上の必要性をでっち上げ、同ダム計画をより押ししています。

要請者

このようなことは決して許されることはありません。

香川県は、内海ダム再開発事業について事業認定申請の却下を求めます。

香川県は、内海地区住民の理解を得られないまま、内海ダム再開発事業計画を推進することを目的に土地収用法を適用し、事業認定申請を四国地方整備局に提出、中部地方整備局はこれを受けて事業認定処分の手続きを行っています。

2) 四国地方整備局長へ

内海ダム再開発事業計画にはその当初から「寒霞溪を守ろう」という住民たちが、治水・利水両面からその必要性がないこと、「世界遺産にも匹敵する小豆島の宝」寒霞溪の景観と自然環境が破壊されることを丁寧に論証して、同計画の白紙撤回を求めてきました。しかしながら香川県は現状を無視した水需給予測と、異常に高い基本高水流量を設定して治水上の必要性をでっち上げ、同ダム計画をより押ししています。

このようなことは決して許されることはありません。

四国地方整備局は、香川県からの事業認定申請に対して同事業の必要性がないことを認め、事業認定申請を却下すること、を求めます。

2008年5月 日

石川県知事
谷本正憲 殿

要請者

辰巳ダム事業について収用裁決申請の提出断念を求めます。

石川県は住民の理解を得られないまま、辰巳ダム事業計画を推進することを目的に土地収用法を適用し、事業認定申請を中部地方整備局に提出、中部地方整備局はこれを受けて実質的な検証をすることなく事業認定処分を下しました。

辰巳ダム計画にはその当初から多くの住民が、治水・利水両面からその必要性がないこと、文化財である辰巳用水が破壊されることを丁寧に論証して、同計画の白紙撤回を求めてきました。その問題提起が功を奏し、辰巳ダムの建設目的から利水が消失しました。しかしながら石川県は異常に高い基本高水流量を設定して治水上の必要性をでっち上げ、辰巳ダムを治水専用ダムとした上で全く科学的根拠を持たずに「河床穴あき方式ダムなので環境負荷が少ない」と偽って同ダム計画の延命を図っています。

このようなことは決して許されることはありません。

石川県は、石川県土地収用委員会への収用裁決申請の提出を断念し、「辰巳ダム計画の中止」とその上位計画である「河川整備基本方針および河川整備計画の見直し」を行うことを強く求めます。

26



辰巳ダム流域航空写真(翌日に辰巳ダム工事事務所で撮影)

- ・ ダム予定地上流では、川はクネクネと曲がりくねり、深い峡谷になっている。

穴あきダム特別調査チーム行動記録

足羽川ダム計画予定地と辰巳ダム予定地視察と意見交換

「穴あきダム特別調査チーム」高木仁三郎市民科学基金から助成調査研究の一部速報版

1	実施日と実施者	19
2	行程	19
3	調査結果	19
1)	足羽川ダム予定地	19
①	新足羽川ダムの目的と現在の状況	20
②	九頭竜川水系河川整備計画・足羽川ダム	20
③	これまでの経過	21
④	旧足羽川ダムに地元が反対した理由	22
⑤	1997年（H9年）足羽川ダム審議委員会答申	23
⑥	美山町ダム反対期成同盟会事務局長・清水清一氏からの聞き取り	24
⑦	ダム予定地とその周辺の状況	25
⑧	今後の課題 まとめを兼ねて	25
2)	辰巳ダム予定地	25
①	辰巳ダムの概略	25
②	辰巳ダム計画の経過	25
③	犀川水系河川整備計画	26
④	「河床穴あき形式ダム」の問題	27
⑤	辰巳ダム計画の現状	28
⑥	辰巳ダム計画の目的・治水の虚構	28
⑦	犀川の状況とダム予定地の状況	28
⑧	今後の課題 まとめにかえて	28

1 実施日と実施者

2008年3月15日～16日：遠藤保男

2008年3月16日～17日：政野淳子

2 行程

3月15日 13:30 美山駅

↓ 清水清一氏に案内をいただき足羽川ダム予定地視察と情報収集

17:30 美山駅

20:00

↓ 金沢市の渡辺宅で渡辺寛氏・中登史紀氏と辰巳ダムについて情報・意見交換

24:30

3月16日 9:15 渡辺宅で渡辺寛氏・中登史紀氏と辰巳ダムについて情報・意見交換

11:00

↓ 政野氏、合流：犀川河口から辰巳ダム予定地、浅野川放水路流入口などを視察。
渡辺寛氏・中登史紀氏の案内による

18:30

↓ 渡辺宅で渡辺寛氏・中登史紀氏と辰巳ダムについて情報・意見交換

22:30

3月17日 8:20 遠藤、帰宅につく

政野、辰巳ダム工事事務所にヒヤリング

3 調査結果

1) 足羽川ダム予定地

① 新足羽川ダムの目的と現在の状況

足羽川ダム計画はその端緒を 1967 年（昭和 42 年）とし、1997 年（平成 9 年）に事実上凍結、その後
に立地場所を替え、治水専用ダムとして計画されている。このことから、ここでは、1997 年（平成 9 年）
までの計画を旧足羽川ダム、2007 年（平成 19 年）に河川整備計画で決定した足羽川ダム計画を新足羽川
ダム計画と記す。新足羽川ダムの諸元等を下に記す。



足羽川ダム	
場所	福井県今立郡池田町小畑地先
ダム形式	重力式コンクリートダム
ダム天端標高	EL.271m
ダムの高さ	約96m
総貯水量	28,700,000m ³
洪水調節容量	28,400,000m ³
堆砂容量	300,000m ³

分土工（水海川）

流域面積	20.7km ²
分派量	161m ³ /s
堤高	越流部 約15m 非越流部 約21m

② 九頭竜川水系河川整備計画・足羽川ダム

2007 年 2 月に策定された九頭竜川水系河川整備計画の中に、足羽川の支流部子川の 2km 地点に立地する洪水調節容量 2,840 万 m³ の治水専用ダムとして新足羽川ダムが位置づけられた。足羽川の治水目標値を表 1 に示す。

九頭竜川水系河川整備基本方針では天神橋地点の基本高水流量を 2,600m³/秒、計画高水流量を 1,800m³/秒、洪水調節量を 800m³/秒としている。

整備計画では戦後最大洪水を整備目標とし、「天神橋地点の戦後最大規模流量 2,400m³/秒を 1,800m³/秒に調節する」とし、洪水調節流量 600m³/秒を新足羽川ダムに見込んでいます。

整備計画では新足羽川ダムの洪水調節容量は基本方針を満足するものとし、水海川と導水路で結び、部子川と水海川の洪水をこの新足羽川ダムで調節するとしている。河川整備計画期間完了後に赤谷川、割谷川、足羽川上流部の 3 点と新足羽川ダムを結ぶ導水路等を整備し、基本方針を満たすとしている。

治水専用ダムなので通常はダム上流に湛水しない、いわゆる河床穴あきダムであるが、放流孔には放流量調節施設が設けられる。部子川と水海川の洪水調節を期間（整備計画期間）はダム流入量が 70m³/秒を超えると放流ゲートを全閉にし、下流基準点（天神橋）流量を見ながら 70m³/秒を上限に放流を開始す

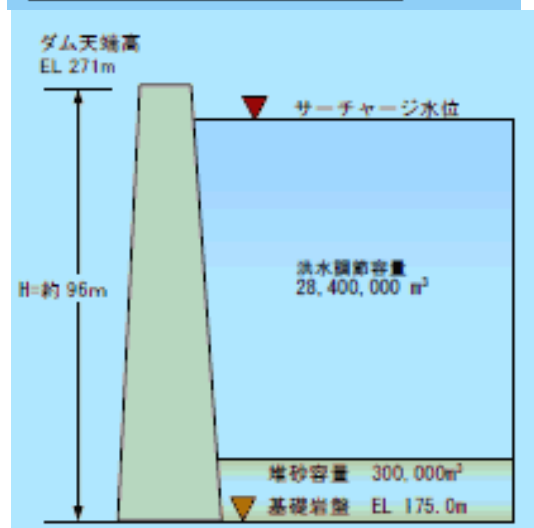
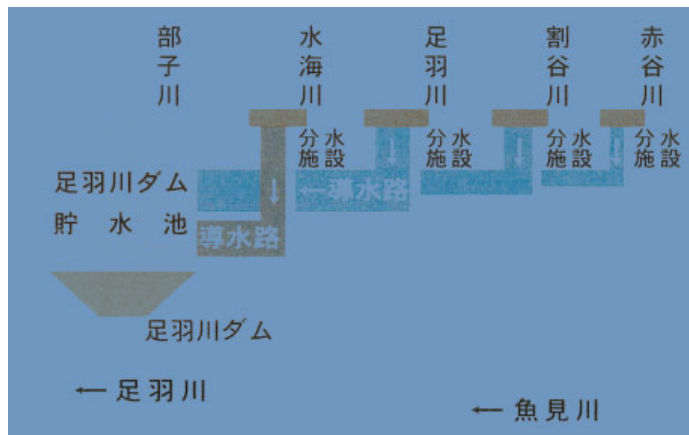


表 1 足羽川治水目標値（天神橋地点）	
九頭竜川水系河川整備基本方針 足羽川	
治水安全度	1/150
基本高水流量（m ³ /秒）	2,600
計画高水流量（m ³ /秒）	1,800
洪水調節流量（m ³ /秒）	800
九頭竜川水系河川整備計画 足羽川	
整備目標流量（m ³ /秒）	戦後最大 2,400 治水安全度 1/80 に相当
河道整備目標流量（m ³ /秒）	1,800
洪水調節流量（m ³ /秒）	600

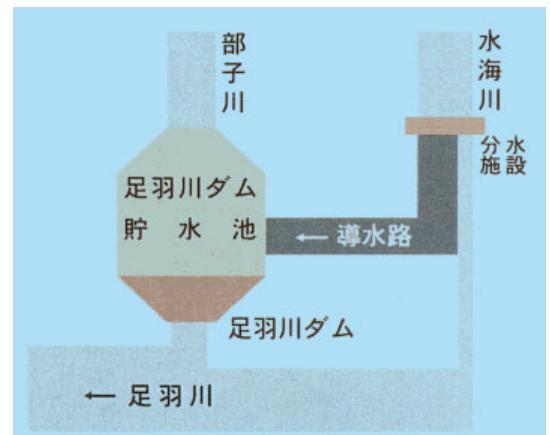
九頭竜川水系河川整備計画（整備計画期間）はダム流入量が 70m³/秒を超えると放流ゲートを全閉にし、下流基準点（天神橋）流量を見ながら 70m³/秒を上限に放流を開始す

るまで全量貯留する。整備計画期間後にすべての導水路が完成した時点ではダム流入量が 180m³/秒を超えると放流ゲートを全閉にし、下流基準点（天神橋）流量を見ながら 180m³/秒を上限に放流を開始するまで全量貯留する。

足羽川ダム工事事務所 TEL：0776-27-0642



基本方針に対応する施設



整備計画の目標流量に対応する施設

③ これまでの経過

足羽川ダム計画の経緯を足羽川ダム工事事務所のホームページ掲載の一覧表（この表には旧足羽川ダム計画に対する反対運動については一切記されていない。）から一部引用し、表 1 とする。

足羽川ダム計画は特定多目的ダムとして計画され、1967 年に予備調査が着手された。水没予定地住民の強い反対で 1997 年に事実上一時凍結となった。その後、2002 年になって福井市水道も福井県工業用水道もダム計画から撤退した。

利水目的が消失するとダム計画そのものが中止になるケースが多いが、足羽川ダム計画は治水専用ダムとして延命が図られ、2004 年 7 月の福井豪雨の前には 710 万 m³ の治水専用ダム（1 支川の洪水のみ導水）の案まで縮小した。ところが、福井豪雨で大きな災害が出たので、2004 年の 10 月には足羽川ダム計画は息を吹き返して、1,370 万 m³ の治水容量の倍増案に変わった。

九頭竜川水系河川整備基本方針が利根川水系などと一緒に、2006 年 1 月 23 日の国土交通省社会資本整備審議会河川分科会を通過した。

2007 年に策定された整備計画では「ダムの本体は基本方針に合わせて、4 河川からの洪水の導水が可能のように 2,870 万 m³ の容量にする。導水トンネルは水海川と部子川の間のみとし、その他の導水トンネルは次期以降の整備計画で策定することにするが、水海川と部子川の間トンネルは他の 3 河川からの導水を考慮した、基本方針に見合う大きさにする。」として、基本方針の内容をしっかりと使って足羽川ダムの容量をさらに倍増した「河床穴あき方式ダム」として復活した。

新計画のダムの位置と目的、構造は旧計画とは全く異なるものになった。

表 2 足羽川ダム計画の変遷

昭和 42 年	予備調査着手
昭和 60 年 4 月	民地内での現地調査開始
平成 4 年 11 月	美山町長が建設促進陳情、12 月町議会でダム受け入れ表明
平成 6 年度	新規建設着手
平成 7 年 9 月	ダム建設事業審議委員会を設置 ＜審議委員会 12 回、勉強会 3 回、現地視察、意見を聞く会＞

平成 9 年 9 月	ダム審議委員会が局長に答申 答申の内容 ・ 足羽川ダムは治水・利水・環境の観点から必要である。 ・ 現ダム計画（美山サイト）は大きな犠牲を伴い地元同意を得ることは困難な状況から、水没世帯が極力少なくなるよう事業者は最善の努力をすべき。
平成 9 年 11 月	足羽川ダム建設事業の今後の進め方について
平成 11 年 11 月	現ダムと比較できる代替候補案の机上検討結果を公表 ・ 代替候補案（部子川サイト）：ダム（部子川）＋導水（4 流域） ・ 今後の方針：「技術的に実現可能か現地調査を実施し……現ダム（美山サイト）と総合的に比較検討して、ダム計画の方針について公表する。」
平成 14 年 1 月	県から「足羽川ダムに係る水需要計画」の回答 足羽川ダムの新規利水（上水道・工業用水）は不参加としたい。
平成 14 年 5 月	「九頭竜川流域委員会」が設立 
平成 14 年 7 月	「部子川のダムサイトを足羽川ダム計画として提案していく」と公表 第 3 回九頭竜川流域委員会（現地調査）の場で、「総合的に判断し、代替候補案ダムの方が優位」とし、今後は部子川サイトを足羽川ダム計画として提案して行きたいと説明。
平成 16 年 7 月	福井豪雨により足羽川流域を中心に甚大な浸水被害が発生
平成 18 年 2 月	「九頭竜川水系河川整備基本方針」策定
平成 18 年 7 月	池田町長より国・県ならびに福井市・坂井市に対し、建設受け入れを伝え、要望書を提出
平成 18 年 8 月	河川整備計画原案を公表、流域委員会、住民意見の聴取
平成 18 年 10 月	整備局長、県知事、池田町長・議長により「足羽川ダム建設事業に係る基本協定書」を締結
平成 18 年 12 月	国、県、池田町により足羽川ダム建設事業推進協議会を設置
平成 19 年 2 月	平成 19 年 2 月 15 日に九頭竜川水系河川整備計画が策定・公表
平成 19 年 3 月	環境影響評価（アセスメント）の手続きに着手
平成 19 年 3 月	部子川ダム対策委員会と足羽川ダム建設事業に係る調査の実施に関する協定締結
平成 19 年 9 月	足羽川ダム小畑地区対策協議会と足羽川ダム建設事業に係る調査の実施に関する協定締結
平成 19 年 10 月	足羽川ダム下池田対策協議会と足羽川ダム建設事業に係る調査の実施に関する協定締結

④ 旧足羽川ダムに地元が反対した理由

最大の理由は旧足羽川ダムによる水没予定地の住民たちが自分たちの生活の場が奪われることを拒否したことにある。長い歴史ある故郷をダムに奪われることは住民たちにとって耐えられるものではなかった（旧足羽川ダムによる水没予定物件を表 3 に示す）。旧足羽川ダムによる水没予定地の住民たちは美山町内に 67000 m²（公簿上）に及ぶ共有地運動を大々的に展開した。ダム計画が強行されたとしても、ダム予定地周辺にこれだけの広さの代替地を国が用意することは到底無理、というのがそのネライであった。

第二は、自分たちの生活の場を奪うにたりるダム建設の根拠がなかったことである。

治水面では基本高水流量が異常に高く設定されていた上に、河道整備が極端に遅れていた。基本高水流量を科学的に見直すことで、その値は計画高水流量以下であること、よって、計画通りの河道整備を行えば、治水面ではダムは不要であることを水源連は指摘して来た。地元の皆さんはダムによる治水対策はむしろ危険であることも強く指摘した。

利水面においても、福井県と福井市の水需要予測が絵に描いた餅であることを地元の方々と水源連が指摘した。

水源連は、治水面においても利水面においても足羽川ダムは不要であることを、足羽川ダム事業審議委員会で証言した経緯を持っている。

表 3 水没予定物件

家屋	2 2 0 戸（美山町 1 6 0 戸・池田町 6 0 戸）・代替地は美山町
宅地	1 9 . 8 ヘクタール
耕地	7 5 ヘクタール
山林	1 9 0 ヘクタール

⑤ 1997 年（H9 年）足羽川ダム審議委員会答申

足羽川ダム審議委員会は 1997 年 9 月 5 日に下記答申を近畿地方整備局長に提出した。

足羽川ダム審議委員会の答申

審議の結果、審議委員会では以下のように意見を申し述べる。

足羽川の治水、利水(生活用水、工業用水、農業用水)ならびに環境(河川美化)を考慮すれば、足羽川にダム建設は必要である。

しかし、現在計画している足羽川ダム（美山町蔵作をサイトとする旧足羽川ダム計画）については、審議委員会では次の意見が出された。

- ✧ 足羽川ダムの建設は、住民を水害から守り、流域への灌漑用水の供給、生活・産業活動に不可欠な水資源確保のために必要である。
- ✧ 現行立地での計画推進には、大きな犠牲を伴い、地元同意を得ることが困難と思われるので、適当とは認めない。
- ✧ ダム建設による水没世帯が極力少なくなるようダム規模の縮小、河川改修等、事業者は最善の努力をするべきである。
- ✧ ダム建設には下流流域の受益者の協力が特に重要である。
- ✧ やむを得ず水没世帯が生じる場合は、事業者と受益者は納得のいく代替地の提供等十二分な補償を講ずるべきである。また、関係市町村にわたる広域観光開発等を強力に実施する等地域振興をはかるべきである。

よって事業推進にあたっては、今後とも地域住民の意見を十分に聴取し理解を得るとともに、足羽川の治水、利水、環境の重要性ならびに計画発表から 40 年近く経過した現状に鑑み、委員会の意見を十分勘案され、早急にその可能性について検討されたい。

この審議委員会で旧足羽川ダムに NO を唱えたのは旧足羽川ダム建設予定地を抱える美山町長と美山町会議長だけであった。美山町にとっては「町民と町を守るにはなんとしても美山町にダムを造らせてはならない」という悲願の実現が第一であった。

近畿地方整備局はこの答申を受け対応を検討し、1997 年 11 月 19 日にその検討結果を発表した。

足羽川ダム建設事業審議委員会からの「足羽川ダム建設事業についての意見」を受けて

平成 9 年 11 月 19 日

近畿地方建設局

建設省は、足羽川ダム建設事業審議委員会からの意見を尊重し、足羽川ダム建設事業について、今後以下の方針で検討を行うこととする。

1. 治水計画については、現在の足羽川ダム計画に加え、これまでに検討し公表してきた代替案の他、ダム建設による水没戸数を極力少なくする可能性について検討すべきとの同審議委員会の意見を踏まえた代替案も検討する。
2. 水道用水、工業用水については、その確保の方法等について、建設省、福井県、水道事業者及び工業用水道事業者が共同で、治水計画の代替案検討と連携して検討を進める。
3. 調査・検討ののち、その結果を公表し、福井県知事、関係市町村長、関係住民等の意見を聴いた上で、今後の足羽川ダム建設事業の進め方について判断することとする。

これを境に、旧足羽川ダムに替わるダム計画の検討が開始され、その結果として治水専用の治水ダムとして部子川に新足羽川ダムを建設することが 2007 年策定の九頭竜川水系河川整備計画に書き込まれた。

⑥ 美山町ダム反対期成同盟会事務局長・清水清一氏からの聞き取り

旧足羽川ダム計画は足羽川ダム審議委員会答申により実質中止となり、その後の扱いは九頭竜川水系河川整備計画に引き継がれることになった。九頭竜川水系河川整備計画策定にあたって近畿地方整備局は流域委員会を設置した。一部委員を公募したことから旧足羽川ダム反対運動に熱心に関っていた福井市在住の酒井與郎氏が応募し、委員となった。流域委員会が開かれてみるとそこには旧足羽川ダム水没予定地のダム反対派住民を代表した委員が任命されていなかった。酒井氏はこの状況は許せない、と美山町ダム反対期成同盟会の清水清一事務局長を委員に加えることを委員会で要望しそれを実現させた。九頭竜川水系流域委員会で酒井與郎氏と清水清一氏が委員として「足羽川にダムは不要」を強く主張した。

しかし、2003年10月に酒井氏が任期半ばで他界され、その後は委員会でダム反対をとなえるのは清水氏一人になったこと、新足羽川ダム立地予定地である池田町部子川流域住民がこぞってダム誘致に熱心なこと、更には2004年7月の福井豪雨水害など、ダム推進派にとって好条件がそろったことから、2007年に新足羽川ダム建設を骨子とした九頭竜川河川整備計画が策定された。

このような状況の中で、清水清一氏に現状をどのようにとらえられているのか、最近の情報を含めて話をうかがった。

その骨子は、

- ◇ 九頭竜川水系流域委員会は整備計画を策定した時点（2007年）で解散した。
- ◇ 河床穴あき方式治水専用ダムの問題（ただし流入量70m³/秒以上で放流ゲート全閉）
 - 水位を落とすのに時間をかければその間にもうひと雨あると長期濁水の原因やダム4パンクとなる。
 - 放流孔が河床にある。洪水時は全閉となるので貯留水位が高くなり、非常に高い水圧がゲートにかかる。ゲートを開けると勢いよく水が噴き出す。
 - 部子川のダムサイトから足羽川合流点までの集落が危険にさらされる。合流地点の足羽川左岸は破堤の危険にさらされる。
 - 横越集落への影響。 → ダムができると、そのダムサイト下流で取水している横越集落の再活用水・農業用水が使えなくなる。
 - ダムは危険。 → 2004年洪水は流木が被害を増大した。河床に放流孔を設けると、流木が放流孔をふさいでしまう可能性は非常に高い。
- ◇ 2004年福井豪雨がダム計画に与えた影響
 - 新足羽川ダムの規模 → ダム湖（貯水池）容量が710万m³→1370万m³→2800万m³とどんどん増えた。
 - 旧足羽川ダム復活の署名活動 → 2004年豪雨を契機に旧足羽川ダム復活を求める署名運動が展開された。「過去の経緯からそれはありえない」と清水氏が説得した。
 - 2004年福井豪雨水害をどう見ているか → 明治29年の洪水被害に匹敵するのではないかと。流木が被害を倍加した。山が荒れている。治山が緊急の課題。

注：2004年福井豪雨 福井県資料から

2004年福井豪雨における足羽川天神橋地点上流域の2日雨量は268.8mmで雨量確率は1/25、6時間雨量は228.9mmで雨量確率はなんと1/1000であった。天神橋地点の最高水位は約T.P 24m、最大流量は約2,400m³/秒であった。（福井県 平成16年8月31日 平成16年7月福井豪雨の概況 より）

- ◇ 新足羽川ダム計画が進行する理由について
 - 河川整備計画の盛り込まれた一番の理由
 - 新足羽川ダム予定地には水没予定世帯がおおよそ50世帯ある。全員が最初からダムに賛成・誘致している。これが一番の理由。
 - 補償の問題
 - ● 高く評価されるものと思うと大間違いで、補償基準は田・畑・家屋・森林な

どそれぞれが数段階にランク付けして評価する。

- 代替地には水道・下水道・緑地などが整備されるのでその費用が加算され、代替地単価は補償単価より高くなるのが一般。

⑦ ダム予定地とその周辺の状況

JR 福井駅から J R 越美北線に乗り換えて美山駅に向かった。

福井駅から美山駅に向かう車窓からは、足羽川に沿う風景が広がる。2004 年福井豪雨による被害の改修工事中のところが何箇所も見られた。

美山駅からは清水清一さんが運転する車でダム予定地とその周辺を案内していただいた。各地点の写真と説明を別紙「足羽川ダム予定地とその周辺の状況」に記したので参照されたい。

⑧ 今後の課題 まとめを兼ねて

旧足羽川ダムは利水目的のない治水専用の河床穴あき方式ダム・新足羽川ダムとして事業が推進される。新足羽川ダム事業は今のところダム予定地住民のいわば誘致によって進んでいる。

上流域の本川・支川から導水路で結ぶという新足羽川ダム。

ダムに依存する治水はむしろ大きな危険をもたらすことが各地で実証されている。ダムとその付帯工事に莫大な金をかけるのであれば、堤防整備などの河道整備と治山に回した方がはるかに確実に効果も早く現れる。足羽川水系に最も適した治水代替案の検討を強く求めている。

2) 辰巳ダム予定地

① 辰巳ダムの概略

辰巳ダムの諸元、位置等を図と表で右に示す。これらはともに、石川県の HP からの引用である。

辰巳ダムは河床穴あき方式の治水専用ダムである。

② 辰巳ダム計画の経過

辰巳ダム計画は 1974 年に予備調査が開始され、1975 年に実施計画調査事業採択され、その後の計画変更を経て現在に至っている。

辰巳ダムの当初の建設目的は多目的ダムであった。このダム計画に対しては、由緒あり現在も金沢市民に愛されている辰巳

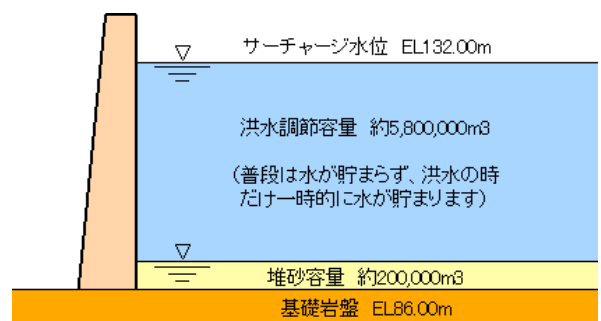


図 1 辰巳ダム位置図

表 4 辰巳ダム諸元

集水面積	全体流域(犀川ダム流域含む) 77.1km ²
	ダム流域(犀川ダム流域除く) 21.0km ²
形式	重力式コンクリートダム
堤高	51.0m
堤頂長	195.0m
堤頂幅	6.0m
堤体積	約 146,000m ³

図 2 辰巳ダム貯水池容量配分図



用水がその取水口から約 160 メートルのトンネルが破壊されること、また、同ダムの必要性には根本的な疑問があることから、ダム建設反対運動が続いていた。2000 年代に入り、水需要の伸びが期待できないことが明らかになり、辰巳ダム計画の延命には治水専用ダムとして計画変更せざるを得なくなった。

表 5 辰巳ダム計画の経過 石川県 HP より

昭和	49 年 4 月	予備調査開始
	50 年 4 月	実施計画調査事業採択
	58 年 4 月	建設事業採択
平成	2 年 1 月	補償基準妥結
	4 年 4 月	付替市道工事着手
	11 年 8 月	石川県公共事業評価監視委員会（付帯条件付で事業継続）（再評価）
	16 年 7 月	犀川水系河川整備基本方針策定
	16 年 8 月	石川県公共事業評価監視委員会（付帯条件付で事業継続）（再々評価）
	17 年 3 月	犀川水系河川整備計画策定
	17 年 8 月	付替市道開通式
	17 年 11 月	事業説明会
	19 年 1 月	事業認定申請
	19 年 5 月	公聴会
	19 年 11 月	事業認定告示

2005 年に策定された犀川水系河川整備計画に変更された辰巳ダム計画が盛り込まれている。

③ 犀川水系河川整備計画

犀川水系河川整備計画に記されている「治水」と「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」の整備目標について表 6 に示す。

表 6 犀川水系河川整備計画抜

第 3 節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関して、犀川本川では、沿川地域を基本方針で目標と定めた概ね 100 年に 1 回程度発生する規模の降雨による洪水から防御するため、中下流部では河道整備を行い、さらに、上流部では既存の犀川ダムと内川ダムにおいて貯水容量配分の再編成を行い、新設する辰巳ダムを含めた 3 ダムの連携運用によって洪水時の水位を低下させることで、洪水の安全な流下を図る。

第 4 節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、犀川の河川水は都市用水、農業用水、市内の環境用水など多様な利用が行われていることから、関係機関と協力して取水状況の把握などを行い、適正かつ合理的な水利用がなされるように努めるとともに、既存の犀川ダムと内川ダムにおいて貯水容量配分の再編成を行い、新設する辰巳ダムを含めた 3 ダムの連携運用により、流水の正常な機能の維持を図る。

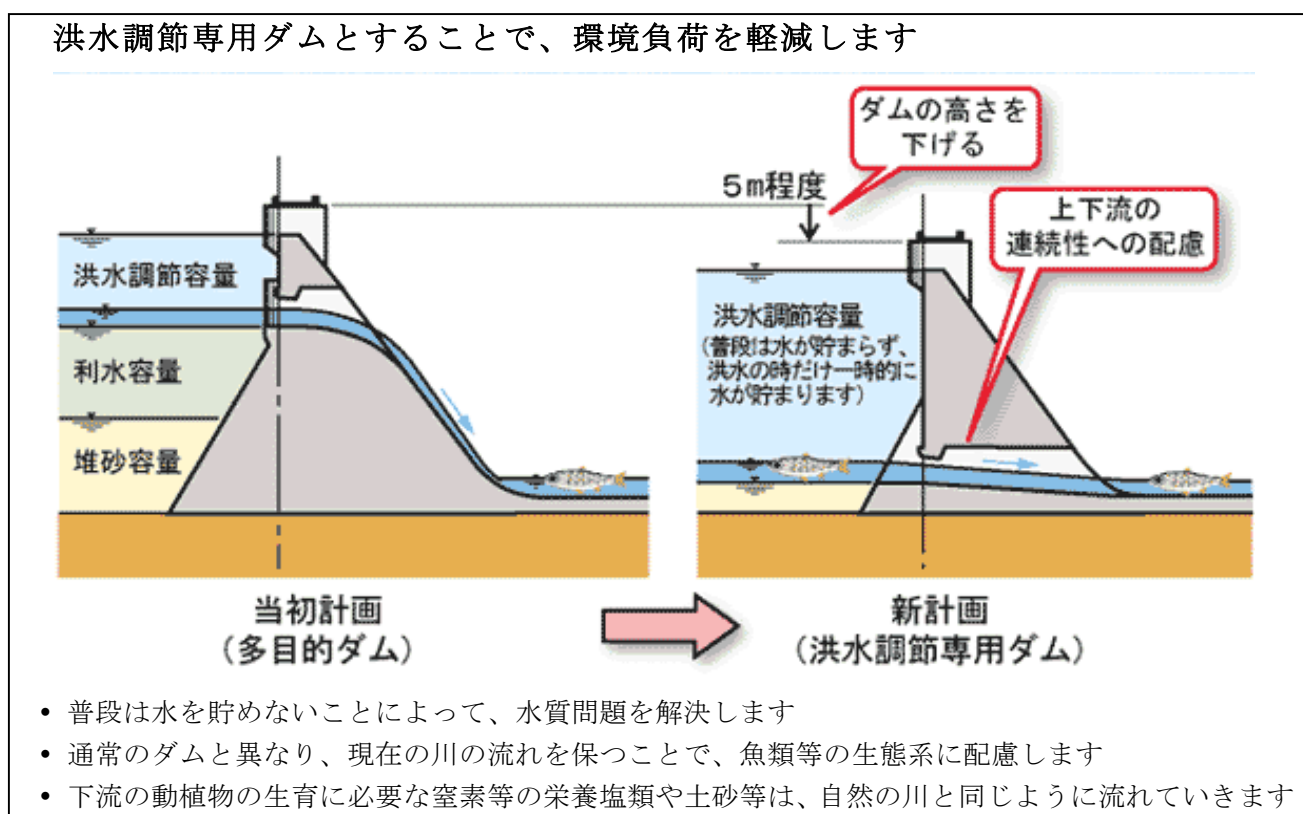
これにより、基本方針で目標と定めた概ね 10 年に 1 回程度発生する渇水時に犀川大橋地点で 1 月及び 2 月は概ね 0.45m³/秒、その他の期間は概ね 1.19m³/秒の流量を確保するとともに、さらなる水環境の改善に努める。

「治水」と「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」を目的に、既存の犀川ダムと内川ダムにおいて貯水容量配分の再編成を行い、新設する辰巳ダムを含めた 3 ダムの連携運用により、洪水時の水位低下と流水の正常な機能の維持を図る、というのが整備目標の骨格となっている。3 ダムの位置関係は図 1 を、辰巳ダムの貯水池容量配分は図 2 を参照されたい。

石川県は辰巳ダム建設事業を紹介する HP に「辰巳ダムの計画変更」というページを設け、そこでは「辰巳ダムは、当初多目的ダムとして計画が進められていましたが、既設の犀川ダム、内川ダムとの効率的な容量の再配分を行い、普段は水が貯まらない洪水調節専用ダムとして計画を変更しました。」と記したうえで、「洪水調節専用ダムとすることで、環境負荷を軽減します」という図 3 に示す記事を掲

載している。

図 3 辰巳ダム計画変更概念図



「河床穴あき形式」の治水専用ダムであるから常時はダムの上流と下流が連続しているので、環境負荷を軽減する、というのが石川県の説明である。果たしてこの説明は受け入れられているのだろうか？

④ 「河床穴あき形式ダム」の問題

辰巳ダム計画に反対している「辰巳の会」の皆さんは、「河床穴あき形式ダム」について下記の問題点を指摘している。

- ① 洪水減勢のため副ダムが作られダム固有の堆砂や水質問題が発生する。
- ② 穴の存在は流木対策に決め手がない。
- ③ 上流では水位変動が激しく斜面崩壊を起こしやすい。
- ④ 湛水池の水位変動は中小動物の殺戮を繰り返す。
- ⑤ 下流で中小洪水が減少し河川環境が激変する。
- ⑥ 魚道に魚が遡上するかどうか。ここで魚種が選別される。
- ⑦ 陽炎など川虫の孵化と移動が遮断される。
- ⑧ 生態系についての検討がまったくない。

特に辰巳ダム予定地は地すべり発生区域を抱えていることから、降雨の都度生じる貯水位の上昇・下降の繰り返しが地滑りによる斜面崩壊を誘発する可能性が高い。斜面崩壊を引き起こすようなところは倒木も多い。多くの倒木が「河床穴あき形式ダム」の穴をふさぐ可能性も高い。

このように、「河床穴あき形式ダム」は県の「環境負荷の少ないダム」という説明とは全く逆に、「危険の多いダム」なのである。

辰巳ダムの場合は放流孔に流量調節ゲートは設置されないので人為的な放流量調節はできない。流量調節は貯水池の水位と放流孔の大きさで決まってしまうから、このダムによる流量調節が効果を表すケースはえらく限られる。

「河床穴あき形式ダム」は環境面、治水面、安全面で多くの問題を引き起こすので、「欠陥ダム」と

という言葉がふさわしい代物なのである。

⑤ 辰巳ダム計画の現状

辰巳ダム予定地にはダム反対住民が共有地を有している。石川県はダム反対住民からの問題提起に耳を傾けることなく、辰巳ダム計画を一方的に推進してきた。石川県は水没予定地の地権を獲得していないとダム本体工事に着工することができない。ダム反対住民を無視してダム本体工事に着工するとして、石川県は2007年1月に土地収用法の適用手続き＝事業認定申請を中部地方整備局に行い、中部地方建設局は2007年11月に事業認定処分を下した。

石川県は土地収用委員会に収用裁決申請提出を目前に控え、任意の土地譲渡交渉として共有地地権者廻りを行っている。しかし、土地共有者たちを納得させるだけの根拠を示すことは全くできていないのが現状である。

⑥ 辰巳ダム計画の目的・治水の虚構

－渡辺寛氏・中登史紀氏との情報・意見交換に基づいて－

3月15日、16日の夜は辰巳ダム計画の目的、特に治水面についての情報と意見の交換を行った。その結果わかった問題点を「犀川辰巳治水ダム建設事業認定処分の問題点－基本高水流量設定のゴマカシー」としてまとめたので、それをこの報告に添付する。

⑦ 犀川の状況とダム予定地の状況

3月16日、渡辺 寛氏・中登史紀氏の案内で犀川河口から犀川に沿って辰巳ダム予定地まで遡って調査、次いで浅野川の放流水路取り入れ口・放流口を調査した。

各地点の状況については別紙「辰巳ダム現地調査」pdfで報告する。

⑧ 今後の課題 まとめにかえて

辰巳ダムは利水目的が消えたことから、その位置づけが治水専用ダムに変更された。1,750m³/秒という基本高水流量に3ダムで対応することが辰巳ダム建設の目的である。

この基本高水流量記録1,750m³/秒という値は、過去30年の最大流量（ダム戻し、浅野川放流除外）842m³/秒の2倍以上であり、過去30年の年間最大流量を用いて確率分布モデルで算出した生起確率1/100の流量810m³/秒の2倍上の値である。

辰巳ダム建設は、このように実態から大きく外れて信頼性が全くない基本高水流量に対応させるための事業であるから、その違法性は厳しく指摘されるのが当然である。ちなみに、辰巳ダム事業計画はそれまでの基本高水流量1,600m³/秒を1,740m³/秒に嵩上げすることで必要とされた計画である。添付資料「犀川辰巳治水ダム建設事業認定処分の問題点－基本高水流量設定のゴマカシー」に記したように、石川県の手法を使うとしても計画降雨量を科学的に求めるだけで基本高水流量は1,500m³/秒程度になるから、従前の基本高水流量（1,600m³/秒）を変更する必要はなかった。

このように、本来必要性のないダムを、「環境負荷の少ないダム」と偽って治水専用ダムとして辰巳ダム計画を延命させることは許されてはならない。

* この報告は、「穴あきダム特別調査チーム」として高木仁三郎市民科学基金から助成を受けて行っている調査研究の一部速報版です。

犀川辰巳治水ダム建設事業認定処分の問題点

－基本高水流量設定のゴマカシ－

遠藤保男

辰巳ダム事業計画が根拠としている河川整備計画が犀川水系河川整備基本方針と整合していないことによる建設目的の矛盾、基本高水流量が設定に用いた洪水の実績流量の8倍と異常に倍率が大きなこと、実績最大流量（犀川大橋地点の観測流量＋ダム調節流量－浅野川放流量：平成10年9月22日洪水842m³/秒）と比べて2倍以上という余りに過大に設定されていることなどの問題点、流量確率法による基本高水流量の算出について記す。

目次

1. 整備計画の表現のおかしさ	29
浅野川からの合流分の扱われ方は？	29
小括	30
2. 過大な基本高水流量	31
⇒ 過大な基本高水流量	31
計画降水量の算出	31
引伸ばし後の降雨波形の評価	36
小括	37
3. 流量確率法による検証	37
4. まとめ	38
① 基本方針と同一の治水安全度を目標としながら、浅野川からの合流分を無視している。	38
② 計画降雨量の算定と引き延ばし後の降雨波形の検定が極めて恣意的に過大な基本高水流量を設定している。	38
③ 流量確率法による検証を行っていない。	38
④ 市民側の計算では803～880m ³ /秒と推定される。モデル群の安定性にも評価を加えると、LN2PM法の803m ³ /秒である。	38

1. 整備計画の表現のおかしさ

浅野川からの合流分の扱われ方は？

辰巳ダム建設事業は犀川水系の治水安全度1/100を満たすことを目的としている。

辰巳ダム建設事業の根拠は同水系河川整備基本方針を受けた同水系河川整備基本計画（犀川水系の治水計画）にある。

犀川水系河川整備検討委員会がH15年11月に提出した犀川水系河川整備基本方針（提言）

<http://www.pref.ishikawa.jp/kasen/saigawa/teigen.pdf>

は、「基準地点犀川大橋において、基本高水のピーク流量1,750m³/sのうち、洪水調節施設により770m³/sを調節し、浅野川からの合流量250m³/sを加えて、河道への配分流量を1,230m³/sとする。」とし、表－1のようにまとめている。

表－1 基本高水のピーク流量等の一覧表（単位：m³/秒）

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	浅野川からの合流量	河道への配分流量
犀川	犀川大橋	1,750	770	250	1,230

石川県はこの提言を受け、H16年7月に基本方針を定めている。表－2に見るように、基本方針

では、浅野川からの合流量と洪水調節施設による調節流量について提言された値を変更している。

表一 2 基本高水のピーク流量等の一覧表 (単位: m ³ /秒)					
河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	浅野川からの合流量	河道への配分流量
犀川	犀川大橋	1,750	640	(250) 120	1,230

() は、浅野川放水路流入最大値

犀川水系河川整備計画は、

「辰巳ダムは、既存の洪水調節施設である犀川ダム・内川ダム及び浅野川放水路と連携して犀川本川で概ね 100 年に 1 回程度の降雨により発生する規模の洪水に対しても安全に流下させることを目標とし、基準地点犀川大橋において、そのピーク流量 1,750m³/s を辰巳ダムを含む上流の洪水調節施設等で 520m³/s を調節し、河道への配分流量を 1,230m³/s として、洪水の安全な流下を図る。」としている。この表現を表一 1, 2 に合わせた表になおすと、表一 3 になる。

表一 3 犀川水系河川整備計画					
河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	浅野川からの合流量	河道への配分流量
犀川	犀川大橋	1,750	520	—	1,230

これでは浅野川からの合流量が無視されているので、浅野川からの合流量があふれることになる。

この件について石川県土木部河川課ダム建設室に問い合わせた。

『上流の洪水調節施設等で 520m³/s を調節し』という表現は誤解を与えるが、ダムによる調節後に浅野川からの合流があるので、最終的には基準点での最大流量を 1,230m³/秒になるように調節する。まとめると、基本高水流量 1,750m³/秒が 1,230m³/秒に調節されるので調節量を 520m³/秒と表現した」という説明であった。「上流ダム群によるダム地点における最大調節流量は 990m³/秒、これに対応する基準点（犀川大橋）における効果は？」という問いには「基本高水流量出現時の浅野川からの合流量は 120m³/秒とみなされる。その合量 1,870m³/秒を 1,230m³/秒に調整するのであるから、上流ダム群による調節効果は 640m³/秒ということになる」という回答であった。

そうであるならば、浅野川からの合流量が考慮されているので溢れることはない。

それにしても河川整備計画ではなぜ、基本方針と異なる表現をしているのか？ 理解に苦しむのである。なんとも「あと付け」の説明としか言いようがないと思われてならない。

小括

このように、事業認定を与えた「犀川辰巳治水ダム建設事業」は、3 ダムによる調節流量と浅野川からの合流量が基本方針策定の過程で変更されていること、上流ダム群による基準点における調節効果が整備計画に明示されていないこと、その数値の算出過程を示す根拠資料が見当たらないこと、浅野川からの合流量を 120m³/秒とした根拠を示す資料が見当たらないことなど、疑問は多い。まずは「犀川辰巳治水ダム建設事業」ありき、で、適当に数値あわせがされている、というのがその実態なのではないのか？

つい最近、現地の中氏がこの件について「放水路からの流量と本川の流量を経過時間ごとにハイドロ（流量の経時変化のグラフ）で確認したい、本川のピーク 1,750m³/秒のときに、放水路からの合流量はいくらで、放水路からのピーク 250m³/秒のときに本川の分の流量はどれだけか、ハイドログラフを確認したい」と石川県に質問したところ、県は「根拠文書が無い、いまから、コンサルに発注して作るので時間がほしい。」という主旨の回答をしている。

2. 過大な基本高水流量

大きな SLSC を採用して、過大な計画降雨量を設定

大きな SLSC を採用して異常値の判定

⇒ 過大な基本高水流量

犀川の、基準地点「犀川大橋」における基本高水流量を 1,750m³/s としている。

中氏によれば、

1：年間最大流量から求めた犀川大橋地点の 100 年に 1 回の基本高水流量は 803～880m³/秒である。

設定された基本高水流量 1,750m³/s はこの数値と比べ 2 倍もあり、あまりに大きい。

2：設定に用いた洪水の実績流量（216m³/秒以下）の 8 倍以上と異常に倍率が大きい。

これらの指摘事項が生じる原因を突き止めることにする。

この数値は「実績降雨量から 100 年に 1 回生起する降雨量を求めて計画降雨量とし、幾つかの洪水にこの計画降雨量をあてはめてその洪水のハイエットグラフを引き伸ばして計画降雨波形をつくる。それらについて時間雨量・地域分布の両面で異常値を切り捨てる。残ったハイエットグラフ群について貯留関数法で流出流量群を求めたなかの最大値」（雨量確率法という）である。

ここで科学的に注意すべきことは、計画降雨量の求め方、引伸ばし後の異常値と判断する基準である。この基準を甘くすることで基本高水流量は異常に大きな数値になってしまう恐れがあるからだ。

計画降水量の算出

計画降水量の算出は下記のスキームで行われている。（株式会社アイ・エヌ・エーによる平成 14 年度「犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）－犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」1-27）

実際、株式会社アイ・エヌ・エーによる平成 14 年度「犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）－犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」の 1-30 には、

“グンベル分布、平方根指数型最大値分布 (Sqrt—Et) および一般化極値分布 (GEV) により確率雨量を算定した後、SLSC による適合度評価を行ったところ適合度基準 0.04 以下の確率分布は、グンベル分布、一般化極値分布 (GEV) となった。

次に、グンベル分布、

一般化極値分布 (GEV) に対しリサンプリング (jackknife 法) により、推定値を算出したところ、1/100 確率規模時の推定誤差の最も小さい確率分布モデルはグンベル分布となる。

よって、基準点の確率 2 日雨量はグンベル分布を採用し、314 mm とする。”

と記載され、まとめとして下表が掲載されている。

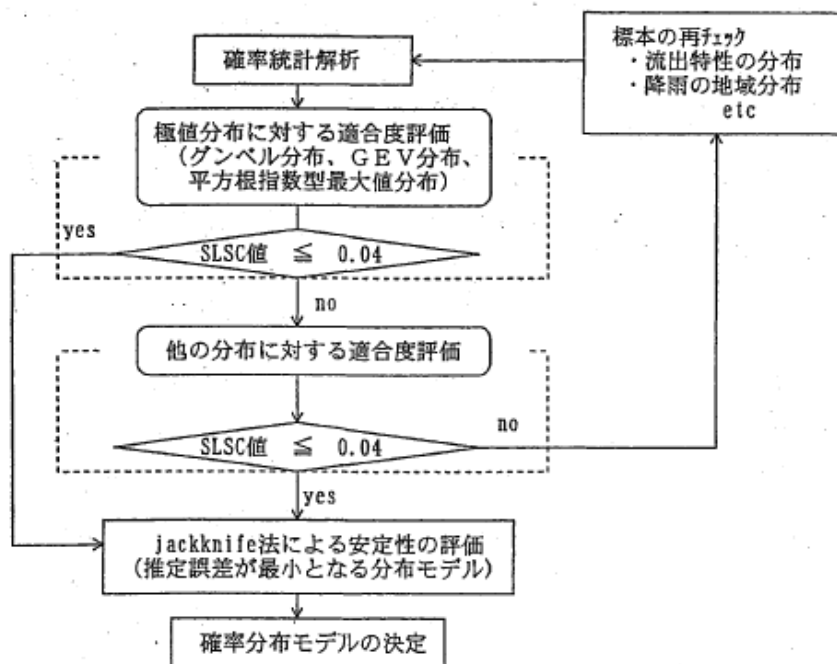


図-1.4 確率水流量設定フローチャート

表-1.6 確率2日雨量の決定値

項 目	グンベル分布 Gumbel	平方根指数型 最大値分布 SqrtEt	一般化極値分布 GEV
SLSC値	0.035	0.062	0.040
Jackknife推定誤差	21.0	39.4	30.4
Jackknife推定値	313.2	416.6	272.5

この確率統計解析において適合度の評価基準を $SLSC \leq 0.04$ としているが、これは国も同じである。国土交通省河川局計画調整室長である尾沢氏にその根拠を電話で問い合わせたところ、「田中・實氏の1999年の論文『河川流量の頻度解析における適合度と安定性の評価』（水工学論文集 第43巻 1999年2月 127-132）」ということであった。なお、安定性については「国交省は安定性に関しては評価基準を設定していない」というのが尾沢氏の回答であった。

確かにこの論文にはまとめとして、

- (1) 各確率分布モデルの適合度を明らかにした。
- (2) 河川流量の満足すべき適合度の基準として $SLSC \div 0.04$ とするのが適当である。
- (3) 安定性評価の指標として jackknife 推定誤差が有力な指標となる。
- (4) jackknife 推定値、jackknife 推定誤差を確率紙にプロットすることにより、選択する確率分布モデルの総合的なチェックが可能となる。

と記されている。

しかし、この論文をよく読んでみると「(2) 河川流量の満足すべき適合度の基準として $SLSC \div 0.04$ とするのが適当である。」というのは、「基準を $SLSC \div 0.04$ まで緩めないと、適合するモデルが一つもないことが有りうる」という条件の下でのことであることが分かる。實氏は1986年、1987年、1988年と続けて「水文統計解析における確率分布モデルの評価」に関する論文を発表している。これらの論文も含め、實氏の論調は、

1. 適合度としては $SLSC \div 0.02$ の確率分布モデルが最も望ましい。
2. その条件を満たす確率分布モデルがない場合は $SLSC < 0.03$ を基準とする。
3. 安定性については、上記の条件で選択されたものにつき、jackknife 推定誤差が最小な確率分布モデルを選択する。
4. 流量に関しては、 $SLSC < 0.03$ を満たす確率分布モデルがない場合があるので、 $SLSC \div 0.04$ を基準とする。

というものである。

$SLSC < 0.03$ を満たす確率分布関数があるにもかかわらず、基準を $SLSC \div 0.04$ まで広げて選択すると、その幅はひどく広がってしまう。

国交省はダム建設の根拠立ての手法として、實氏の研究成果のうち、国交省に都合の良い表現の一部分のみを採用し、さらに安定性の検証を行わずに、確率分布モデルの選択基準を設定しているのである。

平成14年度「犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）－犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書」1-32には「犀川大橋基準点の確率2日雨量の評価」として12の確率分布関数による値の一覧表が掲載されている。これを次ページに表-4として引用する。

この表について、 $SLSC < 0.03$ を満たす確率分布関数の中で jackknife 推定誤差が最小なものを探すと、LN3Q（対数正規分布3母数）で100年に1回の2日雨量は281.7mmである。計画降雨量314mm/2日は然るべき数値である282mm/2日より32mm/2日も大きい。計画降雨量314mm/2日という値

は、 $SLSC < 0.03$ を満たす確率分布関数では、400 年に 1 回よりも小さい生起確率でしかないのである。



ダムサイト(予定地)を見下ろす

- ・ 右が自然の流れ、左が工事中の仮排水路



穴あきダムの手作りモデル
(渡辺氏作)

- ・ 事業者は環境に優しいというが、予定地は、現在、林地や地形が削られ環境破壊中。
- ・ S字に曲がりくねり、狹窄して、天然のダムとも言える地形。



表-4 犀川大橋基準点 確率2日雨量

表-1.7 犀川大橋基準点 確率2日雨量の評価

水系名	犀川
河川名	犀川
地点名	基準点2日雨量
データ件数	46
α	0.4
Bootstrapサンプル数	2000

	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	Iwai	IshiTaka	LN3Q	LN3PM	LN2LM	LN2PM
X-COR(99%)	0.941	0.985	0.967	0.992	0.991	0.990	0.993	0.993	0.993	0.993	0.987	0.987
P-COR(99%)	0.842	0.993	0.988	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.997	0.994	0.994
SLSC(99%)	0.069	0.035	0.062	0.040	0.027	0.024	0.023	0.024	0.024	0.024	0.042	0.041
対数尤度	-229.0	-244.3	-246.2	-242.0	-448.9	-242.5	-241.9	-241.9	-322.7	-323.3	-323.7	-325.3
pAIC	461.9	492.7	498.5	489.9	901.9	489.0	489.8	489.8	651.4	652.5	651.4	654.5
X-COR(50%)	0.981	0.982	0.981	0.972	0.972	0.990	0.976	0.977	0.977	0.977	0.981	0.981
P-COR(50%)	0.979	0.982	0.977	0.963	0.984	0.997	0.984	0.984	0.984	0.984	0.982	0.981
SLSC(50%)	0.084	0.053	0.116	0.080	0.062	0.074	0.057	0.053	0.054	0.053	0.059	0.062

確率水文量	確率年	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	Iwai	IshiTaka	LN3Q	LN3PM	LN2LM	LN2PM
	2	141.9	150.2	149.1	155.8	155.9	157.3	155.8	155.0	155.2	155.0	150.9	150.9
	3	163.5	170.8	175.3	177.1	177.3	178.5	176.5	175.7	175.8	175.8	173.0	173.4
	5	190.8	193.8	206.7	198.1	198.2	198.7	197.2	196.8	196.6	196.8	197.0	198.0
	10	227.8	222.7	249.4	221.3	221.0	219.9	220.4	220.6	220.1	220.6	226.5	228.1
	20	264.8	250.4	293.7	240.4	239.7	236.7	240.3	241.5	240.6	241.4	254.1	256.4
	30	286.4	266.4	320.7	250.1	249.4	245.0	251.0	252.8	251.6	252.7	289.8	272.5
	50	313.7	286.3	355.9	261.3	260.5	254.5	263.7	266.3	264.8	266.1	289.2	292.5
	80	338.8	304.5	389.6	270.5	269.9	262.2	274.8	278.1	276.4	277.9	307.0	310.8
	100	350.7	313.2	406.1	274.6	274.0	265.6	279.9	283.6	281.7	283.3	315.3	319.4
	150	372.3	328.8	436.7	281.5	281.3	271.3	288.9	293.3	291.2	293.0	330.5	335.0
	200	387.7	340.0	459.1	286.1	286.1	275.1	295.2	300.1	297.7	299.7	341.2	346.1
	300	409.3	355.6	491.4	292.1	292.6	280.1	303.7	309.4	306.8	309.9	356.4	361.7
	400	424.7	366.7	515.0	296.1	297.0	283.4	309.7	315.8	313.0	315.4	367.2	372.9
	500	436.6	375.3	533.6	299.0	300.2	285.9	314.2	320.8	317.8	320.3	375.5	381.5
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Jackknife推定値	確率年	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	Iwai	IshiTaka	LN3Q	LN3PM	LN2LM	LN2PM
	2	141.9	150.2	149.2	155.8	154.2	156.9	-2567.2	154.8	155.1	154.9	150.8	150.8
	3	163.5	170.8	176.4	177.2	176.0	178.8	-2527.1	176.1	176.2	176.2	172.8	173.5
	5	190.8	193.8	209.0	198.6	198.3	199.7	-2487.2	197.6	197.5	197.6	196.8	198.2
	10	227.8	222.7	253.3	221.7	223.4	221.5	-2442.9	221.8	221.5	221.8	226.2	228.5
	20	264.8	250.4	299.5	240.5	244.7	238.7	-2405.2	242.8	242.3	242.7	253.6	257.0
	30	286.4	266.4	327.5	249.9	255.9	247.1	-2385.1	254.1	253.4	253.9	269.1	273.2
	50	313.7	286.3	364.2	260.4	268.9	256.4	-2361.5	267.5	266.8	267.2	288.4	293.2
	80	338.8	304.5	399.4	268.8	279.9	263.9	-2341.2	279.1	278.4	278.9	305.9	311.5
	100	350.7	313.2	416.6	272.5	284.8	267.1	-2331.9	284.5	283.7	284.2	314.2	320.1
	150	372.3	328.8	448.5	278.5	293.4	272.4	-2315.5	293.9	293.2	293.6	329.1	335.8
	200	387.7	340.0	471.9	282.4	299.1	275.9	-2304.3	300.4	299.7	300.1	339.7	346.9
	300	409.3	355.6	505.6	287.2	306.8	280.2	-2289.1	309.4	308.7	308.9	354.6	362.5
	400	424.7	366.7	530.2	290.4	312.0	283.0	-2278.6	315.5	314.9	315.1	365.2	373.6
	500	436.6	375.3	549.6	292.6	315.8	285.0	-2270.6	320.2	319.7	319.8	373.4	382.2
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

Jackknife推定誤差	確率年	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	Iwai	IshiTaka	LN3Q	LN3PM	LN2LM	LN2PM
	2	6.9	6.9	7.0	7.2	7.2	7.6	2721.1	7.2	7.9	7.2	7.2	7.2
	3	7.2	7.5	7.9	7.7	7.8	8.1	2701.0	7.7	8.3	7.7	7.5	7.5
	5	8.7	8.9	10.6	8.9	9.1	9.2	2680.9	9.0	9.1	9.0	8.9	9.1
	10	11.9	11.4	15.7	12.1	12.2	12.1	2658.4	12.0	11.0	11.9	12.1	12.5
	20	15.7	14.2	22.0	16.6	16.7	16.6	2639.1	15.9	13.6	15.9	16.1	16.7
	30	18.0	15.9	26.0	19.8	19.8	19.7	2628.7	18.6	15.4	18.5	18.6	19.4
	50	21.1	18.0	31.4	24.1	24.1	24.0	2616.4	22.3	17.9	22.1	22.0	23.0
	80	23.9	20.0	36.8	28.3	28.3	28.2	2605.7	25.8	20.3	25.5	25.3	26.4
	100	25.3	21.0	39.4	30.4	30.3	30.2	2600.8	27.6	21.6	27.3	26.9	28.1
	150	27.7	22.8	44.5	34.1	34.2	34.0	2592.1	30.8	23.9	30.5	29.9	31.3
	200	29.5	24.0	48.2	36.8	37.0	36.8	2586.2	33.2	25.6	32.8	32.1	33.6
	300	32.0	25.8	53.6	40.5	41.0	40.7	2577.9	36.7	28.0	36.2	35.3	36.9
	400	33.8	27.1	57.6	43.2	43.9	43.5	2572.3	39.2	29.8	38.6	37.6	39.3
	500	35.2	28.1	60.8	45.3	46.2	45.7	2567.9	41.2	31.2	40.6	39.4	41.2
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	0	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注)確率分布の名称
 Exp 指数分布
 Gumbel ゲンベル分布
 SqrtEt 平方根指数型最大値分布
 Gev 一般化極値分布
 LP3R 対数ピアソンⅢ型分布(実数空間法)
 LogP3 対数ピアソンⅢ型分布(対数空間法)
 Iwai 対数正規分布3母数(岩井法)
 IshiTaka 対数正規分布3母数(石原・高瀬法)
 LN3Q 対数正規分布3母数(クォンタイル法)
 LN3PM 対数正規分布3母数(Slade II)
 LN2LM 対数正規分布2母数(Slade I, L積率法)
 LN2PM 対数正規分布2母数(Slade II)

LN3Qで100年に1回の2日雨量281.7mmという数値は、SLSC<0.03を満たす6つの確率分布関

数の値の幅が 265.6 mm～283.6 mmであることから妥当な数値である。

計画降雨量 314 mm/2 日が 282 mm/2 日に変わると、基本高水流量はどの程度になるのか。石川県が採用している貯留関数モデルは「降雨量を 2 倍にすると流量が 8 倍にもなる」というのはなほ疑問が多いモデルであるが、そのモデルに従って以下の論議を進める。計画降雨量が $282/314 \div 0.9$ になると、水の出方はその構造から、0.9 倍以下、すなわち、基本高水流量は $1,740 \times 0.9 = 1,560$ (m³/秒) 以下で、大きく見ても 1,500m³/秒程度であろう。これを修正基本高水流量と呼ぶ。

事業認定告示によれば、「辰巳ダムはその地点の計画高水流量 600 m³/秒のうち 330 m³/秒を調節することとしている」と記されている。

ダム地点において 330 m³/秒調節するとしても基準点においてはその効果はかなり小さいものにな

表－5 対象洪水引伸ばし結果

表-4.1 主要地点における基本高水のピーク流量

(単位: m³/s)

候補 No.	計画 No.	生起年月日	実績 2日雨量	引伸倍率	犀川ダム	内川ダム	犀川大橋 基準点	十人川 合流後	安原川 合流後	河 口	摘 要
(1)		S. 34. 7. 10	169.0	1.858	931	574	1,611	1,692	1,716	1,728	地域偏差(内川)
(2)	1	S. 34. 8. 12	202.4	1.551	433	267	938	1,142	1,193	1,231	
(3)	2	S. 34. 9. 25	196.7	1.596	481	296	1,180	1,515	1,572	1,612	
(4)	3	S. 36. 7. 3	173.6	1.809	515	317	1,171	1,539	1,664	1,709	
(5)	4	S. 36. 7. 10	172.1	1.825	607	374	1,312	1,487	1,579	1,669	
(6)		S. 36. 9. 15	169.5	1.853	1,628	1,003	2,729	3,123	3,218	3,265	犀川1h, 内川1h, 基準点3h
(7)		S. 36. 10. 28	169.9	1.848	297	183	696	754	762	765	地域偏差(内川)
(8)	5	S. 38. 6. 4	178.4	1.760	483	298	1,043	1,401	1,507	1,554	
(9)	6	S. 39. 7. 7	266.3	1.179	283	174	715	898	954	976	
(10)	7	S. 39. 7. 17	214.3	1.465	588	362	1,176	1,650	1,847	1,907	
(11)	8	S. 40. 9. 16	218.5	1.437	354	218	843	1,126	1,202	1,236	
(12)		S. 42. 10. 27	215.5	1.457	461	284	988	1,004	1,017	1,022	地域偏差(内川)
(13)	9	S. 43. 8. 28	258.3	1.216	587	361	1,236	1,472	1,534	1,567	
(14)	10	S. 45. 6. 14	151.1	2.078	541	281	1,222	1,553	1,628	1,675	
(15)	11	S. 46. 6. 11	185.2	1.695	254	142	608	806	849	872	
(16)		S. 47. 9. 16	197.3	1.591	1,190	345	1,852	1,828	1,847	1,856	犀川1h
(17)		S. 49. 7. 9	152.9	2.054	781	457	1,713	2,659	2,996	3,153	基準点3h
(18)	12	S. 50. 7. 12	166.7	1.884	290	177	687	977	1,083	1,126	
(19)	13	S. 51. 9. 9	163.1	1.925	427	149	692	822	854	874	
(20)	14	S. 53. 6. 27	202.0	1.554	458	248	954	1,103	1,124	1,140	
(21)	15	S. 54. 8. 21	197.2	1.592	601	212	871	962	989	1,003	
(22)	16	S. 56. 7. 2	157.6	1.992	338	184	750	975	1,039	1,066	
(23)	17	S. 56. 8. 22	203.3	1.545	698	312	1,288	1,472	1,503	1,522	
(24)	18	S. 58. 9. 27	190.9	1.645	308	227	985	1,419	1,545	1,607	
(25)	19	S. 59. 6. 25	161.6	1.943	638	263	1,078	1,205	1,248	1,260	
(26)		H. 2. 9. 19	210.2	1.494	686	268	1,257	1,399	1,419	1,435	地域偏差(犀川)
(27)		H. 3. 7. 12	161.8	1.941	686	482	1,488	2,093	2,206	2,265	基準点3h
(28)	20	H. 5. 7. 12	187.7	1.673	263	179	624	962	1,028	1,055	
(29)	21	H. 7. 8. 30	156.6	2.005	610	542	1,741	2,405	2,528	2,591	
(30)	22	H. 8. 6. 24	267.3	1.175	306	178	711	970	1,043	1,073	
(31)	23	H. 9. 7. 8	162.1	1.937	196	165	547	729	765	772	
(32)	24	H. 10. 9. 16	182.5	1.721	255	205	637	946	979	987	
(33)		H. 10. 9. 21	181.5	1.730	1,243	620	2,195	3,034	3,237	3,336	犀川1h, 基準点3h

※ 製図理由: 短時間降雨強度が過大なケース(基準点3hr142mm、犀川ダム1hr83mm、内川ダム1hr108mm)
降雨の地域偏差が大きなケース(犀川ダム地点2日雨量385mm、内川ダム地点2日雨量332mm)

るのが一般であるから、基準点における辰巳ダムによる削減量は大きく見ても 300m³/秒程度であ

る。

修正基本高水流量が 1,500m³/秒程度であるから、既定の基本高水流量からみると 240m³/秒小さい。この 240m³/秒と辰巳ダムによる基準点における削減効果 300m³/秒との差はわずか 60m³/秒である。この 60m³/秒のために辰巳ダムが果たして必要といえようか。

ちなみに、辰巳ダム事業計画はそれまでの基本高水流量 1,600m³/秒を 1,740m³/秒に嵩上げすることで必要とされた計画である。修正基本高水流量が 1,500m³/秒程度であれば従前の基本高水流量 (1,600m³/秒) を変更する必要はなかった。

引伸ばし後の降雨波形の評価

犀川水系の犀川大橋基準点における基本高水流量は表－5 に示すように、計画No.21、平成 7 年 8 月 30 日洪水の雨量を計画降雨量にまで 2.005 倍引伸ばした降雨パターンを貯留関数モデルに与え、ダムによる調節がゼロ、浅野川からの放流量を 250m³/秒としたときの流量である。

おかしなことに、平成 7 年 8 月 30 日洪水は犀川大橋基準点における年間最大流量を記録した洪水ではない。平成 7 年の犀川大橋基準点における年間最大流量を記録した洪水は平成 7 年 7 月 3 日の洪水で、「犀川大橋地点流量」に「ダムによる調節量」を加え、「浅野川からの放流量」（この洪水ではゼロであった）を差し引いた流量（＝「犀川水系のダム調節なしの流量」）は、中氏の計算によると 216m³/秒であったから、平成 7 年 8 月 30 日洪水における「犀川水系のダム調節なしの流量」は 216m³/秒以下であったと推測される。雨量を 2.005 倍した結果、流量が 1750/216＝8.1 倍以上という引伸ばし倍率になっている。このように不可解な現象が起きるのは、「引伸ばし」と貯留関数法で用いた諸係数に問題があるからである。

引伸ばし後の降雨波形の評価については、犀川大橋基準点、犀川ダム地点、内川ダム地点を判定地点とし、それぞれの判定地点の洪水到達時間（犀川大橋基準点：3 時間、犀川ダム地点：1 時間、内川ダム地点：1 時間）に合致させた時間雨量について評価を行っている。

評価は「確率計算に用いた 12 の確率分布モデルの中で SLSC 値 0.04 未満を満足する手法の中で jackknife 推定値に推定誤差を加えた値が最大のもの」を棄却限界として行っている。

「極値確率理論に基づく 3 手法をはじめとして、12 手法による統計解析を行った。このうち、SLSC 値が 0.04 以上になる手法及び計算過程において解が発散している手法は信頼性がないものとして除外し、精度的に信頼しうる推定値を示すと下記のとおりでである。」として表－6 を掲げ、犀川大橋基準点 3 時間雨量については LN3Q 法の 1/100 推定値とその推定誤差の合計である 141.9 mm を採用している。

同様に、犀川ダム地点 1 時間雨量については LN2PM（対数正規分布 2 母数 Slade II）法の 82.9 mm を、内川ダム地点 1 時間雨量については Gev（一般化極値分布）法の 107.7 mm を採用している。

この手法の是非は置いておくとしても、表－6 を見ると、犀川大橋基準点 3 時間雨量で採用されるべき確率分布モデルは推定誤差値が最も小さい Gunbel 法であるから、採用されるべき値は 141.9 ではなく、125.6 であった。

表－6 短時間降雨の確率値

犀川大橋基準点 3 時間雨量 (S. 31～H. 13)

項目	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	Iwai	IshiTaka	LN3Q	LN3PM	LN2LM	LN2PM
SLSC 値	0.050	0.023	0.043	0.022	0.025	0.022	0.023	0.023	0.024	0.023	0.022	0.022
1/100 推定値	不可	117.0	不可	113.5	112.4	114.3	92.2	112.2	124.5	111.6	115.1	114.0
推定誤差		8.6		12.7	12.6	12.0	11.2	12.3	17.4	12.1	10.0	9.5
合計		125.6		126.2	125.0	126.3	103.4	124.5	141.9	123.7	125.1	123.5

犀川ダム地点 1 時間雨量 (S. 31～H. 13)

名称	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	Iwai	IshiTaka	LN3Q	LN3PM	LN2LM	LN2PM
SLSC 値	0.064	0.030	0.082	0.034	0.027	0.025	0.024	0.025	0.024	0.025	0.038	0.037
1/100 推定値	不可	74.9	不可	66.4	69.4	66.0	61.4	69.2	69.0	69.1	75.1	76.4
推定誤差		5.4		7.7	7.7	7.3	6.9	7.1	6.1	7.0	6.7	6.5
合計		80.3		74.1	77.1	73.3	68.3	76.3	75.1	76.1	81.8	82.9

内川ダム地点 1 時間雨量 (S. 50～H. 13)

名称	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	Iwai	IshiTaka	LN3Q	LN3PM	LN2LM	LN2PM
SLSC 値	0.033	0.039	0.057	0.030	発散	0.029	0.030	0.031	0.031	0.031	0.039	0.039
1/100 推定値	90.4	79.9	不可	92.0	—	86.7	78.8	82.7	64.6	81.5	76.6	76.7
推定誤差	12.1	10.2		15.7	—	14.7	18.6	9.2	13.1	9.2	11.8	10.9
合計	102.5	90.1		107.7		101.4	97.4	91.9	77.7	90.7	88.4	87.6

犀川ダム地点 1 時間雨量で採用されるのは LN3Q 法であり、採用されるべき数値は 82.9 ではなく、75.1 であった。

内川ダム地点の場合も 107.7 ではなく、IshiTaka 法の 91.9 が採用されるべきであった。

異常値として棄却する際の基準については、先の国土交通省河川局計画調整室長である尾沢氏は「国としては決めていない」と語っていた。

国が基本高水流量を設定においける多くのケースで、生起確率が「500 分の 1」より小さい場合を棄却している。

この基準（生起確率が「500 分の 1」）を犀川に適用すると、

犀川大橋基準点 3 時間雨量の棄却基準は 141.1

犀川ダム地点 1 時間雨量の棄却基準は 77.4

内川ダム地点 1 時間雨量の棄却基準は 107.2

となる。

これらの値は、犀川の場合に用いた棄却基準値とかなり近い値である。

しかし、「100 分の 1」（＝確率年 100 年）の値を評価するのに「500 分の 1」（＝確率年 500 年）の値を以て棄却基準とすることにどれほどの意味があるだろうか。この手法では、100 年に 1 回生じる洪水パターンといいつつ、実際は 500 年に 1 回生じる洪水パターンまで採用していることになる。

棄却検定とは誤差範囲を超えるものを棄却することであるから、確率分布モデルによる確率水文学量（100 年に 1 回の最大雨量とか、100 年に 1 回の最大流量など）の棄却限界は、

SLSC < 0.03（この条件を満たすモデルがない場合は SLSC < 0.04）で jackknife 推定誤差が一番小さいモデルの誤差範囲、

とするのが現段階では最も科学的であろう。

小括

以上見てきたように、実績から見て余りに過大な基本高水流量が設定されてしまうのは、確率分布モデルの選択基準を極めて恣意的に決めていることによる。

国は寶氏らの報告の「都合の良いところどり」をやめ、その本意である

SLSC < 0.03（この条件を満たすモデルがない場合は SLSC < 0.04）のモデルの中で jackknife 推定誤差が最小

を選択基準とするのが妥当である。

これを選択基準とすることで、既定の基本高水流量が相当小さくなる場合が出てくる。そのことを以て、「安全性の切り下げになるから受け入れることは出来ない」との反論が予想される。

しかし、治水安全度を例えば 1/100 とするのであればそれに適合する流量を科学的に求めるのが当然であり、その結果として安全性が切り下げられるとするのであれば、治水安全度を上げればよいのである。少なくとも、治水安全度を 1/100 としながら、実質 1/200 とか 1/300、あるいはそれ以上の治水安全度になってしまう流量を基本高水流量として治水対策の根拠とするのはごまかし以外の何物でもない。この点が改善されないと、ダム建設等を含めたムダを承知の公共事業に歯止めをかけることは出来ない。

3. 流量確率法による検証

一般的には、実績洪水流量を統計処理して得られた結果（流量確率法という）と照合して雨量確率法で算出された数値を検証するが、犀川の場合は実績流量データの蓄積が少ないということで流量確率法による検証は行われていない。基本高水流量を算定したのは 2002 年のことであるが、事業認定処分を

行ったのは2007年11月のことであるから、2006年までの数値を使って検証することは可能であった。それにもかかわらず、流量確率法による検証を実施していないのは理解できない。百歩譲って、事業認定庁が事業認定処分をする際の根拠を事業認定申請書記載事項とするのであれば、事業認定申請書に最新の情報を書き込んでいない石川県が虚偽申告をしていることになる。

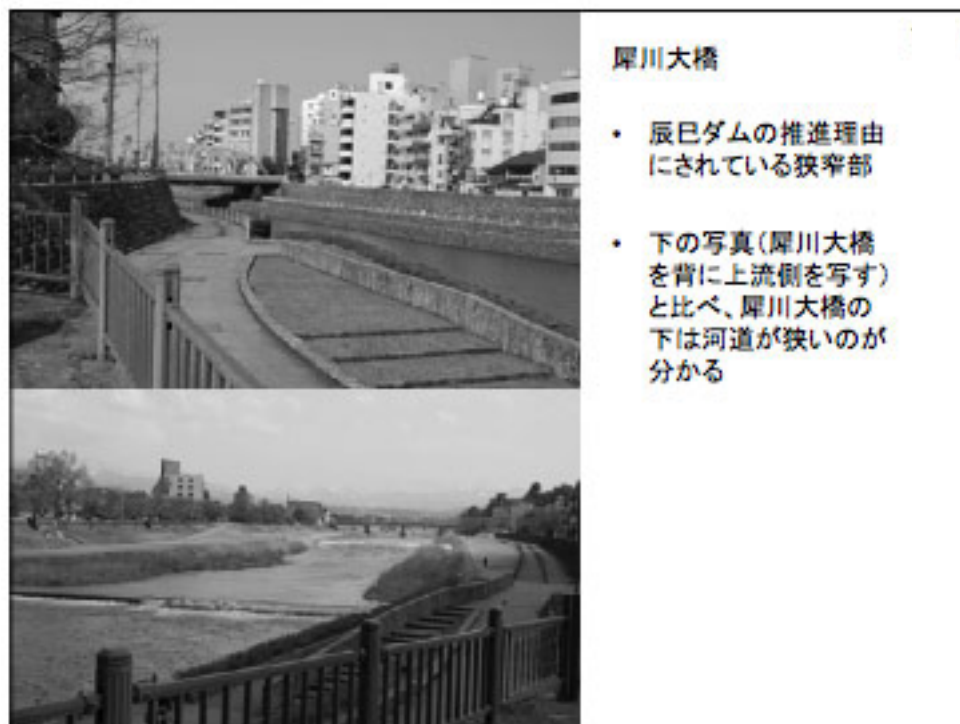
ちなみに、中氏の計算によると、1978年から2004年までの洪水基準点犀川大橋における実測に基づく年間最大流量（犀川大橋地点流量－浅野川からの放流量＋犀川ダム調節量＋内川ダム調節量）を用いて「100年に1回」の最大流量を求めると、803～880m³/秒と推定される。モデル群の安定性にも評価を加えると、LN2PM法の803m³/秒が、求める1/100確率規模の流量である。12個の確率分布モデルのうち、数値が算出された8つのモデルの一覧を表－7に示す。

4. まとめ

犀川辰巳治水ダム建設事業認定処分の治水面に関しては以下の問題点があることが分かった。

- ① 基本方針と同一の治水安全度を目標としながら、浅野川からの合流分を無視している。
- ② 計画降雨量の算定と引き延ばし後の降雨波形の検定が極めて恣意的に過大な基本高水流量を設定している。
- ③ 流量確率法による検証を行っていない。
- ④ 市民側の計算では803～880m³/秒と推定される。モデル群の安定性にも評価を加えると、LN2PM法の803m³/秒である。

以上より、犀川辰巳治水ダム建設事業認定処分は、治水面に関しては、上位計画である際川水系河川整備基本方針と整合性がなく、且つ、科学的根拠を持たないものであることは明らかであり、当該処分は取り消されなければならない。



表－7 年間最大流量による犀川流量生起確率

水系名	犀川								
河川名	犀川								
地点名	犀川大橋								
データ件数	30								
α	0.4								
		Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	LN2LM	LN2PM
X-COR(99%)		0.971	0.957	0.976	0.977	0.973	0.978	0.973	0.972
P-COR(99%)		0.979	0.99	0.991	0.991	0.991	0.99	0.991	0.991
SLSC(99%)		0.051	0.065	0.042	0.038	0.035	0.035	0.035	0.036
対数尤度		-182.5	-188.1	-186.6	-186.8	—	-186.5	-186.6	-186.6
pAIC		369	380.3	377.2	379.6	0	379	377.3	377.2
X-COR(50%)		0.944	0.935	0.953	0.956	0.948	0.978	0.948	0.948
P-COR(50%)		0.954	0.959	0.953	0.954	0.956	0.99	0.955	0.955
SLSC(50%)		0.081	0.128	0.081	0.073	0.078	0.072	0.079	0.081
確率水流量	確率年	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	LN2LM	LN2PM
	100	848	735	826	858	830	880	813	803
	150	914	782	901	944	900	968	881	870
	200	960	816	955	1009	950	1033	930	918
	400	1072	897	1093	1177	1077	1201	1054	1039
	600	1137	944	1177	1284	1155	1307	1130	1112
	800	1184	977	1239	1364	1211	1386	1185	1166
	1000	1220	1003	1287	1429	1255	1449	1229	1209
	1500	1285	1051	1378	1553	1338	1570	1310	1288
	2000	1332	1084	1444	1646	1398	1659	1369	1345
	3000	1397	1131	1540	1784	1486	1791	1455	1429
JackKnife 推定誤差	確率年	Exp	Gumbel	SqrtEt	Gev	LP3Rs	LogP3	LN2LM	LN2PM
	100	155	130	122	286	1361	275	157	156
	150	170	140	136	349	1479	331	178	176
	200	180	148	146	399	1565	375	194	191
	400	206	166	172	541	1781	497	234	230
	600	220	177	188	638	1914	580	260	254
	800	231	184	200	714	2011	644	279	273
	1000	239	190	209	778	2088	697	294	287
	1500	254	201	227	904	2231	801	323	315
	2000	264	208	240	1002	2336	881	344	335
	3000	279	219	258	1155	2487	1004	376	366

辰巳ダム裁判に全国からご支援を

原告団代表 碓山洋

2008 年 5 月 20 日、辰巳ダムの水没予定地内の地権者 15 名は、辰巳ダムの事業認定の取り消しをもとめる訴状を金沢地方裁判所に提出した。^{しもづ}下郷稔・元石川県兼六園管理事務所長と碓山が原告団の共同代表に、鳥毛美範弁護士が弁護団団長に就いた。宮本憲一・前滋賀大学学長も原告に加わっている。

提訴に先立って 5 月 10 日に辰巳ダム事業認定取消訴訟発足集会が開かれ、約 70 名が参加、「辰巳ダム裁判を支える会」を立ち上げ、原告団・弁護団とともに裁判闘争をたたかっていくことになった。

支える会は年会費 1 口千円。ひとりでも多くの方にご参加いただき、裁判闘争勝利へのご協力をお願いしたい。

辰巳ダム裁判を支える会

入会申し込み kananabe@popolo.org へ氏名・住所・電話番号を

(メーリングリストにも参加いただける方は、その旨を書き添えてください。)

会費・カンパ 郵便振替口座 00710-5-18869

「辰巳ダムを止める土地共有者の会」

20 年間も用地交渉を怠ってきて突然の収用

ダムは憲法の枠外か

辰巳ダムに反対する共有地運動は、1985 年と 1998 年の 2 期にわたって取り組まれた。事業者の石川県は、1989 年から用地交渉に着手したが、共有地の地権者には 2005 年まで、用地交渉のための連絡や説明は一切なかった。文字通り、皆無、である。筆頭地権者の私は、2008 年 5 月 21 日現在、用地交渉を一度も受けていない。交渉を拒否しているのではない。交渉要請がずっとないのである。

一部の地権者に対して交渉らしきことがはじまったのは、2005 年 5 月以降のこと。「らしきこと」というのは、多くの地権者への話が、「辰巳ダム計画にご理解をお願いしたい」などというばかりで、土地を譲ってくれとも使わせてくれとも言わず、用地交渉の体をなしていないものだったからである。県から「交渉らしきこと」の接触を受けた何人かの地権者から私のところに連絡があったが、「土地のことに一言もふれず、何のために会ったのか意味が分からなかった」という人が多く、みな様に気味悪がっていた。

2005 年 11 月 25 日、県は事業認定申請の前提となる事業説明会を開催した。交渉(らしきこと)開始からわずか半年ほどのことである。事業説明会の場で私は、これまでに何人の共有地権者と交渉したかを質問したが、県河川課・^{なかや}中谷安孝氏の「回答」は、面談・電話を合わせてのべ 800 回とはいうが、人数は手許に資料がないので分からないとのこと。同じ人に一日に 10 回電話をかけてつながらない、それを 80 人にやれば「のべ 800 回」ということになる。こんな珍回答ではお話にならないので情報公開制度を利用して関係する公文書を取り寄せると、遅くとも 8 月 2 日には事業説明会の準備に入っていた

ことが分かった。交渉(らしきこと)開始からわずか2か月あまりで収用に向けて動き出していたのだ。交渉(らしきこと)をはじめてから収用の準備にとりかかったというよりも、収用を決めてからアリバイづくり的に交渉(らしきこと)に着手したと言ってよいだろう。この8月2日時点で、地権者580名に対して交渉(らしきこと)は同一人への重複を含めて360回。直接面会したのは内45回(12.5%)。地権者側の反応が黒塗りされていない282件のうち、明確に協議を拒否したのは1件(0.4%)である。

交渉が難航しているので収用の手続きに入ったと県はいう。しかし、実際のところは、「難航」などではない。第2期の共有地で7年、第1期では20年もの間、地権者に対して何の説明も連絡もせずにおいて、いきなり収用を仕掛けてきたのである。

20年間仕事をサボってきた自分たちの怠慢のツケを地権者に押しつけるという厚かましさには驚かされる。無駄なダムづくりにしても、もう少しまじめに仕事をしてもらいたいものだ。私は財政学者、地方自治研究者として普段、公務労働者に対する不当な攻撃に反論しているのだが、石川県河川課ダム建設室、辰巳ダム建設事務所の職員たちのこのような怠慢と傲岸を見ると、「税金泥棒！」と罵りたくなる気持ちを抑えるのに苦労する。

辰巳ダム建設反対の意思を表明したという理由で、他の地権者と区別して文字通りひとりの例外もなく用地交渉の対象からはずしてきたことは、憲法や地方公務員法に違反した差別的扱いになると思うがこういうことが許されるのかと、事業説明会の場で私は質問したが、司会の谷清・河川課参事は「ここは憲法論議をする場ではない」と切り捨てた。

ダムは憲法の枠外らしい。

未取得の土地を残したまま本体着工

事業説明会ののち県は2005年12月までに事業認定申請を行う方針を表明した。いよいよかと私たちも裁判闘争の覚悟を固めつつあったが、結局、2005年中に申請は行われず、06年1月中に申請するという担当者のコメントが新聞に載った。ところがそれも果たされず、なかなか事業認定申請が報道されない。収用の手続きが遅れるのは結構なことだが、事情がよく分からない。さらに1年遅れて2007年1月になってやっと申請が行われた。

申請を受けて事業認定処分を行えば、裁判で被告にされるのは国だ。北陸地方整備局も、あまりの計画の杜撰さに、申請にゴーサインを出すのをためらったのではないだろうか。出来の悪い子分をもつと親分は苦労する。

2007年5月に形ばかりのみすばらしい公聴会が開かれ、10月に非公開で社会資本整備審議会の意見を聴取、2007年11月26日、北陸地方整備局長が「犀川辰巳治水ダム建設事業」を事業認定した。(公聴会は当初、3月25日に予定されていたが、当日、能登半島地震が発生したため「中止」に。延期でなく中止と発表されたので大丈夫かと心配(?)したが、公告のやり直しもないまま5月に開催された。何しろいい加減だ。)

今年になって、ダム湖水没予定地内に未取得の土地を残したまま、ひっそりとダム本体の工事がはじめられた。さすがに後ろめたいものを感じたのだろうか、本体着工について何の発表もなく、新聞記事ひとつ出なかった。まさに「ひっそりと」だった。5月10日の集会の際に、すでに着工されていたことを知って驚く記者さえいた。

石川県。ほんとうに困った県だ。

裁判のポイントと意義

この裁判では、日光太郎杉裁判や二風谷ダム裁判の例を参考に、事業によって得られる利益と失われる利益の比較考量において、得られる利益を不当に過大評価し失われる利益を不当に過小評価していることを問題とする。その具体的な争点は、主として以下のとおり。

辰巳用水と兼六園に与える深刻な影響について

自然環境に対する深刻な影響について

治水目的、治水の必要性について

利水目的について

超大規模地すべり地の存在について

「穴あきダム」の問題性について

代替案の検討について

訴状(原告・代理人一覧をのぞく)は、下記のURLから取り出すことができる。

http://www2u.biglobe.ne.jp/~saigawa/tatsumi_sojo.pdf

裁判における一番のポイントは、基本高水があまりにも過大であるということである。基本高水を争点の中心に据えた裁判はこれまでになかったのではないだろうか。

ふたつめのポイントは、「穴あきダム」の問題点を争点にしていることだ。利水の必要性が誰の目にも明らかな形で縮小していくなか、ダム建設利益共同体の「最後の砦」は治水であり、今後、治水専用の「穴あきダム」の計画が増えていくだろう。その傾向の初期段階で、「穴あきダム」の問題点を争点にするこの裁判は、全国的意義をもっていると思われる。。

上記の基本高水の問題とあわせ、治水を大義名分としたダム建設推進論に対抗する足場を固める意味を、この裁判は有しているのである。

第三。辰巳ダムの事業者である石川県を先頭に、当地では「金沢の文化遺産群」を世界遺産にしようという運動が取り組まれているが、用水の町・金沢において辰巳用水は、歴史的にも、市民意識においても、特別の位置を占めている。計画変更によって辰巳ダムが辰巳用水を直接に物理的に破壊することではなくなったのであるが、東岩取水口はダム施設に抱きかかえられるような形で「保存」されることになった。構造物としての破壊は免れたが、文化遺産としての価値は破壊される。辰巳用水がこのようなことで、金沢の文化遺産群の世界遺産登録など絶対にありえない。この問題は、今後大いに市民のなかにひろめていきたいと考えている。

総事業費約 240 億円。一地方の小さなダム計画であるが、その問題性は非常に高く、この裁判の顛末が今後の全国のダム計画のあり方に与える影響は大きい。

※辰巳の会ブログ。お気に入り・ブックマークに登録を。

<http://blog.goo.ne.jp/stoptatsumidam>



訴状によると、原告「の水源の辰巳用水付近」ら、自然環境への悪影響は、辰巳ダムが兼六園に建設されることか響を主張。さらに、水

辰巳ダム事業

認定取り消し求め提訴

2008.5.21.
毎日

地権者15人「説明も無く推進」

県が金沢市の犀川上流に建設を計画している辰巳ダムを巡って、「さまざまなダム計画を、多くの住民に説明もなく進めたのは不当」として、収用対象の土地の地権者15人が20日、計画を認定した国を相手取り、土地収用法に基づく事業認定取り消しを求める行政訴訟を金沢地裁に起こした。原告団は「一部の住民に対しては、県の担当者からも何の説明もなかった」と厳しい批判の目を向け「断固闘う」と強い調子で語った。

【澤本麻里子】

をせき止めない方式の「穴あきダム」で、犀川の洪水をくい止める効果は期待できないとしている。県は昨年1月、原告これに対し原告は「事

「こんな話聞いた事ない」

原告団代表、会見で憤り

「普通なら交渉が決裂して初めて土地収用に乗り出すのに。こんな話は聞いたことがない」。この日、提訴の後で記者会見した原告団代表の堀山洋さんは憤った。県から土地を譲ってほしいという交渉は、いっさい受けていないという。

元兼六園管理事務所

長で、もう一人の原告団代表、下郷稔さんは「（穴あきダムの）穴がふさがって兼六園にきちんとした水が流れてこないのでは」と不安そうな表情を浮かべた。「県はダムを作りたい一心で理屈を並べて着工した。皆さんの計画を法廷で明らかにし、建設中止を求めていく運動を広く進めていきたい」と決意を語った。

原告の一人で弁護士長の鳥毛美穂弁護士は「辰巳用水付近をコンクリートで固めるのは、文化遺産の世界遺産登録に取り組む動きや熱意に逆行するものだ」と皮肉っぽく話していた。

辰巳ダム
辰巳ダムは、梅雨や台風の時期の洪水対策や、渇水時の流水調節、発電などの多目的ダムとして75年から建設計画が具体化。83年4月に旧建設省（現国土交通省）が事業採択した。昨年、洪水調整を目的とするダムに計画変更、今年5月に着工し、完成予定は13年3月。総貯水量600万立方メートルで、総事業費は約240億円（うちダム建設費は約71億円）。用地買収は89年ごろ始め、4月10日現在、未買収の土地が3284平方メートル（全体の0.7%）残る。県は地権者約650人と交渉を続けている。また、昨年11月、国土交通省が県の土地収用を認めたため、県は未買収地の強制収用が可能と判断。県河川課は「できるだけ任意交渉で買収を進めたい」というが、今年度中に終わらなければ強制収用も検討する。訴訟は「内容を把握しておらず、正式なコメントはできない」とした。

【高橋慶浩】

ハッ場ダム問題の経過報告

ハッ場あしたの会

1. 三度目の基本計画変更と再増額の可能性

国交省は今年1月、工期を2010年度から2015年度に延長するハッ場ダム基本計画変更案を関係都県に提示した。今回の計画変更は2001年の工期延期、2004年の事業費増額につづく三度目で、変更内容は「ダム堤体の縮小」、「水力発電所の設置」も含まれる。

「堤体の縮小」は、岩盤掘削量を当初予定の149万 m^3 から68万 m^3 へ、ダム本体コンクリート量を160万 m^3 から91万 m^3 へ縮小するというものだ。この結果、本体関係工事費は613億円から429億円へと、事業費全体のわずか9%になった。

最近の横坑調査の結果、岩盤が思ったよりも良好であったからだという話になっているが、実際にはダムサイトの岩盤断面図をみると高透水帯や熱変質帯が広く分布しており、今回の堤体大幅縮小はきわめて危険な判断である。今後、本体掘削等において予想外の地質が現れて、本体工事費が増額されることは必至と思われる。今回は下流都県から計画変更に反対の声が出ないように総事業費4,600億円は据え置かれたが、再増額が必要となる要素は本体工事だけではない。たとえば、付替国道の工事は半分程度しか進んでいないが、事業費はすでに3/4を使っており、増額せざるをえないであろう。また計画変更案では、工期が延びれば嵩むはずの営繕費などの間接経費の増額が見込まれていない。そして、さらに大きな問題は次に述べる東京電力㈱への巨額の減電補償である。近い将来に総事業費を再増額する、四度目のハッ場ダム基本計画変更案が出ることが予想される。

今回の計画変更案では、群馬県営の水力発電所をハッ場ダムに付設することになった。国と県は、ハッ場ダムはCO₂削減にも貢献するとPRしている。だが吾妻川流域にはすでに東京電力㈱の多数の発電所があり、晴天時には流量の約8割が発電用水として取水されている。ハッ場ダムの貯水量を確保するためはこの発電用水を大幅に削減することが必要で、その結果、新たな発電所の生み出す発電量より遥かに多くの発電量がハッ場ダムによって失われる。そして、その減電に対して巨額の補償が必要となる。

2. 工事の状況

国交省によれば、工事の進捗率（2008年3月末）は、付替鉄道（JR 吾妻線）82%、付替国道・県道53%となっている。

鉄道は約8割が完成しているが、完成区間は長大なトンネル部分にかぎられる。水没予定区間で唯一地上部に出る川原湯温泉の新駅周辺では用地買収が進んでいない。

ハッ場ダムの付帯事業の目玉である付替国道は、1994年に高規格四車線道路に指定された。補償対象外の二車線は、ダム事業費とは別に道路整備特別会計から支出されるが、トンネル、橋は二車線分しか造られていない。財政事情が厳しい折から、最終的に四車線の計画は立ち消えになる可能性が高いが、用地買収はいまだに四車線で進められている。

付替国道の工事現場では、昨年12月、トンネル内での落盤事故により作業員が死亡した。その直後、別の工事現場で土砂崩れが起り、半年間工事がストップしている。5月末には調査報告書が出されるとのことだが、地質の悪い区間での作業だけに工事は更に遅れると見られる。

ダムサイト予定地周辺では、5月の連休以後、転流工（川のバイパス工事）の準備が始まった。本体着工の前段階ともいえるべき転流工は、国交省の工程表（計画変更後の案）によれば昨年度に始まるはずだったが、用地買収に手間取り1年遅れた。川の渇水期となる11月以後、工事は本格的に進められることになる。

付替国道等の関連工事の完成、そして水没予定地住民の移転が予定より遅れる見通しが高いが、それらが完了しなければ、ダムサイトの河道をふさぐ本格的なダム本体工事には入れないので、工期は今回の変更案の2015年度よりさらに延びる可能性が高い。

3. 遅れる代替地への移転

「現地再建ずり上がり方式」をとるハッ場ダムの生活再建対策では、「代替地の整備」が最も重要な課題ということになっている。だが水没五地区のうち、代替地に家が建ち始めたのは、一部水没予定の長野原、林地区のみ。ダム事業の影響が最も深刻な全水没予定の川原湯、川原畑地区では、代替地への移転の見通しが立っていない。

国は2007年6月、川原畑地区の代替地分譲を開始したと発表した。第一期分譲を希望する4世帯は、1年後の今も移転していない。同地区の代替地は付替国道に隣接しているが、大規模な土木工事はいつ終わるともしれない。川原湯地区の代替地は付替県道に隣接しているが、川原畑よりさらに整備が遅れている。水道、電気などのライフラインも道路に埋設されるため、道路計画と代替地計画は一体化しており、付替県道の遅れが代替地への移転の遅れをもたらす。

専門家は沢を埋め立てた造成地の危険性を指摘する。一般に盛り土造成地は、沈下量を経年変化で調査し、沈下がおさまったことを確認して分譲が開始されるが、川原湯地区の代替地では居住部分の沈下量が測定されてこなかったことが明らかになっている。

4. 都県議会の採決と1都5県議会議員の会の発足

6都県の3月議会で、今回の計画変更案の採決が行われた。結果的には全都県で計画変更が認められたが、東京都議会では委員会採決6対7、本会議採決56対68、群馬県議会でも委員会採決3対4、本会議採決14対35と、前回の計画変更の際とは状況が様変わりした。群馬県議会（議員総数49名）では、野党議員14名が今年2月、「ハッ場ダムを考える群馬県議会議員の会」を発足させ、「ダム計画の見直し」と「真の生活再建」への取り組みを表明。さらに議員の会有志6名が「ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」設立を呼びかけ、5月19日に東京で結成総会を開催した。入会議員数は民主党系が多いが、共産党、社民党、生活者ネット、自民党も含め63名に達する（5月23日現在：東京21名、群馬14名、埼玉12名、千葉12名、茨城3名、栃木1名）。このような超党派の会は前例がなく、1都5県にまたがるハッ場ダム問題の見直しを進めていく上で重要な一歩となった。

5. 山場を迎えたハッ場ダムの運動

ハッ場ダムの広域訴訟が大詰めを迎えている。この裁判は1都5県それぞれがハッ場ダム事業から撤退することを求めて、各都県を被告として各都県民が2004年11月に提訴したもので、各地裁で審理が進められてきた。準備書面による主張の段階はほぼ終わり、証人尋問に入ろうとしている。東京地裁と水戸地裁では証人採用がきまり、6月、7月に証人尋問が行われる。

この3年間、ハッ場ダムの事業費は毎年300億円を超えている。現地では、国家権力によって自然破壊と生活破壊が推し進められ、憲法の保障する「健康で文化的な生活」を営む権利が何十年も奪わ

れながら、地域全体がダムの利権構造に組み込まれ、地元民は声をあげることさえできないでいる。

2007年に発足した「ハッ場あしたの会」では、ダム問題を広く世論に伝えるとともに、長期化した公共事業によって衰退した地域の再生を可能とする公共事業見直し後の「生活再建支援法案」の法制化をめざしている。国会では参院本会議で大河原雅子議員（民主党）、田中康夫議員（新党日本）により“福田ダム”が取り上げられ、その後も国会議員らから次々と質問主意書が出されている。次の総選挙、来年の都議会選挙の行方が注目される。

馬 群馬 2008年(平成20年)5月20日(火) 毎 日 新

要綱に「事業の監視」明記

ハッ場ダム建設見直し視野 国会議員と連携も

「1都5県議の会」発足

ハッ場ダム（長野原町）の必要性などを検証するため発足した「ハッ場ダムを考える1都5県議員の会」は、19日の結成会で要綱に「事業の監視」を明記した。将来的な指す考えだ。

会場の冒頭、代表世話人を務める群馬の関口茂樹氏が「保守王国の群馬ではダム批判がタブー視されている。ハッ場を検証するネットワークが広がれば大きな力になる」とあいさつ。議事では千葉の男性県議が「会の目的に『工期の延長と事業費増額をさせない』という積極的な姿勢があってもよいのでは」と主張、要綱に「事業の監視」が加わった。

ダム事業は国策のため国会議員との連携も不可欠とし、昨年、ハッ場の視察に訪れた「公共事業チェック議員の会」（会長＝鳩山由紀夫・民主党幹事長）との協力体制を強化していく考えだ。

今後事務局（局長＝角倉邦良・群馬県議）を群馬に置き、各都県に連絡係を設ける。第2回会合は現地・長野原町で視察を兼ねて行うことも決まった。

こうした動きに対し、大澤正明知事は19日の記者会見で「県としては現地の生活再建が最優先。そのために一日も早い完成を期待したい」と述べた。

【伊澤拓也】



結成会の冒頭であいさつする関口氏＝東京都千代田区の星陵会館で

長野県で建設が進むハッ場ダムの総事業費に占める本体工事費の割合が、当初の23%から2度の計画変更を経て、9%に低下していることが分かった。もともと付け替え道路などの付帯工事や水没地区の住民に対する補償が膨らんだうえ、計画の見直しに伴い水をせき止める「堤体」をスリム化したことなどが要因だ。他のダムに比べて際だって低く、関係者からは付帯工事の異様な膨張と同時に安全性を問題視する声も出ている。

【伊澤拓也】

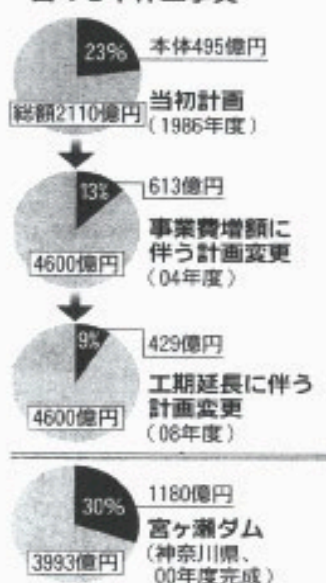
ハッ場ダム 膨らむ事業費

1986年度の当初で13%に低下した。計画では総事業費は2110億円。内訳の「ダム延長15年度完成」として今回の計画変更で、直接関係のない護岸工事や地滑り対策費を除いた本体工事費を429億円にまで圧縮。最も大きな減額の対象となったのは本体のコンクリート工事を示す「堤体工」で、124億円も減らした。

04年度に総事業費を2倍以上の4600億円に増やしたため、全国一総事業費が高くなっただけで、本体工事費は613億円増え、613億円と1.2倍にとどまり、この時点

本体工事費 わずか9%

ハッ場ダムの総事業費に占める本体工事費



「堤体」スリム化や補償増

安全性懸念の声も

に加え、公共事業への横断水系広域ダム管理が目が厳しくなったことで総事業費を上げられなかったのでは」と指摘する。全国的にも総事業費が2番目に高い宮ヶ瀬ダムは水没地区に高いわけではな

に、公共事業への横断水系広域ダム管理が目が厳しくなったことで総事業費を上げられなかったのでは」と指摘する。全国的にも総事業費が2番目に高い宮ヶ瀬ダムは水没地区に高いわけではな

確保できると判断した」と説明する。

だが、その安全性を不安視する声もある。ダム建設の見直しを求めている「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」の嶋津暉之代表は「もともと地質が良くない場所だけに、コンクリート減は危険だ。総事業費の概算合わせに本体工事費が使われたのだろ

のわずか9%に。法政大の五十嵐敬喜教授（公共事業論）は「全費3993億円に比べて、ダム建設では珍なことだ」と批判した。その結果、コンクリート量を減らし、堤体をスリム化しても安全性が

大河原雅子参議院議員による質問主意書とその答弁

質問第一一四号

八ッ場ダムの洪水調節に係る便益の算定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年四月二十三日

大河原 雅子

参議院議長 江 田 五 月 殿

八ッ場ダムの洪水調節に係る便益の算定に関する質問主意書

今年の一月二十三日の参議院本会議で、八ッ場ダム事業は当初計画から比べ、完成年度は十五年遅れで二〇一五年度、総建設事業費は倍増して四千六百億円に膨れ上がり、基金事業や起債の利息を含めると総額が八千八百億円にも達し、日本史上最高額のダムになることを私は指摘した。完成年度や事業費が当初の想定から大きくずれたことを鑑みれば、事業の妥当性を改めて厳正に検証する必要がある。

昨年十二月、国土交通省関東地方整備局は、事業評価監視委員会で治水に関する費用便益費比の概要を明らかにし、治水に係る便益は八千五百二十五億円であるとした。そのうち、「洪水調節に係る便益の算定」として「ダムによる年平均被害軽減想定額として」八千二百七十六億円と計上した。この総定額は、治水経済調査マニュアル（案）（平成十七年四月）に基づいて算定されたことが分かっているが、その算定の前提は不明である。

たとえば、治水経済調査マニュアル（案）は「被害防止便益の算定にあたっては、幾つかの想定が必要」であるとし、その一つ「破堤地点の想定」については、「堤防が機能しなくなる地点（破堤地点や越水地点）を想定する必要がある」とする。また、その地点は、「氾濫ブロック毎に被害額が最大となる地点を破堤地点として想定」することになっているが、具体的にそれがどこを指すのかは、事業評価監視委員会では明らかにされなかったため、必要性の判断のもととなるこれらの重要な想定についてはブラックボックスに入っただけである。

利根川流域住民の安全確保や意識喚起、さらには納税者に対する河川管理者としての責務を果たすためには、これら想定について、誰もが分かる平易かつ明解な言葉で説明される必要がある。

そこで、以下、質問する。

一 想定のもととなっている洪水の規模を明らかにされたい。

答 弁

お尋ねの「想定のもととなっている洪水の規模」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、一級河川利根川水系吾妻川に建設中の八ッ場ダム（以下「八ッ場ダム」という。）の洪水時に発生する被害を軽減する便益の算定に当たっては、利根川水系に年超過確率二百

分の一までの洪水が生起した場合を想定している。

二 利根川水系ではいくつの氾濫ブロックが想定されているか。

答 弁

ハッ場ダムの洪水時に発生する被害を軽減する便益の算定に当たっては、一級河川利根川水系利根川（以下「利根川」という。）の左岸側の六ブロックと、右岸側（利根川の派川である一級河川利根川水系江戸川（以下「江戸川」という。）に係るものを含む。）の九ブロックの合計である十五の氾濫ブロックを設定している。

三 その各ブロックにおいて、「被害額が最大となる地点を破堤地点として想定」した地点はどこか。地名とともに、下流から何キロメートル地点の右岸、または左岸などと、可能な限り分かりやすく示されたい。

答 弁

利根川の左岸側において破堤地点又は越水地点として想定した地点は、上流から順に、同川河口から、二百五キロメートル付近の地点である群馬県前橋市敷島町地先、百五十一・五キロメートル付近の地点である群馬県邑楽郡明和町大輪地先、百三十二キロメートル付近の地点である茨城県古河市中田新田地先、八十二キロメートル付近の地点である茨城県取手市長兵衛新田地先、七十八・五キロメートル付近の地点である茨城県北相馬郡利根町押付新田地先及び三キロメートル付近から十八キロメートル付近までの区間である茨城県神栖市波崎地先から太田地先までである。

また、利根川の右岸側については、上流から順に、同川河口から、百九十六キロメートル付近の地点である群馬県高崎市萩原町地先、百三十六キロメートル付近の地点である埼玉県北埼玉郡大利根町弥兵衛地先及び四十五・五キロメートル付近の地点である千葉県香取市川尻地先であり、さらに、江戸川の左岸側については、上流から順に、同川河口から、五十八キロメートル付近の地点である千葉県野田市関宿江戸町地先、四十八・五キロメートル付近の地点である千葉県野田市岡田地先、三十七キロメートル付近の地点である千葉県野田市今上地先、三十三キロメートル付近の地点である千葉県流山市大字中野久木地先、二十六キロメートル付近の地点である千葉県流山市大字木地先及び十一・五キロメートル付近の地点である千葉縣市川市大洲三丁目地先である。

四 今現在、これら「被害額が最大となる地点を破堤地点として想定」した地点の堤防の状況はどのようなものか。

答 弁

お尋ねの「堤防の状況」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、三について述べた地点の堤防のうち、例えば河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）に基づく堤防の高さ及び天端幅の基準を満たしていない堤防は、国土交通省の測量結果によれば、群馬県邑楽郡明和町大輪地先及び茨城県古河市中田新田地先の二地点である。

五 国土交通省関東地方整備局では、平成十八年までに各水系で堤防詳細点検を行ったと

聞くが、「被害額が最大となる地点を破堤地点として想定」は、利根川の堤防の点検で判明した結果を反映させたものかどうかを明らかにされたい。反映をしていないとすると、「被害額が最大となる地点を破堤地点として想定」する際、どのように想定したのかを分かりやすく示されたい。

答弁

破堤地点又は越水地点については、各氾濫ブロックにおいて、想定する洪水の水位が、安全に流下できると評価した水位を超える地点がある場合に、氾濫ブロックのあらゆる地点において破堤又は越水が生じる可能性があるとの仮定の下で、氾濫ブロックにおいて被害が大きくなると想定される複数の地点のうち、被害が最大となると考えられる地点を設定したものである。

御指摘の「堤防詳細点検」は、浸透に対する安全性を照査するものであり、安全に流下できると評価する水位を判定するためのものではないため、破堤地点又は越水地点の想定にその結果を反映していない。

六 ハツ場ダムが建設され、想定通りの降雨があった場合、想定した各氾濫ブロックで「被害額が最大となる地点」を流れる流量は、どの程度、軽減されるのか。流量および水位によって示されたい。

答弁

ハツ場ダムの洪水時に発生する被害を軽減する便益の算定に当たっては、お尋ねの「被害額が最大となる地点」におけるハツ場ダム建設のみによる流量及び水位の低減量は算出していないため、お答えできない。

七 平成二十年度予算案の策定にあたり、財務省はハツ場ダムの治水に関する費用便益費比は二・九であるという説明を受けたか。受けたとしたら一から六のような詳細についても説明があったかどうかを明らかにされたい。

答弁

財務省としては、平成二十年度予算編成過程においては、ハツ場ダム建設事業の治水に係る費用便益比が二・九となるということについて、説明を受けていない。

なお、財務省としては、国土交通省が平成二十年三月にハツ場ダム建設事業の再評価を行った後、同月にハツ場ダム建設事業の治水に係る費用便益比が二・九となった旨の報告を受けている。

治水専用の穴あきダムに衣替え

違法性をもつ計画決定手続きで復活した浅川ダム

信州ラプソディ・公共事業と災害を考える会代表 内山卓郎

長野県の浅川ダムは、2007年8月、河川法に基づく国の認可を取得して河川整備計画を決定し、ダム本体の2009年度着工へ向けて準備が着々とすすめられている。しかし、その計画決定手続きは重大な瑕疵（傷）と違法性の疑いをもっていると言わざるをえない。

1. 多目的から治水専用・穴あきダムへの変身経過

19971年の予備調査にはじまった浅川ダム計画は、20年後の91年にダム建設地点（ダム軸とダム型式）をさがしあてたあと、2001年2月の田中康夫前知事の“脱ダム宣言”発表と、02年6月の浅川ダム事業中止決定をうけて完全に棚上げされていた（別掲の経過表参照）。

06年8月に就任した村井仁知事は、県議会と記者会見で「ダムなしからダムありまで幅広く選択肢として検討する」と何度も公言してきたが、07年2月、ダムなし案を明らかにしないまま、「方針」として浅川ダムを治水専用・穴あきダムへ計画変更して「ダム建設を決定しました。……実施していきます」と発表した。

計画変更の主な内容は、①自然調節方式の多目的ダム→治水専用ダム、②旧穴あきダムの常時洪水吐の穴3.2×2.0m→穴を河床へ下げて縦横1m程度（その後、原案で1.1m四方、水理模型実験では1.35×1.30m）、③ダム高さ59m→53m、④貯水容量168万 m^3 （治水100万 m^3 ）→治水容量110万 m^3 、⑤総事業費400億円→380億円、⑥基本高水流量「治水安全度1/100、計画雨量130mm/日で治水基準点の流量450 m^3 /秒。ダム地点の流量130 m^3 /秒」とダムの治水効果「流量130 m^3 のうちダムで100 m^3 をカットして穴から30 m^3 を流す」という内容は変更していない。

補足すると、県は決定した新ダム計画について『常時は水を貯めないのも環境にやさしい穴あきダムだ』と強調するが、変更前の旧計画が堤体の中段に大きな穴をもつ穴あきダムであったという事実については、一言も説明していない。

1. 計画決定手続きの瑕疵と違法性

1997年に改正された河川法は、河川整備計画案の作成段階で「関係住民への手続き」を定めて、法改正の生命線としている。一方、河川整備基本方針では住民への手続きを定めていない。つまり、河川整備計画決定手続きでは「学識経験者の意見を聴き、公聴会の開催等関係住民の意見を反映する措置を講じなければならない」（16条の二の3項と4項）としている。

浅川ダムを骨格としている「信濃川水系 長野圏河川整備計画（浅川）」の場合、治水専用・穴あきダムの選択から国の認可までの経緯をみると。

(1) 07年2月8日……村井知事が治水専用（穴あき）ダムの建設決定と実施を「方針」として発表。

資料付きで「決定と実施」を明記している。

(2) 70日後の同年4月18日……河川整備計画の「原案」発表。

(3) 5月9日～6月12日……学識経験者から意見聴取。

(4) 5月18日～20日……3回の住民公聴会。

(5) 6月26日……「案」に対して長野市長と小布施町長が同意。

(6) 7月9日……国交省へ認可申請。8月22日に認可。

問題点は、①浅川ダムの建設決定と実施を「方針」で発表する以前の段階では県が案を示して住民の意見を聴く手続きを採っていないこと、②学識経験者の意見と公聴会を「原案」の発表後としたこと、③認可された河川整備計画がほぼ2月8日の「方針」と同じ内容であったこと――の3点である。県は一度もダムなし

案を示さず、最後まで代替案を示さなかった。

つまり、先にダム建設の決定があり、3回の公聴会開催等の手続きは、法の定めを満足するための形式的なとりつくりであった。浅川ダムの河川整備計画認可には重大な瑕疵と違法性があったと判断できる。このため住民3名は昨年10月、国土交通大臣あてに行政不服審査法に基づく審査請求書を提出した。国の認可処分取り消しを求めて。

3、治水効果をもたない治水専用ダム

衣替えした長野県の浅川ダムは、洪水対策を目的とする治水専用の穴あきダムとして計画されている。

だが認可となった河川整備計画を見ても、県の説明をきいても肝心な治水効果と費用対効果はあいまいなままで理解できない。

浅川下流の千曲川と合流する周辺の地域では、明治時代以前から深刻な水害の歴史をくりかえしてきた。この災害履歴はほとんどすべて千曲川からの逆流を原因とする千曲川関連の“内水災害”であった。浅川の堤防高さが千曲川の堤防より約5m低いという事実もあった。

浅川ダムの建設予定地点は千曲川合流点から上流約14km。内水災害現象を持つ地域の10～14km上流部に、治水対策として自然調節方式の穴あきダムを計画することは、基本的かつ初歩的な過ちがあったといえるだろう。しかも劣悪なダム地点の地質条件（後述する）を考えると、安易にダム計画を発想してはならない地点だった、といえるのではないか。大雨時に貯水した水がダムの穴から流れつづけるため、水害現象を生じ始めた地域に対して水を供給し、水位低下を妨げ、水害の時間を長引かせるなど、逆効果の事態さえ予測出来るからである。

ここ数年、県は議会等の場で、ようやく「浅川ダムは下流部の内水災害に対して治水効果を持っていない」と認めるようになった。中・上流部では破堤による水害発生の実例はない。深刻な天井川の実態もほぼ解消された。となると、河川改修等に対応する代替案も浮かんでくる。

治水を目的としている治水専用ダムの河床型穴あきダムが治水の役に立たないという矛盾について、事業者の長野県は説明責任を果たさなければならない。

4、新幹線の用地交渉を打開するための手土産

治水効果をもたない治水専用ダムはなぜ突如浮上してきたのか？富山から金沢へと続く北陸新幹線の用地買収交渉を担当している長野県は、浅川下流部の地権者から話し合いすら拒否されて窮地に立たされていた。新潟・富山・石川3県の新幹線建設工事は2014年度開業をめざして進捗していたが、浅川下流の車両基地部分2880mの未買収区間は、事態を解決しなければならぬタイムリミットをむかえていた。

実は1993年4月に長野県新幹線車両基地の用地買収に合意した際、地権者の対策委員会と長野県、長野市、日本鉄道建設公団（当時）の4者は確認書をかわしていたその中で、県は「ダムの完成は2000年頃を目途として早期完成に努める」と約束していたのだ。が、田中前知事が02年6月に浅川ダム中止をきめたため、地権者とダム建設を主張する鷺沢正一長野市長等は確認書違反だと態度を硬化させていた。この車両基地用地交渉の際、「車両基地によって自然遊水地であった田畑がなくなると、水害の拡大深刻化を招くのではないかと懸念する住民に対し、県は「上流にダムを建設して貯水するから・・・」という趣旨の過った説明をした。このため地元の誤解が生まれ、現在まで根強く残っている。

北陸新幹線の用地交渉を話し合いの土俵にのせるためには、浅川ダムの建設決定という条件が必要だった。こうして07年2月8日の「方針」発表となり、翌2月9日と11日、知事・副知事・土木部長らの県首脳部は地元を訪れ、「方針」の資料を提出してダム建設の決定と10年以内完成の実施予定を説明。用地交渉への理解と協力を要請している。その後の用地交渉の事態は好転し、08年1月19日に新たに確認書を締結して土地の基準単価を決め、すでに土地売買契約もほぼ終わっている。

浅川の治水専用ダムは治水とはまったく無関係な新幹線用地交渉を進展させるための手土産であり、また河川法の河川整備計画を別の目的で利用してしまったともいえるだろう。

4、地滑りなどの災害を誘発するおそれ

浅川ダム計画は地質条件があまりに脆弱劣悪であったため、1971年の予備調査からダム地点を決定する1991年3月までに20年の歳月を費やしている。その間、2回の断層調査、16本の調査横坑（地質調査用の小トンネル）、100本以上のボーリングなどの調査を実施して、4転5転逆戻りの末、ようやくダム地点を選定している。

最大の特徴は、ダム地点周辺部に地すべり地帯が密集しており、建設地点がその中心部にあたることだ。地すべり等防止法で指定する防止区域のみを抽出しただけで、ダム予定地の2Km以内に「6指定地で面積300ヘクタールあまり」。この他に未指定の旧地すべり地、地すべり地もある。指定地のひとつはダム貯水地にかかって末端部を水没させ、地下水を供給する形になる。そのうえ、砂防法の砂防指定地との2重指定で地質条件の劣悪さは最初からわかりきっていることだった。

だが、ダム地点さがしの際、県は自分たちで指定した地すべり地の存在を無視しきっていた。当初の候補地点のうち、上流案と下流案は指定地内であった。数多い日本のダムの中で地すべり指定地内にダム本体を建設した事例はない。

断層調査も不十分そのものだ。県は地質コンサルタントに全面依存して、1980年の活断層調査と1989年の第四紀断層調査を実施した。が、調査内容は出発点の文献調査で重大な見落としを犯し、文献指摘の推定断層上の温泉・石油・天然ガスの自然湧出現象をまったく調査していないなどの欠陥をもっていた。これらは断層の存在を疑わせる自然現象だったのだが――。

県が学者等10人を選出して設置した浅川ダム地すべり等技術検討委員会は吉村午良元知事時代の2000年2月、「ダム建設に支障となる第四紀断層は存在しない。地すべり対策はおおむね妥当である」を結論とする報告書をまとめた。しかし、この結論は、県とコンサルタントの調査資料を鵜呑みにする傾向をもち、ダム地点の河床から両岸に大量に分布している熱水変質した地質（スメクタイト）を解析していなかった。

その2年後、田中前知事にかわってから条例で設置された治水・利水ダム等検討委員会は2002年6月、トレンチ調査（掘削調査）を実施してダム予定地の河床を横断する第四紀断層を確認して「ダムを実施する際には再調査が必要である。」と答申した。

ところが、県は古い地すべり等検討委員会の結論を盾にとり、「再調査の必要はない」くりかえしている。

地質・断層と地すべり等の調査の不十分さは、浅川ダムの安全性解明に疑問と危惧を残したままとなっている。このため浅川ダム計画は治水面で役立たないばかりか、地すべり・土石流等の土砂災害や洪水などの災害を誘発するおそれを秘めているダムだといえるだろう。県民から「危険でムダなダム計画ではないか」と手きびしい批判をあげられる由縁である。

4、基本高水の過大性

浅川ダムの必要性を裏付ける直接的な根拠は、基本高水流量、つまりいくつかの前提条件を置いて机上で算出する「大雨洪水時の想定最大流量」である。

県の流出解析によると、「治水安全度1/100（100年に一度）の大雨を130mm/日」と設定し、「治水基準点（千曲川合流点）の基本高水ピーク流量450m³/秒、ダム地点流量130m³/秒」と雨量から流量を算出し、この流量を満足させる治水対策としてダム建設が必要だ、とする方法論を組み上げている。

県は、1976年に第1次、1992年に第2次と2度の流出解析をおこなった。雨量の引き伸ばし率や計画対象降雨はそれぞれ違うのだが、治水基準点の「450m³/秒」は不思議なことに同じ値となっている。浅川の基本高水流量は過去30年あまり1m³も変わっていない。

浅川の基本高水流量は、科学性をもつ正しい値といえるのだろうか？いくつかの疑問をあげる。

- (1) 県の流出解析は、浅川流域外の気象庁長野気象台の雨量データを基礎として計画雨量を「1/100、130mm/日」と設定しているが、浅川流域の雨量を代表していないこと。
- (2) 治水基準点を千曲川合流点としているが、千曲川からの逆流によって水位・流量の観測が不可能である

こと。

- (3) 1976年の1次流出解析は、対象降雨を1959年8月として雨量を2.8倍まで引き伸ばして流量450m³/秒を算出していたが、1992年の2次流出解析では対象降雨を1986年9月に変えて同じ流量の450m³/秒としていたこと。
- (4) 飽和雨量(RSA。通常100mm)を根拠も示さないまま半分の50mmとしていること(RSAを小さくすると流量が大きくなる)。
- (5) 「集水面積：流量」の比をみると、ダム地点は15.2km²：130m³と千曲川合流点73km²：450m³。ダム地点は集水面積が全体の20.8%に対し、流量を28.9%としていること。
- (6) 1995年7月大雨時の雨量は集水域中心部で1/200の豪雨、2004年10月の大雨時は1/100にちかい日雨量124.5mm(長野気象台の観測最大値)だったが、実測流量はいずれも基本高水の1/2以下と約1/6の値だった。このときの雨量と実測流量、さらに基本高水との差異を検証していないこと。

浅川ダム建設の必要性の根拠となっている基本高水流量は、その後の観測による実測流量からみると明らかに過大な値になっている。河川整備計画を実質的に支配している基本高水。ところが河川法では16条の河川整備基本方針で基本高水と計画高水を決定すると定めている。が、河川整備基本方針では住民への手続きを定めていない。

ダム計画の基本高水問題は、道路計画における交通需要予測(5年ごとに行う交通センサス。全国規模の交通量調査)と類似共通している。過大な交通需要予測値は科学性を欠いて実績値と大きく乖離していても、有料道路や横断橋道路を計画決定する際の根拠となったまま放置されている。

4、浅川は穴あきダムのモデルケースか

全国的に穴あきダムを浮上させる傾向が生じている。国直轄の川辺川ダム(熊本県)でも穴あきへ計画変更の話が出ている。直轄では、城原川ダム(佐賀県)、足羽川ダム(福井県)など。地方の補助ダムでは先行建設された福井県の益田川ダムにつづいて、山形県の最上小国川ダム、石川県金沢市の辰巳ダムなど。

従来の多目的ダムが地元住民の反対運動に遭って停迷しつつあるなかで、環境にやさしい建設コストを抑えられるなどの利点を強調して、事業者側は治水専用穴あきダムに焦点を合わせて局面打開を意図しているといえよう。

なかでも、長野県の浅川ダム計画は、田中康夫前知事の“脱ダム宣言”の象徴であり、いったん中止と決定していた計画が治水専用・河床穴あき型に衣替えして復活し、国交省から河川整備計画の認可をとりつけたとあってダム事業関係者の注目をあつめている。国と地方の行政関係者は、今後の穴あきダムを具体化する際のモデルケースとみているようだ。

村井知事の長野県政としては、7月16日と23日に予定している水理模型実験で「穴のつまり」問題を解明し、ダム計画諸元をきめ、詳細設計・実施設計から09年のダム本体着工を予定している。4月18日の県議会建設委員会で県の河川課長は「穴がつまるということはまず考えられません」と答弁している。ということは小さな粒径の土砂や礫で条件設定しての、結論ありきの実験ではないのか。

地すべりや崖くずれの発生を除外している実験ではないだろうか。

追記：

長野県の公共事業評価監視委員会は3月28日、「浅川ダムに関する意見」を村井知事へ提出した。県が浅川ダムを審議対象事業としないと主張しつづけたため、議論は紛糾した。この委員会の内容については朝日新聞の伊藤景子記者が月刊誌「世界」6月号「いかにして脱『脱ダム』は行われたか」と題して詳細にレポートしている。筆者の内山も委員の一人。

浅川ダム、河川整備計画の主な経過

- 1971～76 予備調査。ダム候補地点の地質調査
- 77～84 実施計画調査（国庫補助）。
- 85. 4 建設工事採決。長野市長と基本協定書締結。
- 85. 7 地附山地すべり発生
- 91. 3 建設省のダム建設基本会議を経てダム建設地点決定（ダム軸とダム型式）。
- 93. 4 長野新幹線・車両基地用地買収の設計協議確認書
- 93. 12 つけかえ道路の建設工事着。96年12月に完成供用開始。
- 2000. 2 浅川ダム地すべり等技術検討委員会報告書。
- 00. 10 田中康夫知事当選
- 00. 11 田中知事が浅川ダムの一時中止を決定
- 01. 2 「脱ダム宣言」
- 02. 6 治水・利水ダム等検討委員会の答申。浅川ダムの中止が決まる。
- 03. 8 浅川流域協議会発足
- 06. 2～6 県がダムなしの河川整備計画案を持参して国土交通省と協議調整、不調に終わる。
- 06. 8 村井仁知事当選
- 07. 2. 8 村井知事が浅川河川整備計画の「方針」を発表
治水専用（穴あき）ダムへの計画変更。浅川ダムの決定と実施決まる。
- 07. 2. 9～11 知事等県首脳が浅川下流部へ行き、新幹線用地交渉への理解と協力を要請。
- 07. 5. 9～6. 12 学識経験者の意見聴取
- 07. 5. 18～20 3回の公聴会
- 07. 6. 26 長野市長と小布施町長が同意書提出
- 07. 7. 9 国土交通省へ河川整備計画の認可申請
- 07. 8. 22 認可
- 07. 10. 19 住民3名が国土交通大臣に対し、行政不服審査法の審査請求書を提出。
- 08. 1. 19 北陸新幹線の設計協議と用地買収基準単価の確認書。
浅川ダムは「概ね10年の完成を目指します」明記されている。
- 08. 3. 28 県公共事業評価監視委員会「浅川ダムに関する意見」を知事へ提出。
- 08. 7. 16 京都で穴つまりの水理実験。

防災ダムが災害ダムに？

無用の太田川ダム、安全性にも疑問

08年4月28日 静岡県太田川ダム研究会

静岡県森町亀久保地区に建設中の県営太田川多目的ダムはこの3月末で堤体のコンクリート打ちが完了し、この秋には湛水試験が始まることが公表されました。ダムサイトの平均流量は $1\text{ m}^3/\text{秒}$ 弱ですから、その半量を総貯水容量 $1,180\text{万 m}^3$ のダムに溜め込むとすると満水に達するまでには理論的に $141\text{日} \times 2$ の日時がかかり、来年春ごろと推定されます。

利水にも治水にも無用の太田川ダム

このダムには国の補助をうけるために利水目的があとで付け加わりましたが、静岡県の遠州地区水需要予測は大きく狂い、「ネットワーク安全な水を子どもたちに」の数年間にわたる調査によると現行の給水能力と実際の給水実績との間には現在、日量8万トンの差が開いています。今後水需要は今まで通り完全に横ばいと予測されるので、太田川ダムからの日量56,500トンが加わるとH22年の給水開始時点では日量約13万トンの水あまりが生じます。まったくの税金の無駄遣いです。

元々の目的の防災の方はどうでしょうか。集水面積は全流域の僅か4%、県の設定した過大な基本高水流量 $5,200\text{ m}^3/\text{s}$ （水源連の見直しでは $4,660\text{ m}^3/\text{s}$ 以下、国土問題研究会の見直しでは $4,100\text{ m}^3/\text{s}$ ）のうち僅か $350\text{ m}^3/\text{s}$ を制御できるにすぎません。防災にダムは全く不要です。河道整備の目標はH32年になっても $3,200\text{ m}^3/\text{s}$ ですから、堤防の危険箇所の手当を最優先すべきことを私どもは何年も主張してきました

災害誘発ダムに転化する危険性

それどころか、このダムは災害ダムに転化しかねない事がわかっています。このほど県建設部は国土交通省がH17年に策定した「大規模地震動に対するダム耐震性能照査指針（案）」にもとづき、M8.4の想定東海地震に対する太田川ダムの安全性のシミュレーションを何処かの研究機関に委託した結果、「対象とした地震により、ダムが不安定になる様な損傷は生じない」「貯水池から下流に被害が発生する様な放流が生じるおそれはない」と麗々しく「ダムだより」に発表しました。いつものことですが、報告にあるダム堤体上流側底部付近に「局所的に引張応力による亀裂が発生する」ことは伏せられています。

本当に東海地震に耐えられるか

指針にはレベル2の地震動の設定にあたって、当該ダムサイトでの強震記録に基づく事が決められています。ダムサイトに地震計が設置された事は無いのでこのような記録は存在しません。どうやら中央防災会議の震源範囲の見直しデータを使って工学的基盤の最大加速度を676ガルと設定したようですが、同会議のデータではこの場所の地震加速度は600～750ガルです。なぜ最高値をとらないのでしょうか。（このダムサイトは防災科学技術研と静大の共同研究で新たに割りだされたアスペリティーの一つの直上にはいるので、この研究が正しければ更に強い震動が襲う可能性があります）。

コンクリートダムは堤体の強度が十分でも、泣き所が堤体と岩盤との継ぎ目にあるといわれます。照査指針ではここところが曖昧です。p.2の用語の定義で「ダム本体」を「ダムの堤体及び堤体と接する部分の基礎地盤」と明瞭に規定しておきながら、p.11の重力式コンクリートダムの線形動的解析では、「ダム本体」の材料であるコンクリートは、近似的に線形弾性体として扱う事ができる」と明らかな概念の混同がみられます。「本体」に含まれる岩盤は、均一な材料で造られ力学的な性質のわかっているコンクリートとは異なる、不均一な物体のはずですが、地震応答解析の際それをどう扱うのかはどこにも見当たりません。

4年目になっても続く「想定外」の岩盤変位

もう一つの基本的な問題は、出来上がった堤体を支えるべき左岸アバットメントの岩盤がここ数年来岩盤滑りや岩盤クリープを起こしている事です。斜面の法枠に亀裂が生じ、やむなく80カ所以上に観測点を

設置して変位の測定を始めたのが2004年の7月ですが、開示請求を受けた2006年12月まで県はひた隠しにしてきました。それから今日までに水平、垂直方向ともに最大地点で累計300mm以上の山側から川側への変位がおこり、それを食い止めるために打ち込まれた20m前後のアンカーボルトは総計437本、これに要した「想定外」の支出は4億6000万円にのぼりました。ここに湛水したばあい、**堤体には水圧によって25万トン重の水平方向の力が加わりますが、この方向への変位に対する対策は全く講じられていません。**地震がなくても湛水の圧力によってこの方向の岩盤変位がおこり、堤体との継ぎ目、あるいはアバットメントの岩盤を透る漏水が起こる可能性があります。そこへ強大な地震動が襲って漏水が拡大し、万一決壊が起こって1000万トンの貯水が一時に流出すれば下流域は取り返しのつかない激甚災害をうけます。(仮に1時間で流出してしまうと仮定すると、流量は1974年の七夕豪雨のさいの6倍に達します)。

湛水前から突如始まった群発地震~ただ今321回

ダムに湛水が始まればいわゆる「ダム誘発地震」が周辺で起きる事は私どもも予想はしていましたが、このダムではコンクリート打ちさえ終わらないうちに、昨年11月12日から同じ亀久保地区2km下流の2km×1kmというごく限られた区域で群発地震がはじまりました。最初静岡地方気象台に問い合わせても、「この程度のを群発地震とは言いませんよ」と能天気なことを言っていました。今年1月27日M4.2, M4.1を含む数十回の地震が起こり、掛川で震度3を記録してからは、「震源の深さが16km前後で東海地震と直結はしない」と言っていた地震予知連絡会も漸く無視できなくなり、2月18日の議事概要によると、会長から『この地震活動がプレート固着状態の変化を反映した現象である可能性も考慮に含め、多角的な検討を行って行くべきである』との発言がありました。4月末現在累積地震回数はM1以上だけで320回を越え、周辺の森町郊外、磐田市豊岡地区、浜名湖周辺でも、かなりプレート境界に近い地震が複数回発生しています。

人間のおごり、自然破壊が山の神を怒らせた？

群発地震とダム工事との因果関係はわかりませんが、この地域には昨年11月まで過去20年間M2以上の地震は発生したことがなく、県の調査では活断層はないことになっていたのも奇異な感じはいないめません。岩盤変位の発生は約180万トンの土砂を掘削し取り去ったためですが、このような大きな荷重の変化がダイレクトに地下の震源断層に作用した可能性はないでしょうか。またM4級が発生した直前の1月5日から11日にかけては左岸斜面の十数カ所の観測点でまず数mmの一過性水平変位が起こり、それが終わった頃から同程度の一過性でない垂直変位が殆どの観測点で一斉に起こるという**奇妙な現象**がみられます。表層岩盤だけの滑りなら両者は同時に起こるはずで、かなりの深さまで山の一部分が動いたのではないかという疑いがあります。

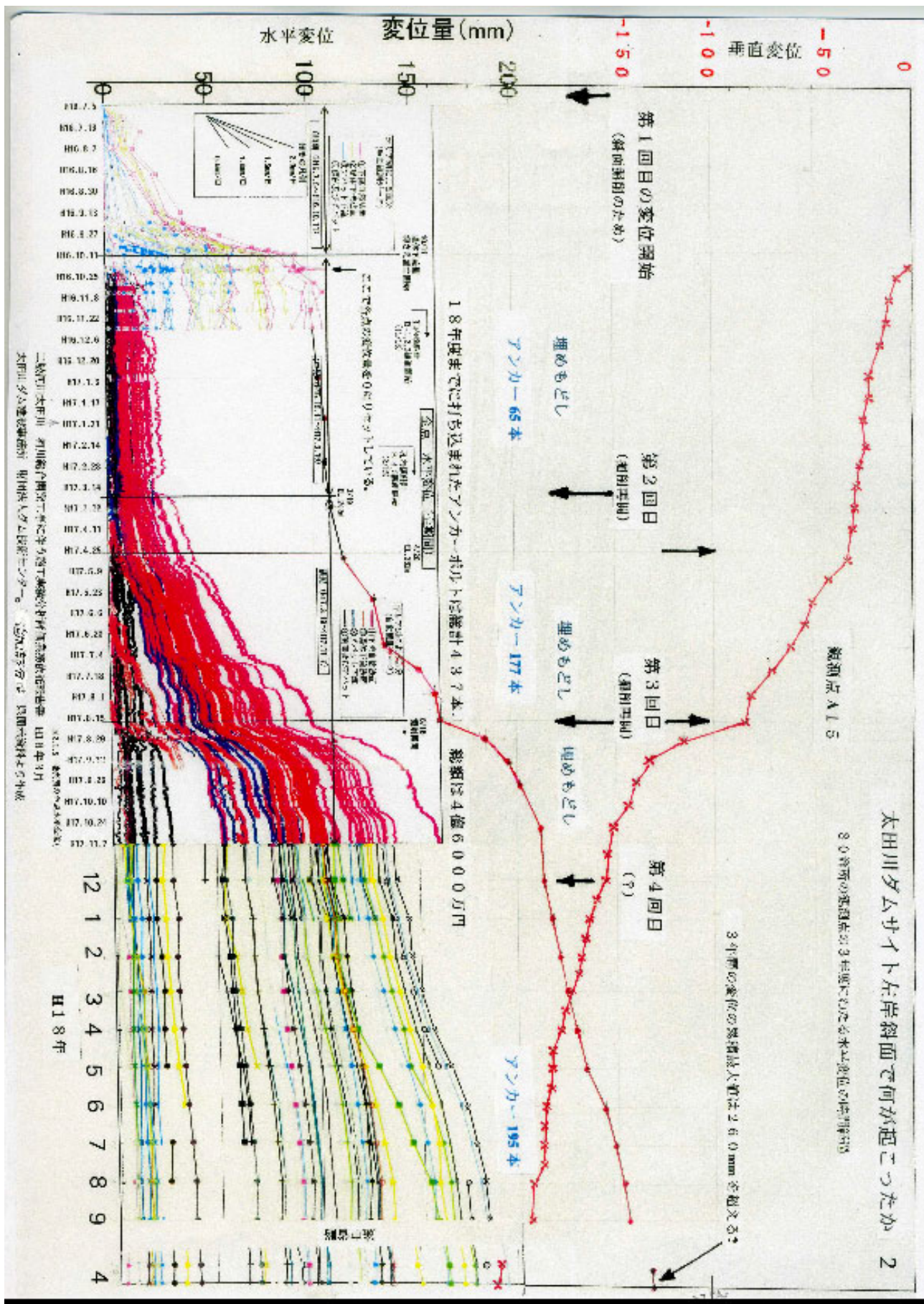
(国土研専門家の解析では、左岸斜面には最大250mmに達するくぼみ(沈下トラフ)が生じており、その方向は地表と地下仮排水トンネルでの地層分離面の分布方向と一致します)。

工事が**水脈の変化**を引き起こした可能性もあります。左岸アバットに設置された孔内水位計の一つが、「設置不良」でなければ、降雨時に降雨量と関係なく一気に20mも地下水位の上昇を記録し、その後急速に下降する異常な反応を2年も続けています。この原因について県河川砂防局は合理的な回答を与える事が全くできません。

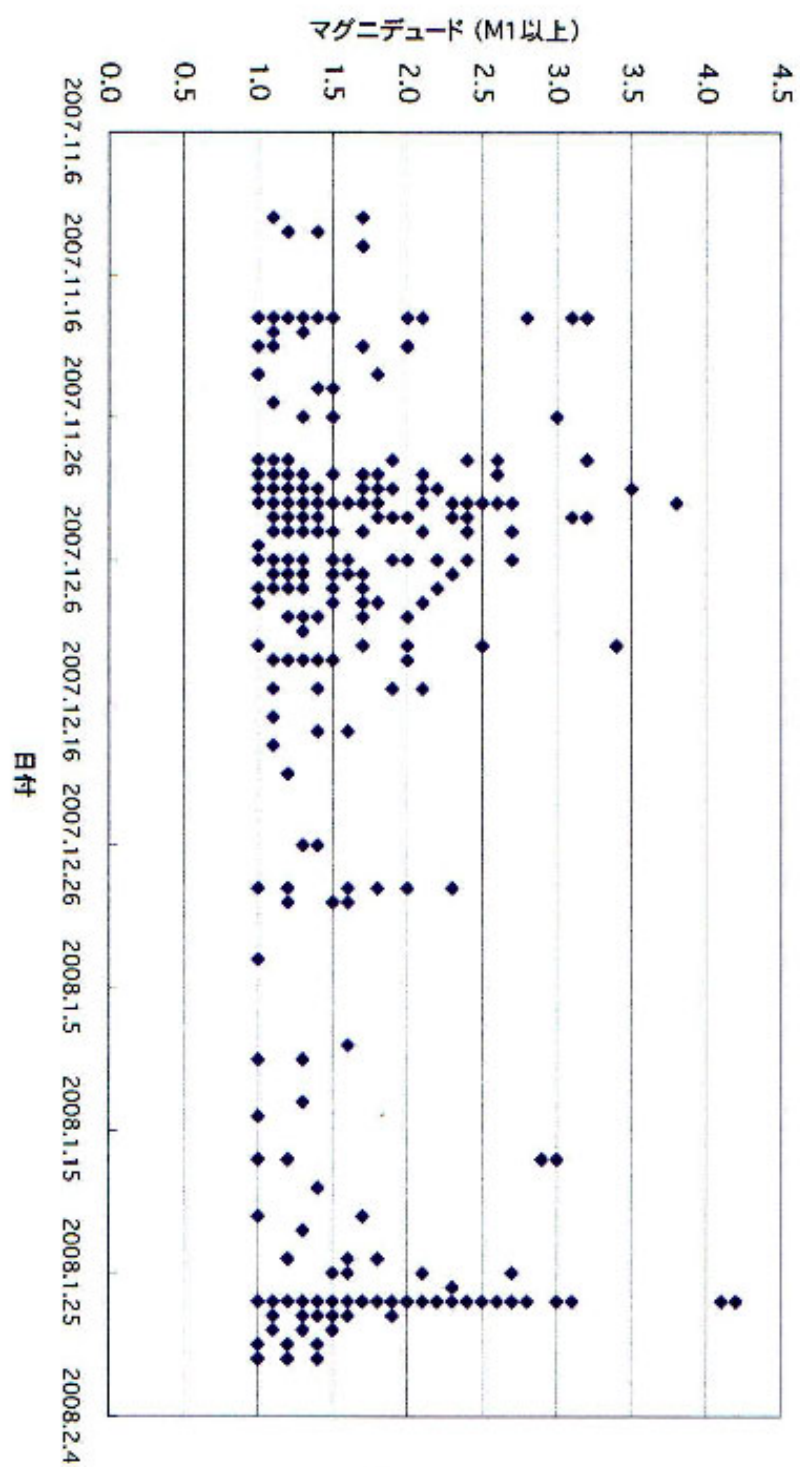
いずれにせよこのような地震の巣の近くに造られたダムに水を貯めれば今までよりも強大なダム誘発地震を引き起こし、被害の発生する危険性は大きいと予測されます。

現在ネット水、太田川水未来、太田川ダム研究会の3市民団体は静岡県に対して「**仮排水路を残置して、太田川ダムには水を貯めない事**」「**ダム周辺に高密度で地震計を配置する事**」を陳情する準備をしています。

(文責 岡本 尚)



森町落合群発地震 M~t 関係(07.11.12~08.01.31)



徳山ダム「問題」は終わらない

「問題」に取り組み、次代の教訓にする

08.05.19

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長 近藤ゆり子

5月5日、徳山ダム「本格運用」に入った。しかし問題は山積み、新たな「問題」を生じさせ続けている。人々があの巨大なダムを見るとき、自分たちに、そして子孫に大きなツケが回ってきていることを感じ取って欲しい。同時に失われたものの記憶もなくしてはならない。

当会は、徳山ダム建設事業が続いたこの半世紀で、何を失い、どんな問題を発生させたのか、一人一人の記憶にとどめることで、同じ過ちを繰り返さないことの礎にする、新たな問題の発生を食い止める、そうした活動を続けていく。

徳山ダムに関連して、前の稿から、あまりにも多くの事柄があった。新聞記事などにも経過は載っている。また木曽川水系連絡導水路に関しては「長良川市民学習会」事務局長の武藤仁さんの稿に譲る。節目に発した当会（徳山ダム建設中止を求める会）の「声明」の見出し・項目・一部抜粋をもって報告とする。

★ 2007年8月21日 抗議声明

ドサクサ紛れの無駄な公共事業「2導水路併設」案は認められない／「2導水路併設」案を木曽川水系河川整備計画に入れ込むことは、1997年河川法改正趣旨を破壊するものだ

- (1) 徳山ダムの水を木曽川に導水する合理性はない
- (2) 計画自体が詐術（騙し）である
- (3) これがラストチャンス？ 何が何でも「木曽川水系河川整備計画」に位置づける
- (4) 実務者協議が法定手続きを下克上する／河川法16条の2の運用
- (5) 治水の「財政的制約」… 甚大な洪水被害を防ぐことが先決

木曽川水系でも水害常襲地域に対するきめ細やかな施策はなされていない（例；揖斐川－杭瀬川－大谷川 荒崎水害）。強度不足の堤防も多く、岐阜県は河川改修の達成度は極めて低い。

この状態で「木曽川・長良川中流域の環境改善」などという美辞麗句（徳山ダム集水域の大型猛禽類はどうでも良い？）で、無駄な導水路事業に治水予算を投入している場合ではない。

8月22日の「導水路検討会（第7回）」で、「2導水路併設案」を固めようとするのに対し、憤りをもって強く抗議する。

★ 2007年12月20日 声明

財政民主主義を蔑ろにする「財政法33条」方式を採り、かつ必要な「治水」事業を圧迫する木曽川水系連絡導水路事業関連予算（財務省原案）に抗議する

20日に発表された来年度予算財務省原案では、ムダにムダを重ねる木曽川水系導水路事業に水資源機構事業とするために15億円もの巨額の予算をつけている。

この「導水路」事業は単にムダであるのみならず、長良川に徳山ダムの水を流すことにより、長良川河口堰に続いて長良川の河川環境を一層脅かす「暴挙」事業である。

だが、現時点では、水資源機構事業とする法的手続きは完了していない。そこで国交省は以下のような企みを行っている。

(1)河川法16条の2の趣旨を踏みにじる Due Process の欠如

(2)無駄で問題の多い木曽川水系連絡導水路についての市民的議論の封殺

(3)04年度の徳山ダム事業費捻出のときに使った手＝「治水特別会計の項の間の移用＝財政法33条但し書き」を使うという財政民主主義軽視

治水特別会計は、ここ数年で大幅に縮減されている。無駄を削るのは良い。しかし、脆弱な堤防を修復する予算さえなかなかつかないような現状である。無駄で問題の多い木曽川水系連絡導水路事業に890億円×65%（治水負担分）をかける余裕などないはずである。

無駄に無駄を重ねるこの悪循環は断ち切れなければならない。

暮らしの破壊・環境の破壊を必然的に伴う「徳山ダム建設事業／徳山ダムの水を導水する木曽川水系連絡導水路事業」の中止を改めて求める。

財務省原案に抗議する。

★ 2008年3月29日 声明

「木曽川水系河川整備計画」策定を憂う

国土交通省中部地方整備局は、昨日3月28日付けで木曽川水系河川整備計画を策定した。

(1)予告通りの「1997年河川法改正の趣旨を蹂躪する」整備計画策定

(2)とにかく予算をつけろ！の「木曽川水系連絡導水路」

木曽川水系は、1997年河川法改正の重要な原点の一つである。この水系でかくもお粗末な河川整備計画策定がなされたことは今後の全国の河川行政に禍根を残すことになるろう。

私たち木曽川流域住民は、まさに具体的に自分たちの生命と生活を守り、良き河川環境を取り戻すために、河川行政を変えていこうとの決意を新たにするものである。

★ 2008年4月24日 声明

祝福されることなき試験放流―「完成」～徳山ダムは「問題」を発生し続けている～

4月24日朝、水資源機構は、徳山ダムの試験放流を開始した。土木的には「完成した」ということらしい。しかし、徳山ダムに係る「問題」は依然存在し、さらなる「問題」を発生し続けている。

1. 水源開発施設・徳山ダムの破綻―目的をすり替え続けたダム
2. 徳山ダムの「洪水調節」効果のまやかし
3. 異常渇水対策という「治水」―無駄と環境破壊を積み上げる導水路
4. イヌワシ・クマタカを頂点(象徴)とする生態系を不可逆的に改変している
5. 問題は発生し続け、次代へのツケは増え続ける

上記のような多くの問題の他にも、国交省（建設省）・水資源機構（水資源開発公団）が、旧徳山村民への約束を反故にし続けているという事実もある。

一切を水底に沈め、試験放流をして「完成だ」と言い募れば、「問題」にフタができるとでもいうのであろうか？ 実際には次々と「問題」は発生し続け、流域住民にも全国の納税者にも背負わされてるツケは重くなるばかりである。

このような「不幸」を繰り返さないよう、私たち「徳山ダム建設中止を求める会」は、この「徳山ダム」の惨状と新たな「問題」の発生を全国に伝え続ける所存である。

止まらぬダム計画

岐阜・徳山ダム 完成目前

移転強いた手前引けず

国交省「地域感情無視できぬ」

ひたな道路建設をやめようという議論が盛り上がる一方で、巨大公共事業のダム建設の見直しは遅れたままだ。必要性に疑問符をつけられながら、3500億円が投じられた徳山ダム(岐阜県)が4日も完成する。国土交通省が計画中のダムはまた155ある。建設を押し進めれば国と地方の財政に大きな負担となりかねない。

(伊藤智章、保坂知晃、中川史)

現在計画が進むダムで、総貯水容量が「徳山」の8億8千万リットルを遥かに超えるのは、「高き(堤高188m)日本一の黒部ダム(富山県)とともに、徳山は日本一のダムとして歴史に名を刻むことになる。

だが、構想から52年目の完成に、地元は歓迎ムードとはほど遠い。岐阜県古田郷は「洪水対策で効果が期待できる」としながらも「財政的に大きな負担」と問題点を挙げる。巨大ダムのほとんどは高度成長期に計画され、発電や都市用水の確保が本来の目的だった。だが、低成長の時代に変わって、必要の度合いは減った。徳山はその典型だ。国交省は洪水対策

の効果を強調するが、そのための水の容量はダム全体の5分の1でしかない。

なにも400億円をすでに負担している岐阜県は、さらに都市用水分として今後33年かけ、500億円を返さなければならぬ。堤防改修で洪水対策はできないのか、ここまで巨大に造らなければいけないのか。

県庁内にも疑問はあった。だが、建設に前のめりになっ

た橋本拓前知事(06年に退任)

は旧建設省(現国交省)の元局長。歴代多くの県のダム担当の部長や河川部長も旧建設省からの出向者。県の土木部門は国交省の出先機関みたいで、逆のことか目的化していたとある。県幹部は打ち明ける。

財政難を受け、ダム建設の元締めである国交省河川局は、この10年で108のダム計画をやめている。だが、その8割は国交省の補助金を受けて都道府県がつくる比較的小さなダムだ。国交省やその指示を受けた水資源機構の巨大ダム計画は批判を浴びながら続いている。

道路と比べ、ダムは根が深い問題がある。土地買収などに巨額投資をしているうえ、多くは住民移転までいる。徳山ダムも一村丸ごと水没し、1500人の村民を移転させた。

4月22日、関西の河川水系の「川上(三重県)など四つのダ

ムについて、国交省近畿地方整備局の顧問機関である「淀川水系流域委員会」が「ダム建設は不適切」との意見書をまとめた。

青山俊行・国交省治水部長は「ダムが環境にいいわけではない。堤防改修の重要性も認めながら、委員会が勧告を半ば認めながらも、技術的にはつけつけられない難しさを指摘する。

「もともと予定地はダム反対。何とか納得し、協力して移転してもらったのに地域感情を無視して『もういりません』とは言えない」。

八ッ場ダム(群馬県)は事業費が全国最高の4800億円に達し、川上川ダム(熊本県)は8月の知事選で5人の候補者がだれも推進論を口にしない。だが、国交省は同ダムの予定地で3000〜5000戸もの移転交渉のさなか。代議士の難しさもあって容易に引き下がない。

の中郡ダムだ。

水利利用の計画は縮小し、洪水対策も堤防改修の方が安くつく。途中でわかった。「いままら何だ」と反発した地元は、県は住宅新築費補助などの名目で100億円を返す「補償金」を出して結果的に建設費の半分近い90億円の負担を存続した。

当時の知事の片山博博さんは「このままでは地方財政全体がパンクする」という危機感があつた。「いくらかかるかわからないけど船出しよう」というわけにはいかなかった」と振り返る。

ダム事業による財政の痛みと、移転住民との摩擦に直面する「現場」だからこそ突破口が開けた事例だ。

国内で進む主なダム計画		
サンルダム(北海道)	530億円(総事業費)	66年(調査開始)
八ッ場ダム(群馬)	4600億円	52年
丹生ダム(新潟)	1100億円	68年
大戸川ダム(新潟)	1000億円	68年
山鳥坂ダム(愛媛)	850億円	82年
川辺川ダム(熊本)	2650億円	66年
徳山ダム(岐阜)	3500億円	57年
股栗ダム(愛知)	2070億円	62年
川上ダム(三重)	1220億円	67年

徳山ダム 国土交通省などが所管する独立行政法人「水資源機構」が岐阜県揖斐川(いびがわ)町に建設。総貯水量約8億8千万リットルは浜名湖(静岡県)の約2倍。洪水対策、発電、都市用水確保が目的だが、需要の低迷で発電と利水の施設整備はこれから。事業費は岐阜、愛知、三重3県と名古屋市、Jパワー(電源開発)も負担。国交省は「洪水対策などに有効」と愛知県などに向けた導水路建設に890億円を投じる予定。

見直し権限 求める住民

「国が関の役人が責任を負い、すべてをコントロールしようとするのは無理。もって住民にげたを預けるべきだ」大井井護士会の森田加奈美弁護士は指摘する。昨年、日本弁護士連合会がダム建設の根拠となる河川法の改正を求める意見書を国交省に出し、そのとりまごめ役をした。建設中止を求める住民訴訟にもかかわって実施したのは「縦割りの河川行政だけで解決できない」という点だ。

淀川水系流域委員会には、公募の住民代表も参加している。97年の河川法改正で「整備計画をつくるとき、必要に応じて学識者の意見を聴く」とされたのを受け、当時の国交省近畿地方整備局が「住民」も地域に詳しい学識者として入れた。法改正は長良川河口堰(三重県)の建設進行で強い批判を受けた旧建設省の改革策だった。だが、どんな委員会を設置するかは国交省の裁量。メンバーが学者だけだったり、住民から公募会に意見を聴かされたというところも多い。日井連は住民参加の義務づけと情報化を求めた。

自治体为主导 中止の成功例

県営ではあるが、30年がかりの計画をとりやめたダムがある。00年に中止となった鳥取県

■徳山ダムの3県1市負担額

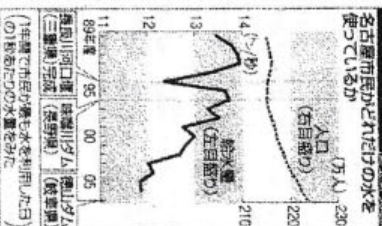
	徳山用水	水戸用水	計
愛知	186億円	68億円	254億円
岐阜	275億円	438億円	713億円
三重	—	101億円	101億円
名古屋	208億円	—	208億円

注：3500億円の事業費のうちこの地域負担。水質環境維持費

「水質環境維持費」の負担額は、愛知が約100億円、岐阜が約100億円、三重が約100億円、名古屋が約100億円、合計約400億円。これは、徳山ダムの建設費のうち、水質環境維持費に充てられる部分である。



余る水へ負担150億円



徳山ダムの建設は、愛知、岐阜、三重、名古屋の4県1市で分担されている。その中で、愛知が最も大きな負担額を負っている。これは、愛知が最も多くの水を必要としているためである。

元住民募る望郷の跡

徳山ダムの建設は、愛知、岐阜、三重、名古屋の4県1市で分担されている。その中で、愛知が最も大きな負担額を負っている。これは、愛知が最も多くの水を必要としているためである。

命・安全を買った、評価は30～50年後

徳山ダムの建設は、愛知、岐阜、三重、名古屋の4県1市で分担されている。その中で、愛知が最も大きな負担額を負っている。これは、愛知が最も多くの水を必要としているためである。

観光立村夢の跡

徳山ダムの建設は、愛知、岐阜、三重、名古屋の4県1市で分担されている。その中で、愛知が最も大きな負担額を負っている。これは、愛知が最も多くの水を必要としているためである。

元住民募る望郷の跡

徳山ダムの建設は、愛知、岐阜、三重、名古屋の4県1市で分担されている。その中で、愛知が最も大きな負担額を負っている。これは、愛知が最も多くの水を必要としているためである。

観光立村夢の跡

徳山ダムの建設は、愛知、岐阜、三重、名古屋の4県1市で分担されている。その中で、愛知が最も大きな負担額を負っている。これは、愛知が最も多くの水を必要としているためである。

長良川に放流、なぜ?

岐阜市議などアンケート

「説明不十分」が7割

徳山ダム問題で 反対する市民団体 市民シンポで明言

徳山ダムの水を長良川などに放流する「木曽川水系連絡導水路計画」に反対する市民らで作る「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習委員会が、岐阜市議と県議、県選出国会議員にアンケートしたところ、回答した議員の7割が「議会や市民への計画の説明が不十分」と答えていることが分かった。実行委員会が23日、岐阜市内で開いた市民シンポジウムで明らかにした。放流する理由についても「理解できない」(4割)が、「理解できる」(2割)の倍にのぼった。

【中村かほり】



徳山川への影響についての説明を聞き参加者

アンケートは23日、県市議27人、県議12人、18日、議員計100人、国会議員2人の計41人へを対象に実施し、岐阜が回答した。

また、計画が県や岐阜市にとって「いい案である」と答えた議員もゼロ。4割が「問題がある」と答えた。同様に4割が、ダムの水を長良川に放流する理由について「理解できない」と答えた。放流による長良川の環境悪化を懸念する議員も、7割近くに上った。

導水路は2015年の完成を目指しており、岐阜市、三河、名古屋の3県1市の事業費負担見込み額は計画に記されていない。

約480億円にのぼる。事業費負担については、半数以上が「分からない」と回答し、「負担を減らす必要がある」と答えた議員も多かった。導水路の必要性についても6割以上が「分からない」と答えた。

導水路事業の反対シンポ

岐阜市市民学習委員会

徳山ダム(揖斐川町)にためた水は長良川に放流する「木曽川水系連絡導水路計画」に反対する「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習委員会が、23日、岐阜市市民学習委員会が、岐阜市議と県議、県選出国会議員にアンケートしたところ、回答した議員の7割が「議会や市民への計画の説明が不十分」と答えていることが分かった。実行委員会が23日、岐阜市内で開いた市民シンポジウムで明らかにした。放流する理由についても「理解できない」(4割)が、「理解できる」(2割)の倍にのぼった。



市民シンポジウムで10人が参加した。実行委員会代表の粕谷志郎(左)と、徳山ダム(揖斐川町)にためた水は長良川に放流する「木曽川水系連絡導水路計画」に反対する「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習委員会代表の粕谷志郎(右)が挨拶している。

シンポジウムには10人が参加した。実行委員会代表の粕谷志郎(左)と、徳山ダム(揖斐川町)にためた水は長良川に放流する「木曽川水系連絡導水路計画」に反対する「長良川に徳山ダムの水はいらない」市民学習委員会代表の粕谷志郎(右)が挨拶している。

と指摘。実行委員は「導水路計画によって長良川の環境が大きく変わり、豊かな文化の価値もなくなってしまう。計画には、納得できる合理的な理由がない」と、計画の必要性を疑問視している。

2008年(平成20年)5月6日(火曜日)

徳山ダム本格稼働

賛否なお静かな節目

新設 反対派「将来にツケ」

「光は輝くが、影は長い」と、賛否両論が交錯している。徳山ダム(揖斐川町)の放水が本格稼働する節目を迎えた。放水は、ダム本体の試験放水と、導水路の試験放水が行われる。放水は、ダム本体の試験放水と、導水路の試験放水が行われる。放水は、ダム本体の試験放水と、導水路の試験放水が行われる。



徳山ダム(揖斐川町)の放水が本格稼働する。放水は、ダム本体の試験放水と、導水路の試験放水が行われる。



旧村のダム対策室長 加藤善輝さん

旧村のダム対策室長 加藤善輝さん。旧村のダム対策室長 加藤善輝さん。旧村のダム対策室長 加藤善輝さん。旧村のダム対策室長 加藤善輝さん。旧村のダム対策室長 加藤善輝さん。



岐阜県版
平500-8875
岐阜市東区南一丁目12番地
058(265)0191
Fax(262)8708
(販売) (265)0255
(広告) (268)4791
(編集) (265)0257
多岐見支店
0572(22)3121
Fax(23)5331
大垣支店
0584(78)2030
Fax(74)5460
高山支店
0577(32)0350
Fax(34)5215
関市支店
0575(22)3234
Fax(24)3338
中野新井支店
052(22)0800
Fax(22)0819
Eメール
center@hokuriku.co.jp

岐阜県版
平500-8875
岐阜市東区南一丁目12番地
058(265)0191
Fax(262)8708
(販売) (265)0255
(広告) (268)4791
(編集) (265)0257
多岐見支店
0572(22)3121
Fax(23)5331
大垣支店
0584(78)2030
Fax(74)5460
高山支店
0577(32)0350
Fax(34)5215
関市支店
0575(22)3234
Fax(24)3338
中野新井支店
052(22)0800
Fax(22)0819
Eメール
center@hokuriku.co.jp

岐阜県版
平500-8875
岐阜市東区南一丁目12番地
058(265)0191
Fax(262)8708
(販売) (265)0255
(広告) (268)4791
(編集) (265)0257
多岐見支店
0572(22)3121
Fax(23)5331
大垣支店
0584(78)2030
Fax(74)5460
高山支店
0577(32)0350
Fax(34)5215
関市支店
0575(22)3234
Fax(24)3338
中野新井支店
052(22)0800
Fax(22)0819
Eメール
center@hokuriku.co.jp

肱川・山鳥坂ダムを巡る出来事

有友 正本

07年11月

重要植物2種を移植
青の革命と水のガバナンス「サイエンスカフェ」
環境アセスメント評価書送付

12月

財務省原案発表 山鳥坂ダム12億4千4百万円
鹿野川ダム改造16億5千万円

08年1月

環境アセスメントやり直しを求める要望書提出 流域9団体
環境大臣意見発表

2月

「公共事業をチェックする議員の会」ヒヤリング
県道付替え区間用地幅くい設置開始
国土交通大臣意見

3月

第13回環境検討委員会開催

4月

環境アセス評価書に誤り
山鳥坂ダム不要を提言

環境大臣 鴨下一郎殿
国土交通大臣 冬柴鐵三殿

2008年1月9日

長浜漁業協同組合	組合長	中原文男
肱川漁協協同組合	組合長	楠崎隆教
長浜町をまじめに考える会	会長	中野茂明
肱川の水を考える会	会長	阪本孝之
肱川・水と緑の会	会長	池田亀菊
豊かな自然と清流肱川を守る会	会長	大野新策
大洲市の住民投票を実現する会	代表	玉岡政廣
山鳥坂の豊かな自然を守る会	会長	瀧野隆志

山鳥坂ダム建設事業に関わる環境影響評価「評価書」に対する

環境大臣・国土交通大臣意見についての要望書

昨年11月末、頭書の「評価書」が、国土交通省と環境省へ提出された。われわれは、この「評価書」と山鳥坂ダム建設に対し、さまざまな疑問を持つ。

今回の評価書に対し、環境大臣および国土交通大臣は、すでに多方面から指摘されている様々な環境保全対策を実現し、指摘した問題点を解消されるような意見を述べられることを要望する。

問題点

1：豊かな自然がまったく理解されていない。

これまでの調査で、山鳥坂ダムの建設が予定されている地域では、環境省や県のレッドデータブック記載種など動物九十四種、植物七十四種が確認されている。この事実は、この地域の自然がどれほど豊かで貴重なかを如実に示している。全国の河川の中で河辺川水系以上のレッドデータブック記載種が、存在する河川が他にあるだろうか。この「評価書」では、これらの動植物を保全することは不可能である。事業の中止まで視野に入れた上で、両大臣は環境影響評価をやり直す必要性を意見として述べるよう求める。

2：知事の意見が取り入れてられていない。

この環境影響評価の最大の疑問点が、「山鳥坂ダム建設ありき」で評価書の作成が進められていることにある。方法書に対する知事意見の中で、「方法書では、目的として記載されている洪水調節及び正常流量の確保の説明が十分になされていないが、準備書においては、当該ダムの建設によってどれだけの治水効果があるのか、また現状の河川流量がダム供用後にどのように変化し、正常流量が確保されるのかなどについて、具体的に住民にわかりやすく記載すること。」と指摘されている。今回の「評価書」においても山鳥坂ダム建設に関する説明責任は果たされていない。山鳥坂ダム建設の旗振り役の愛媛県知事ですら、国土交通省が説明責任を果たしていないことを認めているが故に、知事意見の中で指摘せざるをえなかった。これではますます、山鳥坂ダムの洪水調節及び正常流量の確保に対する疑問は大きくなる。このことに関する知事意見を踏まえ、事業の必要性そのものを検証することを両大臣に求める。

3：事業早期着工が大前提となった環境検討委員会運営

環境影響評価の「評価書」作成へ向けた、第4回環境検討委員会で、山鳥坂ダム工事事務所の所長が「いつまでも調査をしているわけにはいかない」と発言している。第8回の環境検討委員会では、委員が県内で未確認の腐生ランの発見の可能性を指摘したところ事務局が「準備書に間に合わない」と結論付けた。発見の可能性が存在するのなら、調査に万全を期しその上で方向性が検討されなければならない。これらのことや、委員会での具体的なやり取りをみると、すべて事業の早期着工が大前提となっている。「評価書」が科学的側面で極めて不十分であることの主要因は、一連の作業を事業早期着工を大前提で進めたことにある。両大臣は事業の中止まで視野に入れたうえで、再度、科学的根拠を十分に備えた環境影響評価をやり直すよう意見を述べられることを求める。

4：アユの取り扱いについて

肱川は、天然アユの遡上率が、最も高い川として知られている。アユの話が、「評価書」では全くと言っていいほど出てこない。肱川流域にとって、肱川は災害も与えてきたが、恵も大きく、肱川と密着した年中行事も多い。アユ漁は、その恵の中核とも言える。河辺川は、かつては肱川で唯一尺アユの育った流域である。肱川本流のアユの味が落ちてきていることは、流域住民には周知の事実であり、支流のアユが昔の肱川の味を保持している。にもかかわらず、何らかの対策どころか、評価書にまったく出てこない、不思議なことである。なぜか、「魚類の重要な種」としてニゴイまで扱われているのだが。山鳥坂ダムがアユの生態にどのような影響を与えるのか詳細に調査を行うべきではないか。その際には、当然、漁業・産業（遊漁を中心とした観光も含め）への影響を明らかにすべきと考える。このことは是正されるよう、両大臣へ強く求める。

5：クマタカについて

第三回環境検討委員会において「非公開で、委員長が各委員からクマタカを上位性の注目種に加えないことで了解」と地元紙が報じている。今回の「評価書」においても、生態系の頂点にあるクマタカが、注目種に指定されなかった。来年度、山鳥坂ダム建設着手を実現するため、意識的にはずされたとしか考えられない。クマタカの観察時間が9年間に1000時間以上であるとされている。猛禽類調査にとって異常な調査時間を誇り、地元専門家から「あれでは追い出し調査だ」と評されるような異常な調査が行われた。愛媛県知事は新たに確認されたつがいについて、「調査結果を踏まえ、生態系の上位性・注目種としての評価を検討すること。」としているが、幼鳥を育てている新たなつがいの調査が、充分に行われているのか疑問が残る。両大臣は、クマタカを注目種に指定し重点的に調査を行い、その上で保護の方向性が出されるよう意見を述べられたい。

6：「移植」について

昆虫三種と植物二十二種はダム建設による生息環境消失の影響が大きいなどとし、移植などの保全策を図ることで影響を回避もしくは低減するとしている。しかし本当に、移植でダム建設による影響を回避したり低減することが可能なのか、疑問である。当然にも、「移植先には移植先の地域生態系がある。移植個体が新しい生態的地位を開拓するのは困難」と考えるのが自然なのではないか。また、仮に移植自体が成功しても、移植先で他の動植物に様々な影響が発生すると考えられる。移植で動植物の個体は生き続けられるかもしれない。しかし、重要種が生息する環境、生態系そのものは守られないとするのが、当然だと考える。そこで移植については、万全の対策を行いそれでも他に方策がない場合にしか選択すべきではない。両大臣は、安易な移植を行わないよう、意見を述べられるよう求める。

この要望書については、下記まで返事をお願いします。

連絡先 795-0082 愛媛県大洲市菅田町菅田乙496 有友正本

T E L & F A X 0893-25 - 5805 E - mail ari@snow.odn.ne.jp

● 肱川水系山鳥坂(やまとさか)ダム建設事業環境影響評価書に対する

◇ 環境大臣意見の提出について

2008年1月21日

環境省は、肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価書について、本日付けで国土交通省に対し、事業実施区域及びその周辺に生息するクマタカ、サシバ及びヤイロチョウへの環境保全措置等を求める環境大臣意見を提出した。

1. 環境省は、肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価書について、環境影響評価法に基づき環境の保全の見地からの意見を求められたことから、平成20年1月21日付けで国土交通大臣に対し、別紙のとおり環境大臣意見を提出した。

2. 本事業は、肱川水系河川整備計画の一環として、愛媛県大洲市肱川町内の肱川水系河辺川にダムを建設し、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を行うものであるが、事業実施区域及びその周辺には希少種であるクマタカ（絶滅危惧 IB）、サシバ（絶滅危惧 II 類）及びヤイロチョウ（絶滅危惧 IB）の生息が確認されている。また、ダム建設により、ダム湖の富栄養化及びダム下流河川の生態系に影響を及ぼすおそれもあることから、事業の実施に伴う影響をできる限り回避、又は低減するため、環境大臣意見では、以下の内容について指摘している。

（1）クマタカ及びサシバのつがいの生息状況及び繁殖状況を確認するための事後調査を実施し、必要に応じ工事を中断する等の環境保全措置を実施すること。

（2）繁殖期前にヤイロチョウの生息状況を確認するための事後調査を実施し、必要に応じて繁殖地等への人の立入りを制限する等の環境保全措置を実施すること。

（3）山鳥坂ダム貯水池においては、富栄養化に関する水質監視を実施し、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ対策を検討すること。

（4）ダムの管理に当たっては、ダム下流河川への影響をできる限り回避、又は低減するための措置を検討すること。

3. なお、今後、事業者である国土交通省四国地方整備局に対して、国土交通大臣からこの環境大臣意見を勘案した意見が述べられることとなる。

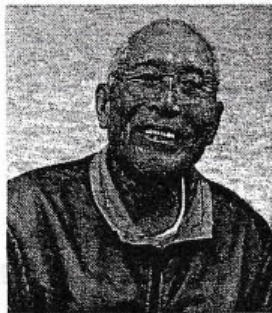
「ダムで肱川にとどめ」

「山鳥坂」楠崎・肱川漁協組合長に聞く
計画反対

声、正確に届いてない

清流に戻せば話し合う

大洲市肱川町に国土交通省山鳥坂ダム工事事務所が建設を計画している山鳥坂ダムの着工が近づいている。同事務所作成の環境影響評価書が公告・縦覧されて環境アセスメント作業が終われば、7月にも工事用道路の建設工事が始まる見通しだ。しかし、この計画に対しては市民団体などの反対運動が依然、根強い。肱川に漁業権を持つ肱川漁協(組合員3400人)も、「一層の水質の悪化を招く」として02年度以降、総会で反対決議を重ねてきた。なせ反対なのか。同漁協の楠崎隆教組合長(76)に話を聞いた。



「我々の声が正確に国に届いていない」と話す楠崎隆教・肱川漁協組合長＝大洲市柚木で

◆山鳥坂ダムの建設に反対し続けています。これ以上、肱川が汚れ、やせ細ることは防がねばならない。ダムには生活排水や畜産廃棄物などがたまり、放流でそれが下流に流される。肱川が汚れる。山鳥坂ダムができて以来、肱川の水質が悪化し、下流の水量は極端に減った。アユの味が落ちたのもダムが原因。川底のコケなどを食べて成長するアユは昔は内臓まで食べられた。今は川底が汚れ、そんなアユはほとんどない。山鳥坂ダムができれば、肱川はとどめを刺されることになる。洪水は堤防の整備と肱川ダムの改造で防げるはずだ。

山鳥坂ダム 治水を目的に、肱川水系河川整備計画の一環として大洲市肱川町山鳥坂の河辺川(一級河川)の支流に建設される総貯水量2490万トンの重力式コンクリートダム。総事業費約850億円が見込まれ、19年度の完成が目標とされている。環境影響評価書では、動植物への影響を出来る限り防ぐため移植や生態系の調査を継続し、環境保全などの対策を講じるとしている。

◆山鳥坂ダム建設計画を組合に説明したいという国の申し入れにに応じていません。漁業権の問題もあるのでもう少しのようだが、国の現地事務所(山鳥坂ダム工事事務所)には不信感がある。我々の肱川への思いや流域住民にある反対の声が、情報として本省に正確に届いているのか疑問がある。1回で

も彼らに会って話をすると、「おおむね了解を得た」といった報告が本省に上るの懸念もある。信頼関係が出来ないと種々の話は出来ない。昨年9月にも申し入れがあったが回答は保留にした。◆国はダム建設で影響が出る漁業権への補償問題について、ダム本体工事の開始までは解決しない意向のようです。漁業権の問題が未解決のままでは、ダム本体工事ではできないはずだ。今はこの件で話し合うことなど全く考えられない。ただ、我々は、何が何でも反対といっているのではない。肱川ダムを改造し、とりあえずでも肱川を以前のようなきれいな水にした後の話し合

いなら応じる。我々の願いは、まず肱川をきれいにして下さいということ。これが前提になった話し合いなら反対にはこだわらない。

◆肱川ダムと下流河川の水質改善のために山鳥坂ダム工事事務所が昨年11月に立ち上げた「肱川ダム水質検討会」のメンバーに入りましたね。肱川をきれいにするために、会に入って私の体験や経験、肱川への考え方などを話そうと思い、参加に同意した。肱川ダムの上流にある漁協の組合長からも、会に加わって発言すべきだと要請を受けた。肱川ダムの改造は金もかかることで、国がどこまで本気なのか分からないが、その姿勢は評価できるのではない。山鳥坂ダムに対する肱川漁協の方向や反対決議とは関係はない。

◆今の肱川は昔に比べどう変わったのですか。ひとりで言うと、死んだ川になった。アユの量が減り、川が臭くなったという人は多い。肱川河口では長浜町漁協もアユノリなどの漁業権を持っているが、ここでも収穫量が昔に比べかなり減っているようだ。肱川が元に戻るには、途方もない年月が必要だろう。

H20.1.10 朝日

山鳥坂ダムの環境影響評価書

やり直し求め要望書

国交相と環境相に

大洲の9団体

大臣に求めている。この日、市内で記者会見した市民団体「大洲市見えた市民団体」は、大洲市の住民投票を実現する会の有友正本・事務局長は「両大臣に郵送とフックスで要望書を送った。事業者に対し、評価の問題点を解消させるような意見を述べてほしい」と話した。環境影響評価書は昨年11月に同事務所によって作成され、国交相に提出された。今後、国交相と環境相の意見を聞いて同事務所が内容を補正し、公告・縦覧されることになる。

(大洲市)

9団体は、評価書ではクマタカやヤイロチョウなど絶滅危惧種が含まれる動植物の保全は不可能だと指摘。具体的には、注目種に指定しなかったクマタカの調査方法は疑問。アユの生態系の調査がなされていない。評価書作成のための環境検討委員会は事業の早期着工が前提にあった。など指摘し、調査のやり直しなどを意見するよう同

山鳥坂ダム
アセス評価

環境への影響低減を

国交相意見 生物保全も求める

国土交通省四国地方整備局に提出した。クマタカが一月に国交相に出して、意見を踏まえた意見書の二部構成。①は環境への影響低減のほか、動植物保全の取り組みが今後によって工事中断や、環境保全の新技術導入などで、環境への影響を一層低減する努力などを求める意見を同整備局に提出した。クマタカが一月に国交相に出して、意見を踏まえた意見書の二部構成。①は環境への影響低減のほか、動植物保全の取り組みが今後によって工事中断や、環境保全の新技術導入などで、環境への影響を一層低減する努力などを求める意見を同整備局に提出した。

ヤイロチョウの繁殖期前の立ち入り制限などの保全措置を求めた。国交相意見を受け四国地方整備局は評価書の補正方針をまとめ、三月三日に開く山鳥坂ダム環境検討委員会の見解を基に補正。本年度中に公告。縦覧してアセス手続きを終え、早ければ七月にも工事用道路に着手したい考え。ダムは二〇一九年度完成予定。総事業費は約八百五十億円。

堤防整備で水害防止

大洲市民有志「山鳥坂ダム不要に」
国交省へ提言

大洲市民有志(代表者・前田益見さん)が十一日、堤防未整備の菅田地区を東大洲並みに整備すれば、鹿野川ダムの洪水調節を開始する流量を引き上げられるので、過去の洪水は防げ、山鳥坂ダムの建設は不要などとする提言書を国土交通省大洲河川国道事務所に提出した。

菅田地区が完了すれば、流量を毎秒九百一立方メートルに引き上げることが可能で、洪水調整の対象となる水量が大幅に減るとしている。さらに、大洲市河川に土砂などがたまり、水の流れを妨げる竹林があったりすると、悪化していると指摘。これを取り除けば、ダムの何倍もの治水効果が得られるとしている。前田さんら市民七人が同日、大洲河川国道事務所を訪ね、森本修三調査課長に提言書を手渡し、内容の是非について回答するよう求めた。森本課長は「内容を確認して答えたい」と話している。

山鳥坂ダム

環境アセスの意義が問われる

評価書に盛り込まれた取り組み二項目となるが、この結果が確認できていない。複数の個体が飛来し、間もなくいなくなる。動きだした事業の前では無力。帯に県内でもまれな環境や生態系。現在の仕組みの限界も考え、系が残る証拠だ。環境影響評価法が掲げる「環境保全への適正な配慮」を、は種目体を評価する「重要種」にどうと、種を通じ生態系全体を評価する。評価書では環境相や国交相の意見もふまえて、クマタカやヤイロチョウは繁殖期前の立ち入りを制限するとして、入念な調査を続け、必要に応じて、確実に実施するのは当然だ。植物や昆虫の移植もする。元々の生態環境や生態系が、ささげただけで、国交省の誠実な対応が欠かせない。

社説

2008.4.2

山鳥坂ダム

反対住民の話も聞く

衆参両院の環境省の説明も
議員の会

衆参両院の環境省議員
「公共事業をエックする議員の会」の勉強会が20日、東京・永田町の参議院議員会館であった。国が山鳥坂ダムに建設を定めている山鳥坂ダムについて、議員らが環境省などの担当者から説明を聞き、一方、建設に反対している地元、大洲市の市民団体代表からも話を聞いた。

出席した市民団体「大洲市の住民投票を実現する会」の代表者事務局長らは「山鳥坂ダムをつくらなくても堤防の整備などで防げる」と指摘したうえで、環境影響評価のやり直しやダム建設の必要性の再検討などを訴えた。

平成20年3月4日 朝日新聞

山鳥坂ダム環境検討委

評価書を大筋で了承

環境保護の手続き終了へ

山鳥坂ダム建設事業の環境影響評価（環境アセスメント）の節目となる、山鳥坂ダム環境検討委員会（委員長＝石川和男・松山東雲女子大教授）第13回会合が3日開かれた。今回が最終回で、国土交通省四国地方整備局が作成中の環境影響評価書について国交相の意見と同局の考え方を聞き大筋で了承した。今後は同局が会合を踏まえて評価書を補正し、今月末をめどに公告・縦覧を行い国交相に送付。ダム建設に向け環境保護面での一連の手続きが終了する。

【古谷秀綱】

「評価」3段階で進める

要なら立入制限などを要するダム供用後に貯水池の水質や下流域の環境を監視し、必要に応じて対策を検討—など。

また同局は、環境保全措置や工事上の配慮として、水のにぎり防止に沈砂池を設置▽動

同局が説明した評価書に対する考え方は、既に出された環境相や国交相の意見をほぼ踏襲した。内容は、可能な範囲で新技術を取り入れ一層の環境影響低減に努める▽環境保全措置の結果を公表する▽クマタカ及びサシバのつがいの繁殖状況確認のため（環境アセス後の）事後調査を行い、影響が著しい場合は必要に応じて工事中断などを進める▽ヤイロチョウに関する調査も繁殖時期前に事後調査を行い、必

要なら立入制限などを要するダム供用後に貯水池の水質や下流域の環境を監視し、必要に応じて対策を検討—など。

また同局は、環境保全措置や工事上の配慮として、水のにぎり防止に沈砂池を設置▽動

同局が説明した評価書に対する考え方は、既に出された環境相や国交相の意見をほぼ踏襲した。内容は、可能な範囲で新技術を取り入れ一層の環境影響低減に努める▽環境保全措置の結果を公表する▽クマタカ及びサシバのつがいの繁殖状況確認のため（環境アセス後の）事後調査を行い、影響が著しい場合は必要に応じて工事中断などを進める▽ヤイロチョウに関する調査も繁殖時期前に事後調査を行い、必

◆山鳥坂ダム環境アセスメントの年表◆

- 86年4月：ダム実施計画調査に着手。
- 94年8月：「山鳥坂ダムの建設に関する基本計画」公示（当初は利水中心）
- 99年：環境アセスメント法施行。
- 04年5月：山鳥坂ダム建設（治水と環境保護が目的）を含む山鳥川水系河川整備計画を策定。
- 04年12月：山鳥坂ダム環境検討委員会を設置。
- 05年8月：環境影響評価方法書を縦覧。
- 06年12～07年1月：準備書を縦覧。大洲市で説明会。
- 08年1月：環境大臣が意見書。
- 08年2月：国土交通大臣が意見書。
- 08年3月：大臣意見を受けて第13回環境検討委開く。

「きれいになることない」

国から2月25日、これに踏まえた意見書が四つ。国地方整備局へ送られ

「ダムありきの河川だ。ダム建設で山鳥川の水がきれいになることない。税金の無駄遣いだ」と憤る。

山鳥川漁協の桶崎隆教組合長（76）は「山鳥川の水質を1955年代の水質に戻すと国交省が言った。ダム建設より先に55年代の水質に戻してほしい」と苦言を呈する。【門田修一】

水の民主主義

山鳥坂ダムと住民運動①

「流域民主主義は実現できるのか!？」

大洲市議会議員 有友 正本

山鳥坂ダム計画と住民運動

山鳥坂ダム計画のことを、かつて田中 信一郎(元参議院議員の中村敦夫氏の政策秘書)氏が「ダムの見本市」と表現されたことがある。田中氏はこの計画には、公共事業にまつわる汚職・談合・必要性・効果・環境への大きな負荷など様々な疑惑・疑問が存在すると表現しようとしたのだらうと感じている。この小文を読んでいただく皆さんが少しでも、この計画の非合理性

を感じ取っていただくことを念しながら、筆を執ります。

ダム便覧風に山鳥坂ダムを、表現すると以下(表1)のとおりです。少し目を引くのはダムの目的が、現在は治水だけになっているが、もともとは利水があつたのだなということだけではないでしょうか。このことの裏で、いったい何が約四半世紀の間行われてきたのか。私の手には余るかもしれませんが、精一杯お伝えします。

この四半世紀を、私は勝手に四期間に分けて説明させていただきます。

規模の流量の洪水であつたが、中流域の氾濫原が地方拠点都市の第一次の指定を受け、工場あるいは市街地として開発が進行しており、大災害を受ける。この洪水が、ダム中心の治水対策に対し、市民に強い疑問を植え付ける結果になる。その証拠が、後に集まる大量のダム反対の署名である。

このとき、後に氾川流域委員会の委員長を務める愛媛大学の鈴木幸一教授が、「山鳥坂ダムが完成していれば、これほどの洪水にならなかつた。」と述べ山鳥坂ダムの治水効果に疑問を持つ、多くの流域住民から失笑を買ったことは、いまだに私の記憶には鮮明です。

その後、氾川を守る連合会を中心としたダム反対署名が約2万2千人、氾川漁協の署名が約1万6千人、合計3万8千人の署名が提出され、94年の3月に大洲市議会の全議員が賛成し採択されます。

このことを受け、山鳥坂ダムの年間調査費は最大13億円に達していたが、3億円に削減されます。当時、私たちはこれではダム建設などには至らないで、いずれ計画は消えてしまうのではと、甘い観測をしていました。

第一期は、計画が発表されて2001年3月に氾川・水と緑の会が発足するまで。第二期は、当初の計画を変更する「見直し案」が発表されてから、氾川水系河川整備基本方針が決定されるまで。第三期は、河川整備基本方針の決定を受け流域委員会が開催され、河川整備計画が決定し、新大洲市長選挙が行われるまで。そして最後の第四期は、河川整備計画の決定により、山鳥坂ダムが治水単独目的のダムに位置づけられ、環境アセスメントが行われます。

全期間を通して流れているものは、国土交通省とダム推進派の、治水効果があろうがなかろうが、環境への負荷が如何に大きなものであろうが、何が何でも山鳥坂ダムを建設しようとする強い意志です。

当初の計画は何よりも松山を中心とした三市五町(後に中予水道事業団を結成)への分水が目的であり、付随的な目的として治水があげられていた。分水は上水道と工業用水とされ、公然と工業用水は少しでも分水のコストを下げるため分水量をかさ上げする計画であつた。

この計画に対し流域の自治体は、とにかく共同歩調をと申し合わせていたが、氾川町が建設省や愛媛県からの強い力を受け、

計画ダム名	山鳥坂ダム
河川名	一級河川氾川水系河辺川
建設予定地	愛媛県大洲市氾川町山鳥坂
事業者名	国土交通省四国地方整備局
総貯水容量	2490万 ³ m
ダムの目的	治水(当初の目的は、利水と治水)
事業費	850億円
水没予定戸数	35戸
水没面積	115ha

表1

90年には単独で山鳥坂ダム建設を受け入れられる。

92年4月に事業計画が採択され、何もななく事態は進展していくかに見えたが、93年5月に「氾川を守る連合会」が結成される。結成と同時に開始されたのが、山鳥坂ダムと中予分水に反対する署名活動です。開始してまもなくの7月早々に梅雨前線豪雨による災害に流域が襲われます。最大流量が毎秒3000トン弱の氾川としては、中

第一期

- 1982年 「河辺川ダム(後に山鳥坂ダムと名称変更)」と中予分水計画が明らかになる。氾川町内で「山鳥坂ダム反対期成同盟」結成
- 90年 氾川町、山鳥坂ダム受け入れ
- 92年4月 事業計画採択
- 同年8月 山鳥坂ダムと中予分水に関する「基本計画」発表
- 93年5月 氾川を守る連合会結成山鳥坂ダム建設に反対する署名活動
- 同年7月 梅雨前線による豪雨水害
- 94年3月 大洲市議会、山鳥坂ダム建設に反対する署名採択
- 94年12月 95年度概算要求3億円へ削減
- 2000年8月 与党3党による公共事業見直し・中止勧告の対象
- 同年10月 知事、流域自治体に対し、山鳥坂ダム見直し協議を要請
- 同年11月 「計画見直しを前提とした」事業継続決定 継続決定は、233件中14件(愛媛県は3件)内、巨大ダムは清津川ダム・山鳥坂ダム
- 12月 山鳥坂ダムに反対する、新住民団体

結成を決定

2001年3月 新しい住民団体、肱川・水と緑の会結成

切り開かれる流域自治体

ところが、2000年8月の与党三党による公共事業見直しで、山鳥坂ダムに関してはまったく逆の作用を果たしました。全国的にはこれによって多くのダム事業が見直し中止されました。見直しが発表されると直後に、松山で中予分水存続の署名活動が展開され、約一ヶ月で30万人分の署名が集められる。これをバネに加戸守行愛媛県知事は、計画の見直しを前提に肱川流域の自治体の長に、協議のテーブルに付くよう求めます。知事の要請を受け、各自治体の長はこれを受け入れます。これ以降、悪夢のような信じられない出来事が、次々と発生することになります。

そのことのひとつが、「肱川を守る連合会」の中心メンバーの脱落、そしてダム推進派への転落です。これを受け、多くのメンバーがこの会を見捨て、新たな団体の結成を急ぎます。その結果、翌年3月に大熊孝新

潟大学教授を迎え講演会を開催し、新しい住民団体「肱川・水と緑の会」を結成します。

2001年の5月には、「見直し案」が発表されこれにより、分水量が削減され治水効果がより大きく表現されます。そして、流域各地で見直し案の説明会が開催され、四国整備局の佐藤河川部長は、繰り返して「分水量がなくなるとダムがなくなりますよ。それでいいのですか。」と分水後の懸念を表明する質問に対し、喝喝を加えたことは忘れられません。翌年、分水は消滅しますが、この説明会には転動で参加できませんでした。(2)

ところが、工業用水が廃止、土水道の配分量が削減されることになり分水のコストが、大きくなる。このため、受益地域でもともと大きかった「山鳥坂ダムと中予分水」に対する批判の声が強くなる。そして、流域と連携した活動が展開され、その中で実際に必要とされる不足量はいくらかなのか、ダムによる治水効果への強い疑問が提起されるようになってきた。そして、受益自治体の6月議会では、分水のコストアップに強い疑問が明らかにされ、財政負担が懸念されることになってきます。

流域の自治体では、大洲市議会をはじめ7月に臨時議会を開催し、それまでの態度を豹変させ、「分水量が減った。」「環境への配慮が行われた。」などを理由に、「見直し案」受け入れへ転換していく。議会人として信じられないことは、「山鳥坂ダムと中予分水」については多くの署名に驚き本会議で反対を全員一致で議決しながら、これとはまったく逆の見直し案受け入れについては、市民に対して閉じられた厚いベールに覆われた議員協議会で行おうとしたことです。猛然と反発し、「臨時議会を開催しそこで議決すべし」と主張したところこれだけは受け入れられるが、臨時議会では如何に正論を展開しようとも、多数決であつさり反対少数で採決されてしまった。

受益自治体議会が懸念を明らかにする中で、市民の声を反映することなく、ためにする事業を、知事の圧力の前に、方針を逆転した議会に対し無力感を抱いたのは、この時とこれから述べる住民投票の直接請求においてです。

第二期

2000年5月 国土交通省見直し案発表 流域と中予の山鳥坂ダムに反対する18団体が、結集し連携

同年6月 松山市議会全会派が見直し案への懸念を表明

同年7月 大洲市議会、臨時議会で見直し案賛成を議決

同年8月 四国整備局、事業評価監視委員会「再構築計画案」評価同委員会に対し、肱川漁協が山鳥坂ダムに反対していることを報告せず。肱川・水と緑の会、住民投票の直接請求を決定。肱川漁協などを含め、「住民投票を実現する会」を結成

同年9月5日(一ヶ月間、住民投票の直接請求のため署名活動

同年11月 住民投票の本請求、有効請求署名53.3パーセント。中予水道企業団、見直し案を拒否

同年12月 大洲市議会、住民投票を否決

2002年1月 受任者名簿の公開

同年3月 受任者名簿の公開に対し、損害賠償請求訴訟(一、二審勝訴 最高裁控訴棄却)

同年4月 リコール署名開始

5月 リコール断念

再構築計画案発表+分水計画消滅

住民投票を求めるが、市長の反撃?!

このようなダム推進側の強い動きに対し、住民側は何をしていたのでしょうか。住民投票の実現に向け、直接請求の準備を着々と進めていたのです。住民投票を実現するためには大きく二通りの方法があります。多くの場合は地方自治法に規定にのっとり、市民の5パーセント以上の署名を集めて議会に請求する方法、これを直接請求と呼びます。二つ目は、条例で規定を定めて行う方法です。この方法では、署名を集めれば自治体の長の決定あるいは議会の議決で住民投票を行うことができます。最近では、この方法は岩国市で市長の提案で、米軍機の移駐を巡って住民投票が行われました。

この当時は、神戸空港を対象とし、さらに徳島では第十堰を対象として住民投票の直接請求が行われ、多くの市民は強い衝撃を受けていました。徳島の姫野さんたちを訪ねたり、住民投票立法フォーラムの今

井一人さんを招き研鑽を深めて、「大洲市の住民投票を実現する会」を設立し住民投票の実現へ向けた準備をしていたのです。

9月5日から一ヶ月間の署名集めが開始され、全有権者の53.3パーセントに当たる署名が有効とされ、当時としては一番高い直接請求の署名比率を獲得します。そして12月議会で審議されますが、「15対5」で否決されてしまいます。否決の直後に記者会見を行い、市長のリコールを表明します。

しかし年が明けて、1月早々に受任者名簿の公開というとんでもない事態が発生します。市長リコールという事態を避けるため、市長とその周辺が、意図的に公開したものとし、今でも考えられません。できるだけ早く、リコールの署名集めに着手する予定でしたが、このことや会の分裂などの事態の中で、やつと4月から5月にかけて一ヶ月間署名集めを行います、残念なことに有権者の3分の1以上という規定に達することができず、リコールを断念せざるを得ないことになってしまいます。

その直後に発表されたのが山鳥坂ダム

の「再構築案」です。この前年、受益自治体が分水量が削減されたこと、コストがアップしたことなどを理由に、この事業からの撤退を表明したため、分水は消滅する。ここで、多目的ダムから治水ダムになり新たに位置づけをやり直さざるをえなくなり。国土交通省の、何が何でも建設するための必死の画策が始まります。(つづく)

(ありとも まさもと)

連絡先 愛媛県大洲市市議会

※有友さんの報告はあと2回「月刊むすぶ」で連載されます。単行本「水の民主主義」は3月末に発行予定です。

08.4.12 朝日

「ダム不要」提言

大洲市民10人「堤防で対応可」

大洲市の市民らが「肱川の洪水防止に関する提言」をまとめ、11日、国土交通省の大洲河川国道事務所と山鳥坂ダム工事事務所に提出した。肱川の洪水対策について、提言は「無堤防地区の堤防を整備すれば既存の鹿野川ダムの能力と合わせて対応でき、新しいダム(山鳥坂ダム)は必要ない」としている。



いダム(山鳥坂ダム)は必要ない」としている。

同市平野町の前田益見さん(74)ら有志10人が5年かかると自ら調査・研究した成果を提言としてまとめた。過去の洪水について行政が調べた資料や地元漁協から得た各種データなどを分析した結果という。

提言によると、肱川の洪水は、無堤防地区の菅田地区に他地区と同様の毎秒3100トンの流量に耐えられる堤防を築けば防げるという。また、流域全体の堤防能力を将来、毎秒3900トンのまで高める

洪水防止の提言書を国土交通省職員に提出する前田益見さん(左から2人目)ら大洲市中村

という国の計画が実現すれば、既存の鹿野川ダムの貯水能力と合わせ毎秒5千トンの流量に対応できるため洪水は発生せず、山鳥坂ダムは不要だとしている。

前田さんらがこの日、大洲河川国道事務所で森本修三調査課長に提言を手渡し、森本課長は「内容を検討して回答したい」と答えた。

前田さんは「菅田地区に大きな穴があいている。ここを整備すれば新たにダムをつくらなくても洪水は防げる。国の見解を聞きたい」と話した。(大川一)

山鳥坂ダムと住民運動②

「流域民主主義は実現できるのか!？」

大洲市の住民投票を実現する会・大洲市議会議員

有友 正本

多目的ダム法による分水と治水を目的とした山鳥坂ダムから、治水単独目的の山鳥坂ダムを建設するため、まず目的・位置付けを改めなければなりません。そのためには、まず河川整備基本方針を立てその中で「長期的な視点に立つた河川整備の基本的な方針」を示す。これを受ける河川整備計画の中で「20〜30年後の河川整備の目標を明確にする。個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする。」ことになります。そして当時は淀川や紀ノ川のように、河川整備計画を策定す

るため流域委員会で、流域住民の意見を聞く流れになっていました。

ところが、決定された河川整備基本方針は、1973年に決定された工事実施基本計画をそのまま踏襲したもの、そして付け足しのように「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」をかかげる。肱川の場合この付け足しは、山林の保水力の減少による河川の流量の減少もあるものの、鹿野川ダム・野村ダムの異常な放流操作によるものが大きく、既設ダムの欠陥を補うために新たなダムを建設するということに

もなっています。

100年に一回の確立の洪水が6300m/secとされ、そのうちの1600m/secを上流ダム群で対応し、残りの4700m/secを堤防と河床の掘削で対応しようとするものです。過大な基本高水を設定し、「ダムありき」を押し付ける。これに対しては外部からの批判が如何に妥当なものであろうとも、馬耳東風を決め込む。これが国土交通省の基本姿勢のようです。これを明確にしたものが、翌年の二回の公開討論会です。

これに対抗する我々住民側の方向は、淀川や紀ノ川のように、河川整備計画を策定するための流域委員会、なぜ新たなダム建設が不要なのか流域住民の意見を明確にしていくことでした。私は、肱川河川国道事務所の黒川所長に会い、流域委員会の開催と住民参加について質したところ、あっさり「やりませんよ。」と答えられた。だめを押すために準備委員会はと質したところ、これも「やりません。」との答えだった。

そこで安心してしまった我々は、流域委員会とは、基本高水とは、そして流域住民

の願う肱川の治水対策の方向とは、と考えながら様々な活動を行いました。

ところが、我々をあざ笑うかのように、肱川流域委員会への住民参加は否定され、委員会は学識経験者と流域自治体の長で構成される。かつてのダム審議会以下の委員会になってしまったのです。

様々な抗議行動を行うのですが、この委員会は怒号の中で十月一日に第一回が開催されました。あくまでも住民参加を求めて、話し合いを求めたところ、委員や国交省の職員は裏口から会場への出入りを行うなど、姑息な委員会の開催を強行するのです。会場で強く開催に抗議した和歌山からの応援のメンバーに対しては、これを国交省の職員が暴力的に排除しようとし、排除されまいと押し返したところ、ころりとひっくり返り意識不明を装い「これで救急車が呼べるな」とささやいたことは、会場の多くの住民が目撃しています。テレビのニュース映像を元に、このメンバーは告発され、罰金10万円を支払わされることになります。これに対しては、残念なことに支援体制を組むことができないため、裁判闘争を放棄することになりました。

この流域委員会は、合計4回開催され年

度末の3月を最後に、5月には肱川水系河川整備計画が策定されてしまいます。

我々が考えた流域の治水対策の方向が、水源開発問題全国連絡会(水源連)による「山鳥坂ダムの虚構」(詳しくは、こちらをご覧ください。

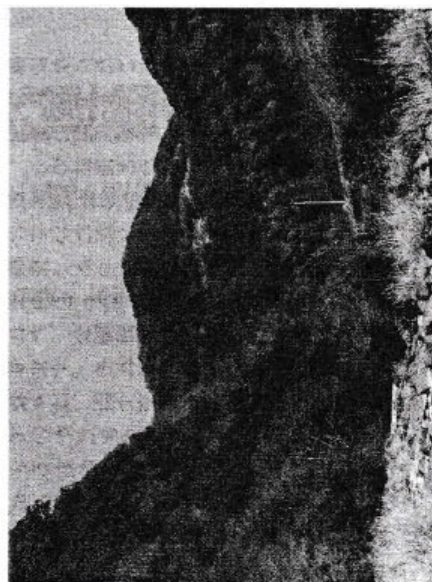
(<http://www2.odn.ne.jp/~youyou.ba/pa/re001.htm>)として結実します。これは、11月の山鳥坂ダム問題全国集会で、水源連共同代表の嶋津氏によって発表されました。これによると肱川の基本高水は4500m/secであり、堤防の建設で充分に対応できるものであることを科学的に明確にさせていただきました。これに気をよくした我々は、国土交通省に論争を挑むこととなります。それが、前後2回にわたって行われた、公開討論会です。どちらも地元住民が中心となり第一回は水源連の当時事務局長であった遠藤保男氏が、応援に駆けつけていただいた。なぜ基本高水が6300m/secなのかを追求しました。

その前提となるのが、既往洪水の流量と雨量の関係です。そして当時松山東雲大学の教授であった須藤自由児氏によって、明確になったことのひとつが、既往最大洪水

である1945年9月の枕崎台風による洪水が、実は雨量の計測が行われておらず、この雨量は高知県大正町で計測されたものだったということです。これまで、最大流量は5000m/sec、雨量は一日間で356mmとされてきました。この356mmは、捏造だったのです。そして、洪水の雨量と流量が計測されるようになったのは1954年ごろからだということです。にもかかわらず、明確な説明を行うことなく根拠の不明確な数字を挙げて、これまで説明をしてきたことが問題になり、数字の根拠がより薄弱になりました。いまだにこの数字は、取り下げられていません。また、1943年洪水について国交省内部では、氾濫戻しなる操作を行い、従来最大流量が4800m/secとされたものが、実は5400m/secとされたことも、国交省自ら明らかにしなければならなかったのです。遠藤氏が氾濫戻しの「根拠を明確に示されたい。」と発言されたところ、当時大洲河川国道事務所の副所長であった松尾氏が「情報公開をやってください。」と発言し、その結果出てきたものが破綻の写真一枚でした。これでは、国交省の説明責任はいつまでたっても果たすことはできません。基本高水の

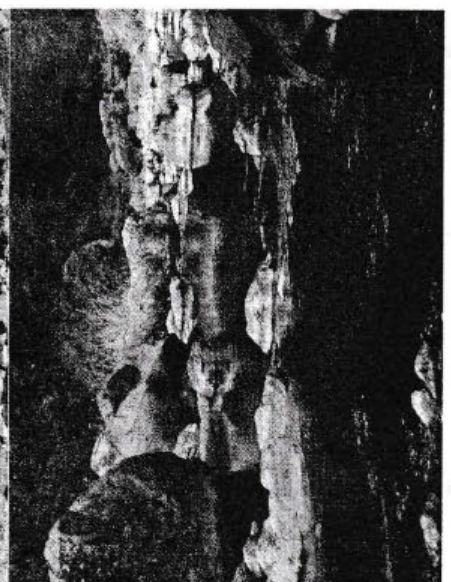
本格的な議論に入れないで、その入り口のところで議論は打ち切られてしまったわけですから。何度も国交省に対し、公開討論会の継続を要求したが、断られるのではなくとぼけられてしまいます。それで、昨年の三月議会で私がなぜ山鳥坂ダムか、国交省は説明責任を果たしていないではないかと追求したところ、市長が「説明責任は、果たさなければなりません。」と答えたので、大洲市の治水課を同伴させながら国交省と交渉を行ったのですが、重い腰を上げようとはしません。

その次に、我々が直面したのは洪水時のとんでもないダム操作による、洪水被害です。それは16号台風で行われた、鹿野川ダムで行われた「ただし書き操作」なる物です。ダム洪水調節を行うためのものですが、洪水調節容量が満水に近くなると「ダム湖への流入量＝ダムからの放流量」なるゲート操作を行います。その結果ダム下流では流量が増大し、水位が著しく上がります。そのため、氾濫原では大きな被害を受けることになります。ダムは、それなりの洪水では、それなりの効果を実しますが、洪水調節容量を超えようとする洪水になる



と逆に被害をより大きくします。

これが、8月30日から31日のことです。31日の朝、水位が下がってから各地の状況を見ながら、市役所に対応を相談したり指示をしながら午後1時過ぎ、全体の被害の状況を把握しようと市役所の対策本部へ向かいます。一応説明を受け、あつと思ひ出したことがあります。翌9月1日は、復元天守閣の落成式です。目前にいた総務部



長に「明日の落成式は、中止だろうな」と確認したところ、「今朝の庁議で、予定通り行うことになりました。」との答えです。そのときはこのことを深く考えないで、終わらせてしまいました。洪水直後の興奮状態でなければ、すぐに市長室へ駆け込んで、中止を求めたのでしようが…。ところが9月2日の新聞には、市長が晴れ晴れとした顔で火縄銃の指揮をしている様子が大

きく報道されています。

この時、すでに1月の市町村合併が決定してしまっていたので、市長選挙に向けて候補者の擁立へ向けた動きが始まります。まず、現職の梶田氏が立候補を表明します。そして、これに不満を持つ自民党議員団の半分の中から、大森氏を擁立します。最後になったのが我々のグループです。民主党とも協議を行いますが、民主党は独自候補の擁立を考えていたようです。元市監査委員の城戸氏の擁立に成功します。城戸氏は、我々のリコール運動への動きに対しての市役所内でのリコール阻止の署名運動に抗議して、監査委員の再任を市長によって拒否された人物です。ダム反対運動に対し、別の位置から援護射撃をしていたいた方とでも評することができるのではないのでしょうか。ダムのない安全な治水対策の実現と、市民の声の反映できる市政の実現を求めて、約2ヶ月の選挙戦が開始されます。

こつこつと足で稼ぐ選挙戦を展開しますが、厳しい選挙戦になります。我々は、正攻法の選挙戦を展開しますが、ダム推進の両陣営は方や現職の強みを発揮し、もう

片方は自民党の党組織を握っている優位性を発揮し選挙戦を展開します。そして、残念なことに結果は、三名の候補者の中で最下位という結果に終わってしまいます。当選したのは、大森氏です。この人物は、かつて衆議院議員を8回務めた西田司氏の地元秘書を勤めた経歴を持ちます。西田氏は土木建設業を中心とする西田興産グループのオーナーで、トンネル建設事業でいわゆる丸投げを行い全国的な報道を受けた。

さて、それから始まるのは、環境アセスメントを巡る一連の動きです。(つづく)

(ありとも まさもと)

連絡先愛媛県大洲市菅田町菅田乙496

※有友さんの報告はあと1回「月刊むすぶ」で連載されます。

山鳥坂ダムと住民運動③

流域民主主義は実現できるのか！

山鳥坂ダム、「早期着工ありき」の環境アセスメントを問う

大洲市の住民投票を実現する会・大洲市議会議員 有友 正孝

さて、第4期は市長選挙と並行して開始されます。ここでは、山鳥坂ダム建設に向けた環境アセスメントが主要なテーマになります。そのため前後13回、04年2月から08年3月まで、環境検討委員会が開催されます。なぜか、開催場所は松山市です。国交省へ、なぜ松山市なのか確認したところ、委員の都合だと答えます。どうして、流域住民の傍聴の報告は考えられないのでしょうか。場所の設定からして、私は国交省による住民排除の一環だと捉えています。

山鳥坂ダム建設推進にあたって重要な役割を果たした愛媛県知事ですら、国交省が説明責任を果たしていないことを認めています。方法書に対する知事意見の中で「方法書では、目的として記載されている洪水調節及び正常流量の確保の説明が十分になされていないが、準備書においては、当該ダムの建設によってどれだけの

治水効果があるのか、また現状の河川流量がダム供用後にどのように変化し、正常流量が確保されるのかなどについて、具体的に住民にわかりやすく記載すること。」と述べています。国交省は、反対住民との議論が、行き詰ると『私たちは、河川管理者です。』と発言します。たとえば、河川管理者といえども説明責任は果たさなければならない。その上で、治水効果と環境への負荷を考慮して、ダム建設の是非を検討すべきと考えるのだが、現実には、ダムありきですべてが進められる。

その上、山鳥坂ダムの建設が予定されている地域では、クマタカやヤイロチヨウを始め環境省や県のレッドデータブック記載種など動物九十四種、植物七十四種が確認されています。この事実、この地域の自然がどれほど豊かで貴重なのかを如実に示しています。全国の河川の中で川辺川水系以上のレッドデータブック記載

第三期

2003年7月 肱川水系河川整備基本方針決定 基本高水6,300m

8月 国土交通省、肱川流域委員会へ住民参加拒否

10月 第一回肱川流域委員会開催

11月 山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会↓水源連 山鳥坂ダムの虚構(肱川の解
釈) 発表基本高水 4,500m

2004年 2月 第一回公開討論会

国交省対地元住民団体

3月 第4回肱川流域委員会開催

5月 肱川水系河川整備計画確定

第二回公開討論会 国交省対地元住民
団体+水源連

8月 台風16号 鹿野川ダム但し書操
作による水位上昇

2005年 1月 新大洲市発足

2月 新大洲市長選

種が、存在する河川が他にあってどうか。

そこで、山鳥坂ダム環境影響検討委員会の実態を見ていくことにします。具体的には、私が傍聴して感じたことと新聞記事を元に、この委員会の問題点を挙げていきます。

環境アセスの最大の問題点は、事業の早期着工が前提

第4回環境検討委員会で、山鳥坂ダム工事事務所の所長が「いつまでも調査をしているわけにはいかない」と発言していること。第8回の環境検討委員会では、委員が県内で未確認の腐生ランの発見の可能性を指摘したところ事務局長が準備書に間に合わないことと結論付けたこと。これらのことや、委員会での具体的なやり取りをみていると、すべて事業着工が前提となっている。

委員会の具体的なあり方について

●委員の選任について 山鳥坂ダム環境検討委員会の委員は、いかなる根拠で選任されたのか。選任に疑問を抱かざるを得ない人物が、含まれている。委員長は石川氏は、鳥類の専門家とされているが、かつて野鳥の会愛媛支部の役員を務めた人物によると「野鳥の専門家でも何でもありません。」との答えだった。鈴木幸一委員(愛媛大学工学部教授)は「担当分野 生態系(河川工学)」とされているが環境検討委員会では「私は、物理屋」として、環境保全のための積極的

な発言は行っていない。

また、この委員会のメンバーは専門家だと国土交通省が判断し任命したものだと考えていたが、専門家ではないようである。専門家であるはずの委員の発言に対し、専門家の意見を聞きながら、と事務局が発言している。

委員が自由に議論を行いそれに基づいて決定するのではなく、事務局が議題を提案し、事務局が議論を誘導し、事務局が結論付ける委員会になっている。委員の自由な議論を保障し、議論に基づいた結論が出せる委員会ではなければならない。

●委員会の開催時間は制限されているが、その開催時間が有効に使われていない。事務局の資料の説明に大半の時間を費やし、委員の発言に使われる時間が少ない。委員も、時間を気にして遠慮しながら発言している。資料を、当日配布するのではなく、事前に配布し委員が内容を検討していれば、委員会開催当日は資料全体を説明する必要はなく、不明の部分を質疑しその上で内容が妥当か否かを議論すれば、本来の有意義な議論ができることになる。

●流域住民に対してだけでなく広く開かれた委員会でなければならない。最終段階の委員会である第10回においては、資料は回収され、核心に触れる部分の協議ではすべての傍聴者が退去させられた。第11回では、傍聴が許されたのはマスコミのみであった。

環境影響評価の実施範囲について

生鳥が確認され、繁殖地としてきわめて重要視されている地域は、今のところ県内の他の地域では存在しない。このようなヤイロチヨウをめぐる特殊な地域について何の検討も加えられないのでは、環境影響評価の意味をなさない。緊急に注目種に指定し、その保護に取り組むべきである。

④ ミソゴイ・オオクワガタについて

どちらも、3月の第4回環境検討委員会で取り上げられた。オオクワガタについては委員が、「ほぼ絶滅に近い状態になっていますけれども、この種が山鳥坂で見つかったというのは、これはすごい驚きでして、学問的にも意義のあること」と指摘したが、その後の委員会でオオクワガタに関する議論がまったく行われていない。

ミソゴイについても、「国際的にも非常に貴重な種」と事務局は表現しているが、その後まったく議論がなされていない。これでは、「環境アセスメントとは何なのか」と疑われても反論できない。準備書の完成前に、丁寧な対応を求める。

⑤ 移植について

○サナエトンボ類の移植については、委員会でも「個体数がもともと少ない。扱いが難しく至難の業ではないか」と指摘があった。準備書決定以前に、確実に移植できる方法が提案されなければならない。

○ムヨウウランの移植については、委員会で「葉のないムヨウウランは難しいと思う。」「無理が

方法書に対する大洲市長意見の中で、「山鳥坂ダム建設に伴う水環境への影響は、事業計画区域にとどまらず、駄川河口までの調査の実施を検討すること。」とされている。ダム建設の影響の大きさを考えると、これは当然の事と考えている。

具体的な対象の取り扱いについて

① アユの取り扱いについて

駄川は、天然アユの遡上率が、最も高い川として知られている。アユの話が、「方法書」準備書「準備書」では全くと言っていいほど出てこない。駄川流域にとって、駄川は災害も与えてきたが、恵も大きく、駄川と密着した年中行事も多い。アユ漁は、その恵の中核とも言える。河辺川は、かつては駄川で唯一アユの育った流域である。駄川本流のアユの味が落ちてきていることは、流域住民には周知の事実であり、支流のアユが昔の駄川の味を保持している。にもかかわらず、何らかの対策どころか、準備書にまったく出てこない、不思議なことである。

なぜか「魚類の重要な種」としてニゴイまで扱われているのだが、山鳥坂ダムがアユの生態にどのような影響を与えるのか詳細に調査を行うべきではないか。その際には、当然、漁業産業（選漁を中心とした観光も含め）への影響を明らかにすべき。

② クマタカカの取り扱いについて

クマタカカが注目種から外された理由が、誰で

もしれない」などの指摘があった。移植したら絶滅してしまったでは、許されない。

④ 地形・地質について

愛媛県と事・大洲市長と両方とも、地形・地質に関し環境影響評価の項目に追加するよう求めている。これについて、委員会では事務局報告の中で「事業の実施過程において必要な対策を講じるべく検討を重ねている」と説明されているだけで項目から除外されている。地形・地質は、山鳥坂ダムの目的達成のための重要項目である。

以上が、環境アセスメントに関わる諸問題です。よく環境アセスメントは、「アセスメント」といわれる。ここまで書いてみて、私も指摘されて当然だと感じています。

2006年の4月に、鹿野川ダムの改造のたけ管理が、愛媛県から国土交通省へ移管された。この改造を提案されたのは、元鹿野川ダム管理事務所の所長を勤められた重松氏です。重松氏の提案では、この改造により山への分水も治水もこれで可能とするものでした。ところが河川整備計画では、改造も山鳥坂ダムも、というものになってしまいました。

環境アセスメントの最終段階で、環境省と国土交通省に対して今年の1月要望書を提出しました。この調査の、あまりの杜撰で山鳥坂ダムありきで進められることに対して、耐え切れなかったからです。水資源連において、公共事業をチェックする議員の会から提出していた

ものが了解できるものでなければならぬ。その理由として挙げられているのは、「繁殖や採餌などの主たる活動の場が事業実施区域及びその周辺では確認されなくなっている。」こと、さらに「新たな知見がえられていない。」こと。この二つがその根拠とされている。が、これでは未だ誰にも了解できる理由になっていないと言えない。それ故に、愛媛県環境検討委員会の猛禽類の専門家は、クマタカカ外しについて「住民の関心も高く、キチンとした説明をして議論がより科学的に行われる必要がある」と述べている。

該当地区は、クマタカカ的生活圏そのものであり、地元専門家の観察ではダム予定位置から半径500m圏内に、周年頻りにクマタカカは出現している。上空で飛行している行動そのものが採餌や繁殖の基本行動であり、頻りに区域内に出現する「飛行現象」を正確に理解し評価しようとしていないか、理解し評価しようとしていない。クマタカカは、オオタカやサンバ以上に注目種として適切な選択である。クマタカカを注目種に選定するよう求める。

③ ヤイロチヨウの取り扱いについて

10年ほど前までヤイロチヨウの観察記録は、県内ではほとんど見られず、僅かに旧河辺村植松あたりで非公認な記録があったのみである。2001年ごろより、河辺川流域の林内で毎年観察されるようになり、写真記録も得られるようになった。また番（つがひ）で生息していることも多く、繁殖地域であると思われる。毎年

だきました。その後、2月にはこの議員の会の主催で、両省に対しヒヤリングをお願いしました。その結果出てきたものが、両大臣の意見書です。

それから環境影響評価に関してもう一点報告しなければならないことがあります。2007年3月「準備書に対する意見書提出書」の名前が公表されてしまったことです。国交省は、単なる人為的なミスだとしています。しかし、それで済まされるのでしょうか。住民投票の直接請求に対しては、受任者名簿が公開され住民運動債に使われました。国交省にこれと同じ意図がなかったとは、思えません。

駄川漁協・長浜漁協は、山鳥坂ダムに反対の立場を表明し、我々と共同歩調をとっています。漁業権の収容なくしてダム建設はできません。またダム建設に当たって、漁業権の強制収用が行われたことはありません。山鳥坂ダム建設を進めようとする勢力が、本当に流域住民の安全を望むのなら当然のこととして、流域住民との対話が行われなければならない。

この、小文のサブタイトルは「流域民主主義は実現できるのか」となっています。この流域では、一度は市議会がダム計画は否定されました。それが知事の圧力で、否決されました。次は、住民投票条例の直接請求を行ったところ、有権者の53・3パーセントの署名にもかかわらず、議会で軽く否決されてしまいます。その上、

署名を集めた受任者の皆さんの名簿まで公表されてしまいます。住民参加の流域委員会が計画されましたが、これも流域自治体の長と学識経験者の流域委員会に転換されてしまいました。振り返ってみると山鳥坂ダム問題では、日本国は民主主義の国ですが、民主主義はまだ実現されているとは思えません。

だからといって、安全安心の治水対策を実現するため、山鳥坂ダム建設をけつして認めたわけではありません。2006年7月に取得した水没予定地で、土地トラストを展開しています。そしてさらに、今まで以上に重要になってくるのが、肱川・長湊重瀬協との連携だと考えています。

(ありとも まさもと)

連絡先 愛媛県大洲市菅田町菅田乙496

平成20年1月10日 愛媛新聞

山鳥坂ダム 環境アセス

国土交通省四国地方整備局が大洲市肱川町に計画している山鳥坂ダム建設事業の環境影響評価(アセスメント)でダム建設に反対する漁協や

評価書やり直し要望 国交・環境省に地元9団体

地元の市民グループ計9団体は9日、国土交通・環境両大臣に対し、アセス最終手続となる評価書について評価のやり直しなどを意見するよ

う求める要望書を郵送した。四国整備局は二〇〇七年十一月、国交相に評価書を送付。これを受けて国交相は九十日以内に意見書を提出する。一方、環境相が国交相に意見する場合の提出期限は今年十二月までとなっているため、時期が迫っているため要望した。

要望書は、評価書とダム建設の問題点として六項目を列挙。早期着工を前提に作成された評価書

は科学的根拠が不十分で、〇七年六月に確認された絶滅危惧(きん)種クマタカの新たなつがいの調査が十分なされたが疑問などとし、クマタカの「注目種」指定や重点的調査の実施などを意見するよう要望。ダムの必要性の検証も求めている。

要望書は同日、フアクスでも送った。

四国整備局は大臣の意見を踏まえて評価書を補正し、年度内に広告・縦覧してアセスを終了させたい考え。五、六月にも工事用道路を着工、一九年度に事業を完了させる計画。ダム建設は総事業費八百五十億円。

第四期

2004年 12月	第一回環境検討委員会 (08年3月までに13回開催)
2005年 9月	環境アセス方法書案に対する意見書公募
12月	財務省原案発表 山鳥坂ダム調査費—10億円 鹿野川ダム改造費—6億5千万円
2006年 1月	貯水池区域に標識を設置 方法書に対する、知事意見書提出 クマタカ調査継続を要望
3月	第4回山鳥坂ダム環境検討委員会 クマタカ除外
4月	鹿野川ダム 愛媛県から国土交通省へ移管
7月	第6回山鳥坂ダム環境検討委 サシバ・クマタカ・ヤイロチョウ保全処置から除外
9月	地権者団体と国土交通省、基本協定書に調印 土地トラスト用地取得
11月	環境検討委7回 サナエトンボ類・腐生ラン移植の方針
2007年 2月	環境アセスに関する公開質問状提出 12月 環境アセス準備書発表
4月	土地トラスト73名所有権登記
6月	準備書に対する意見書提出者の氏名掲載 抗議の要請書提出
7月	肱川漁協総会山鳥坂ダム反対決議
10月	クマタカ新たなつがい、幼鳥—羽解化を発表
11月	第11回環境検討委員会 ダム建設クマタカへの影響『小』
2008年 1月	評価書、国土交通大臣へ送付
2月	評価書に対する要望書の提出 環境大臣意見発表
3月	ヒヤリングの実施国土交通大臣意見発表
	第13回環境検討委員会

ロシナンテ社発行の月刊「むすぶ」447号に連載された瀬戸内環境会議の松本宣崇さんの内海ダムについてのレポートを転載します。

香川県小豆島・内海ダム土地収用を許さない

瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

香川県 こっそり土地収用申請

4月17日、香川県と小豆島町を起業者とする内海ダム予定地の「土地収用適用事業申請書」縦覧の最終日だった。

縦覧公告を知らされたのは4月14日夕方、地権者の代理人＝弁護士（07年2月、代理人を委任、県庁へも通達済み）へ連絡があつてから。そもそも2週間（これは最低の表示、法はそれ以上と規定）の縦覧期間にもかかわらず、地権者も代理人も知りえたのが、縦覧最終日のわずか3日前。たつた一枚、小豆島町の掲示板に4月3日付け縦覧の公告が掲示されていた。見なかった私どももつかつたが、香川

県の態度も極めて姑息である。地権者の抵抗権、代理人の弁護権など行使できる時間的余裕も許さない、ただ「法に則つた手続きを踏んだ」と言わんばかりの収用申請の発行である。

もとより土地収用法適用は公権力の発動そのものであり個人の所有権を公権力の発動によつて制する行為である。だからこそ収用法23条に公聴会開催請求権、25条に意見書提出権が明記されている。

しかし100ページを越す「土地収用事業申請書」はコピーも許されず、それを熟読し意見書を作成するには余りにも限られた時間である。今回の香川県の行為は、地権者ひいては県民の権利を著しく制限するものであり、民主主義に対する暴挙である。

ありえねえっ！

まか不可思議な内海ダム計画

内海ダムが計画される別当川は、河川の総延長約4kmという小河川、溪谷裏を誇る国立公園指定第一号『寒霞渓』に源流を発する。ダム予定地の川幅は6〜7mほど。そこに堤長447m、堤高42mという巨大なコンクリート構造物、しかもダムの奥行きは300m余り、世界にまれな、いびつなダム計画である。名勝『寒霞渓』の景観を損ないこそすれ、観光が主要産業のひとつである小豆島にとって奇手することはない。しかも小豆島の水源は余裕たつぷりで、洪水の心配はない。加えて、別当川下流では洪水より、高波被害の恐れのほうが緊急課題であり、河川の洪水対策は堤防の一部かさ上げによる河道整備で充分に対応できる。計画貯水量108万トンの多目的ダムに予算185億円、費用対効果も問題であり、香川県は目下8000億円の債務を抱え、県財政は赤字再建団体寸前である。すでに調査費等に50億円を費やしているが、内海ダム計画が県政の最優先とは到底思えない。



国交省に公聴会開催請求、香川県に抗議書・意見書提出

それでも15〜16日わずか二日間、小豆島内で収用法23条の規定に基づき公聴会開催請求を呼びかけたところ、計画に不安を募らせるダム予定地下流の住民はじめ140余名から「公聴会開催請求書」が集まった。環境戸からもメールでお願いし、東京や兵庫から請求書郵送の連絡があつた。

4月17日、国交省に対しこの土地収用申請について「公聴会開催請求」を行なうとともに、香川県に対して、縦覧手続きについて抗議書と「土地収用法に基づく収用法適用事業として

香川県知事に対し、県民の権利を無視する土地収用申請手続きに抗議の声を、そして、より多くの市民の「内海ダムNO!」「内海ダム計画、ちとど待て」の意見を上げてください。ご協力をお願いします。

香川県・真鍋武紀知事宛に抗議書を寄せてください。

抗議書送付先

〒760-0800 香川県高松市番町4-1-10

香川県庁 真鍋武紀 知事

瀬戸内海会議

〒700-0800

岡山市下中野3-18-114 松本方

電話・FAX 086-243-2927



の要件を整えていない」との意見書を提出した。

香川県への抗議書と意見書提出に際し、同県用地対策課は起業者（香川県）への意見書の提出を、一週間程度意見書受理期間延長を表明した。ただし「国交省と折衝した上で」とのことわりをした上で、地権者の怒りを前にして、その場しのぎの言い訳に過ぎないように思う。

水没地との人間の響きあいを、彩り濃く

鈴木郁子

5/18朝、ハッ場現地から「ダム堤予定地の川岸の木が伐採され、いよいよ転流工の工事が始まるようだ」との知らせが入った。国交省のダム本体関連工事の20年度整備方針は、「平成27年度の堤体完成を目指し仮排水トンネル及び天端造成等の工事を実施」で、前年度の継続となっている。仮排水トンネルとは、ダム本体工事が乾いた状態で行われるように水の流れを変える排水路で、俗称・転流工とも呼ばれる。

本体工事への第一歩とされている指標的な工事で、建設への確かな次の一手として作用する可能性は極めて高い。否、ダム堤着工と同一視とみても過言ではない。資材置き場となるこの現場は、国道沿いにドライブインのあった吾妻溪谷の空き地。ダム堤の高さなどを示す説明絵看板があったおなじみの場所である。上流の白糸の滝辺りから山側のJR線を横断、地下を通り、吾妻川右岸の見晴台のある小蓬萊前辺りに抜ける。延長=390m。大成建設が受注し、来る6/4が祈願式である。代替地など住民への再建策は、遅々として進まず“手ぬる〜い国交省”と酷評されながらも、こうした必要工事は一步一步と着実に進めているのである。これに対して、「ダムサイトよりも代替地造成が先決ではないか。住民軽視だ」と地元の反応は手厳しい。

他方、下流域でも、この間のハッ場ダム反対市民運動に次のステップをもたらす画期的な設立総会が、翌19日にあった。一都五県の都議会議員61名による「必要性の検証」を進め、「見直しと現地再建策に取り組む」とする立ち上がりである。

ところで、現地住民と下流住民との「中止」への連帯感の熟成度は果たしてどうだろうか？ 扇子を開いた時のごとく、左右の距離がより離れていくように、先々の日、双方の感情に開きが生じてしまわぬことを、憂える次第だ。

というのは、ハッ場に出入りして9年目。当初はダム反対を今に貫くごく少数の方たちとの交流だったが、次々と輪が広がって広範な層のご意見を聞く機会を得ている。その中で、出入りする下流市民運動に対する不満の声に、「有名人だの市民団体だの政党だの来るのは構わないし、それは自由だ。但し、一部の者の処を廻って意見を聴き、それをマスコミが書いて町全体の意見のようにされるのは迷惑だ。長野原町に来たのなら、例えば、住民の代表である行政筋の意見も聴くべきではないか」との声に接して以来、考えてきたからである。

しかし、その住民代表ともいえるべき行政は、今や歯止めの利かぬ町外流出組激増のため財政破綻を起こしかねず、第二の夕張説の流れだしている始末。行政がひたすら待ち望む解決策の切り札は、ダム湖完成の暁に入る予定の補助金類。やはり平行線なのは明らかなのである。またさらに手厳しく「何のためにあの連中はやってくるんだか訳が分らねえ。反対を口にするなら身体をはる位の覚悟がなきゃ、単に人騒がせで、迷惑だ」とまで。

(……物ごとには時期がある。今般の転流工着工は、決起すべきその時かもしれない)

早速、現場に向かったこの日、「ダムが中止になった場合」について、水没五地区内に限り、お名前は出さないということで、以下の、現時点での本音の感情を聞いた。末尾に簡略な背景を付記したように置かれている立場によつての個人的見解なので、居住地域を代表する意見ではないことをお断りしておく。

①「確実に出来るなんて思っている者はいなかんべ。だけど、このまま終わったら困るよ。大変だよ。中部ダムとは状況が違うし、一軒当たり300万円なんて、とてもじゃないけれど、皆、承知しなかんべなあ」(※水没地農家)

②「生活再建がきちんと終わりや、ダム堤が出来ようと出来めえと関係なかんべ。たぶん、この村の誰も文句は言わねえと思うよ」(※部分水没地、自らも水没しない。非農家。1年ほど前まで道路工事や新築ラッシュに沸いていた頃のこの区域の、殺気だった感じはなくなり、むしろ柔軟な物言いにビックリ。「その方は自分なりの再建策が見つかった方でしょうね」との評あり)

③「本当に中止になれば、そりゃいいですけどねえ……」(ムリという感じを滲ませて)(※全水没地。移転代

替地は決定した由だが、未整備のため当分不可能)

これらの反応に「空気は変わったな」と気を良くして、心なし和んだが、次の意見にはヒヤリ。

④「代替地移転とダム完成はセット。完成してこそ終止符が打たれる。長いこと苦しめられてきたんだから、そうでなければ溜飲が下がらないというもんだ」(※全水没地。補償交渉関係者。4度お会いしている。強張った顔も緩んで、今回は笑顔で接して下さった)

帰途、偶然にして、調印後ほどなく町外に転出した方に、その自宅前で遭遇。

⑤「完成しなければ、苦しめられた先祖が浮かばれない。あくまでも完成すべきだし、強く望む」(※全水没地より移転)

当然ではあるが、概して、国交省側のルールに従って進んで来た方ほど、「ダム完遂」を口にされていることが、ここでも如実に浮かびあがった。

最後に、長野原町行政にいつもながらの最新の転居数を伺った際に、同一の質問を問うてみた。

窓口のダム対策課では「話し合いの場への出席はやぶさかではない」とし、「でも、長引くことはさらに苦しみを与えることになりますよね」と率直に語ってくれた。いつもながらの懇切で穏やかな口調が、かえって辛くなる。なまじ「現地のために」などとは口にすべき語ではないと、固く自重してきた。が、下流の私たちにはどんなに努めても、現地の辛さや置き去りにされた深刻な状況は、解らない。

反対運動の動きや文字の字面ひとつでも、心ならずも日々、心に針を刺し続け、苦汁を飲ませることにつながり得る。さらに方向の定まらぬ日々の苛立ちを増幅させ、苦渋を強いることに通じてしまうというもの。

多年、感情の襞にまで食い込んでしまってきた、哀しむべき対立構造。その確執への歩み寄り難しく、扇子を開けば開くほど、つまり動けば動くほど、隔たりは大きくなる。だが、トコトン修復不可能となる前に、この辺りで少しでも、扇の要的な調整もまた必要ではないかと、あえて提起する次第だ。かつて、徳山ダムの水没民が、反対論議過熱の際に「早くダムを完成させて欲しい」旨の嘆願書を提出、促進作用を果たして今般の無意味な完成に至った、その同じ道を進みかねない危惧を感じてしまうからである。

動くことは、相克の角度を増すことにつながる。しかし、話し合わなければ、何ひとつとて進むまい。……願わくば、市民層と水没地との「本音トーク」の早期実現をひたすら望んでやまない。(幸か不幸か)フリーな立場で個人として動ける、動かざるを得ない立場ながら少しでも絆の輪を拡げたい、その一念に燃えている。そこで微力ながら、①現地との共同企画の映画上映会②「食べながら飲みながら」的おしゃべり会の実施。さらに③物産販売的な取り組み。一例を上げれば、湧水で育てハンデにかけて自然干した米で焚いた、ツヤツヤ飯の旨さはこの上ない。他にも、滋味あふれる特産物や山菜類などの定期便化などを視野に入れながら、あちこちのお宅に出入りさせて貰ってきた。何よりも④天明三年の浅間山の爆発による嬬恋村・鎌原観音堂付近に匹敵する出土品が発掘された、川原畑・東宮遺跡の保存運動も展開したいなど、成し遂げたいことは盛りたくさん。

でも、身の丈にあった最良策は、ダムを取り巻く最新の情報を手に、中世の“漂泊の文化の伝播者”の如く、さらに足しげく水没地の戸口に佇むことではないだろうか。

勇気を出して恐る恐る訪れるのに、なぜか意に反しての“悪いオンナ”の私を見て、一瞬は緊張した顔つきをされる。が、辞去する頃には心の響きあいふっくらとした気持ちになって下さっているのか、持参したビデオやコピー記事に「見せて貰うよ」との返答が添えられ、何ともうれしい限り。

ともかく熱をもって、遅きに失するが転流工工事を食い止めねば。全国の皆様、ご示唆やお力添えを願いたい。※この5年間で全水没地の河原畑では75%河原湯では68%の世帯が町外に移転してしまった。

水没地の世帯数の変化	2008年4月末世帯数	// 人口	2003年4月1日世帯数	// 人口
河原畑	22世帯	66人	90世帯	226人
河原湯	56世帯	176人	174世帯	494人
横壁	48世帯	122人	57世帯	172人
林	95世帯	263人	107世帯	351人
長野原	296世帯	794人	322世帯	914人

愛媛県・山鳥坂ダム建設の漁協に対する謀略

5月19日、山鳥坂ダム環境影響評価書の縦覧が終わり、山鳥坂ダム建設が正式に決定されることになる。毎年山鳥坂ダム反対決議を行っている漁業権を持つ肱川漁協に対する謀略は、大洲盆地を横切る一目瞭然の政治高速道と同じく露骨である。

今年に入ってからでも、漁協内部にデマ文書を配布、組合長辞任工作を行った。一時は告発も考えられたのである。また、一部の西田派の漁協理事は愛媛県の職員を呼びつけ、組合長のもとに走らせた。さらに、大洲市は、補助金カット15%といわれる中で漁協に対し279万円のうち200万円をカットした。アユの放流を十分行うことができない。鵜飼のための肱川堰堤をめぐっても副市長は「大洲市と観光協会は関係がない」と公言、漁協と観光協会を分断、漁協の市民からの孤立化を謀ったものである。

かつて肱川漁協組合長であった生コン利権を持つ企業のオーナーの西田司元代議士は、漁協組合長を解任、追放された。肱川中下流域の河川整備計画策定の肱川流域委員会では、水質の代表的指標であるpHは完全無視、資料も、説明も、議論もされなかったのである。現在の組合長は、流域のpHの定点観測を毎日行い、データをとっている第一人者であり、流域委員会に住民参加があれば住民代表になったであろう人物である。

そして、環境影響評価の調査範囲は、ダム下流の肱川中下流域を除外したものである。これが環境影響評価の環境検討委員会の実態であった。また、現在の鹿野川ダム水質検討委員会では、もっぱらアオコだけを取り上げ、ヘドロ流出をとまなうトンネル洪水吐きについては別途検討するとしながら、山鳥坂ダム工事事務所ダム事業費等監理委員会では、「事業のメインとなるトンネル洪水吐きやダム本体の設計は、今後実施していく」としてトンネル洪水吐きは何の議論もなく、既定方針となっているのである。

これは、実際には山鳥坂ダム建設が強制収用など建設の困難が予想されるのに対して、トンネル洪水吐きは、実際には山鳥坂ダム以上に環境悪化が予想されるにもかかわらず、何の中下流域の環境影響評価もなく行われようとしていることである。

全国では河川の水質浄化に取り組みアユが再び遡上するようになるなどしている中で、この愛媛県の肱川流域では、トンネル洪水吐きをつくって漁協に水質浄化をあきらめさせ、山鳥坂ダム建設に取りかかろうとしているかのように見えるのである。

それだけではない。山鳥坂ダム建設をめぐっては河床掘削を否定していることである。河床掘削を計画し水位低減効果が明らかになれば、ただちに山鳥坂ダムは不必要になる。また、鹿野川湖漕艇場艇庫移転を放置、漕艇場の安楽死を謀っている。

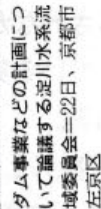
まさに、何の説明もなくルート変更された政治高速道路と同じ構図が再び繰り返されていることである。日本の政治の歪んだ実態がここにあるといつてよい。

2008年5月19日

古久保成三郎

淀川流域委 意見書

二、参照



公募委員が激論情報も公開

整備局が計画原案を示した。昨年8月以来、流域委は計11回開かれた。河川整備計画を策定する諮問機関は、これまででは国交省の計画を追認するに過ぎなかった。今回、河川水系統廃合がメーン課題の意見書をまとめた背景には、「淀川モデル」と呼ばれる他の諮問機関にはない運営方法があった。委員の選定に一般公募を採用し、会議や資料はすべて公開、意見書はすべて委員から執筆した。

国、「穴あき式」で事業継続

01年の長野県の「脱ダム」宣言以来、ダム事業の見直しは各地で進んでいる。しかし、一方で、利水も含めた多目的ダムを、下部に放流口を設けて普段は水をためない水専用の「穴あきダム」に切り替えることで、事業を続ける例が増えている。

今回「建設費不償却」を

学者の意見をとりよ
 方法で睡くは各地方整備
 に努められているが、近
 外では委員会メンバーの意
 を偏して睡くはた樂し
 ないというおぼえがた
 旅路委のこうした運営方
 をとつたのが19年当時、
 整備局の淀川河川事務所長
 だった宮本博司委員長だつた
 委員会終了後、宮本委員長
 一地方地方整備局は重鎮に
 直して、案を出し直して故
 うに語した。

あきふは現在、全国計10カ所を計画されている。同倉管理の1級河川は109本あり、49カ所で河川整備計画が策定されている。「ダム不遇」とした今回の流域委の判断は今後のダム行政に影響を与えるのが、「流域委員会」の意見ですが、早く受け止める必要はあっても、多くの利害関係者の意見を排他しながら、最終的に決断をしたい」。意見交換がまじまる見通しを受け、衆議院交通は22日午前、国会会館でこう述べ、慎重に判断する考えを示した。美濃を担う局

地元3知事、国説明に疑問

大阪、京都、滋賀の3知事は今月8日、それぞれ滋賀県と整備局から初めて通問をうけ、同局に対し計画への協力を要請した。整備局は「天下に目を發揚させた高槻川、淀川、川よりの人々の事業費は計740億円。当初の計画より計820億円増えた」と、式が決まっていよいよ丹生文（滋賀県県有田）の事業費は不明なままだ。タケ山計画は事業費が、財政難にあえぐ府県にも負担が強いられる。橋下徹、大阪府知事は「政」、山田哲二、京都府知事は「田」分、藤田忠紀、滋賀県知事は「渡」

省河川計画課は「整備計画は、
あまやま各米米ごとに固有
の事情を調査に定めるもので
他への影響は特に考えられな
い」としている。

「国々」宣言をした元皇
野県知事の田中康夫・参院議
員は「『再検討』を求めた今
回の意見書は画期的だが、国
は中止を決断するとなが、
『再検討』を逆手に調査費な
どを浪費しながら問題を先延
りするに違いない。政治のリ
ーダーが交代しなくては、中
央権取戻の利権政治から地産
還元型の福祉政治へと転換す
るは難しい」

の姿勢が見える。
山田知事は全国知事会の地方分権推進特別委員長。后でも霞が関で社説を決めて下さい、という時代ではない。知事がイニシアチブを持って行動すべきだ」と、分権の立場から知事連携を図った恩恵を明かす。

瀬田知事は「昨年の知事選挙まで、環境社会学者として、政策委員を務めた。今後予定される知事への意見照会では、「ダム」の必要性、緊急性、安全性、環境への影響について説明が十分満たされない」と整備計画に対する意見は出ない」と述べる。

4 ダム建設「不適切」

淀川水系 国の諮問機関、意見書

淀川のダム

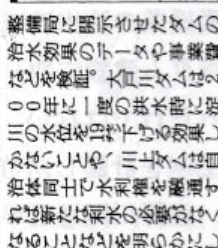
[illegible]

「待った」に従う時だ

[illegible][illegible]

国土交通省が計画している淀川水系の四つのダムについて、同省近畿地方整備局の諮問機関「淀川水系流域委員会」（会長は理事委員長）が22日、各ダム建設に賛成ではないとする意見書をまとめた。近く、同整備局に提出する。意見書では計画図案を見直し、流域委員会に再度提示することも求めている。同省のダム計画をめぐる、諮問機関が「四つのダム」の方針を支持するのは極めて異例。各分野の専門家で構成する流域委員会が示した結論に対し、整備局がこれに対応する方針を示している。

二 33面に関係記事
流域委が意見書で、河川敷
備計画に位置づけることが
「適切でない」としたのは、
大戸川（大津市）▽天ヶ瀬
（京都府宇治市）▽川上（三
重県伊賀市）▽丹生（滋賀県
彦根市）の4カ所。



でも「検討が不十分」と指摘。「ダム」の必要性や緊急性を検討するには、堤防強化などの対策との組み合わせについて、事業費を明示し、優先度などを総合的に検討するところが不可欠」とした。

整備局は今後、流域策の意見を受けて原案を計画案につくりだす。関係する府県知の意見に準じて計画を決定するにたいする。

国近畿地方整備局の谷本次郎・河川部長は意見書について「ダム建設が適切でない我々が納得できるような規模のある内容ではないと考える。むしろ予一々を説明すれば、々の必要性を理解してもらえそうと思う」と話した。

原案の再提示の求めについては「原案はあくまでも計画をつくるためのたたき台で、つくり直す性質のものではない」とした。

2008 年 全国集会と総会の予定

1. 設楽ダムに焦点を当てます。

今年の全国集会と総会は設楽ダム計画に焦点を当てます。

設楽ダム計画は国交省が多目的ダムとして愛知県の豊川の支流である寒狭川で進めている計画で、豊川水系河川整備計画にもられています。特定多目的ダム法に基づくダム計画ですが、同法で規定する基本計画は未策定です。

豊川水系の特徴は

- ① 豊川用水・総合用水という大規模利水開発が徹底的に進行した。
- ② 水資源の過剰開発か節水社会をめざすのか、が問われている。
- ③ 不連続堤・遊水地が存在している。

などがあげられます。

設楽ダム計画の特徴・問題点は

- ① 「流水の正常機能維持」をダム建設の主目的にしている「まやかし」。
- ② 生物多様性を壊すダム事業。
- ③ 閉鎖性が強く汚濁にあえぐ三河湾に注ぐ河川のダム事業。
- ④ 治水上も必要性がない。

など多数あります。

設楽ダム事業については、2007 年 4 月、愛知県知事と企業庁長を相手取り、建設に関わる公金支出等の差し止めを求める住民訴訟が提訴されています。

このような設楽ダム計画中止を求める運動を担われている皆さんが、

「下流都市部のための水源ダム造りは地域の自然～社会の著しい環境破壊をひきおこす。そのような開発をめざすのではなく、豊川の上流～下流～三河湾地域（流域圏）の持続可能な発展をめざす対案を示して、アピールする機会としたい。ダムに対する運動の一つのモデルとして全国に発信したい」と今年の水源連総会・全国集会開催を受け入れてくださいました。

皆さん、参加のほどよろしくお願いいたします。

下に日程概略を記します。いまから「11月2日と3日は豊川」と手帳への記入をお願いします。

2. 全国集会と総会の日程概略

11月2日 10:20 JR飯田線豊川駅 集合

(10:00 JR 豊橋駅着 10:09 JR 豊橋発 → 10:20 JR 飯田線豊川駅着)

10:30～14:30 現地視察 (JR 豊川駅→大野頭首工→設楽ダム予定地→新城)

15:00～18:00 全国集会 (新城)

18:15～20:45 懇親会・交流会 (夕食を含む)

11月3日 9:00～13:00 水源連総会

13時以降 豊川用水施設と、下流域の受益地区の視察など含めたオブションツアー

11月4日 中部地方整備局 要請行動 (参加可能な方)

参加者募集要領、全国集会の内容、総会の内容等は、9月ごろにお知らせいたします。

「ハッ場ダム建設事業の転流工着工の中止を求める（抗議文）」の提出について

ハッ場ダム事業の本体着工につながる転流工（ダム本体を造る際に、あらかじめ川筋を付け替えておく必要があります。その付け替えた川筋を転流工といいます。一般にはダム本体上流側と下流側をトンネルで結んで川の流れを通します。）工事が始まることが分りました。

祈願式とは工事中の無事を祈願する儀式で、主催は工事を受注している企業です。

ハッ場ダム計画が本来依拠すべき上位計画は利根川水系河川整備計画です。利根川水系河川整備計画が策定中であるにもかかわらず、ハッ場ダム事業を新たな段階に進めることは無法状態で事業が進行することになります。このような違法状態に進むことを食い止めることを目的に、水源連として下記抗議文を国土交通大臣に提出します。

2008 年 5 月 30 日

国土交通大臣
冬柴 鉄三 様

水源開発問題全国連絡会
共同代表 嶋津暉之
遠藤保男

ハッ場ダム建設事業の転流工着工の中止を求める（抗議文）

国土交通省はハッ場ダム建設事業の転流工の工事を開始するため、その祈願式を 6 月 4 日に行うとしています。

しかし、ハッ場ダム事業は治水利水の両面で必要性がないばかりか、地すべり等の災害誘発の危険性をつくりだし、かけがえのない自然を破壊する様々な災いをもたらす事業であり、このままダム建設事業を進めれば子孫に大きな負の遺産を残すこととなります。だからこそ、一都五県の住民は、各都県がハッ場ダム事業から撤退することを求めて住民訴訟を提起し、現在、各地方裁判所でその主張を展開しているのです。

1997 年の河川法改正でハッ場ダム等の河川事業を実施する場合は各水系の河川整備計画で位置づけることが必要となりました。そして、河川整備計画はその策定の過程で流域住民の意見を反映させることが同法で求められるようになりました。ところが、利根川水系においては、一昨年 11 月末から河川整備計画策定の手続きが開始されたものの、いまだに原案さえも提示されていない状態であって、ハッ場ダムは河川整備計画による位置づけもないまま進められる違法に近い事業になっています。

ハッ場ダムの本体工事に入る準備工である転流工の工事着手はダム建設の新しい段階に入るものであって、その前には少なくとも住民の意見を反映させた河川整備計画が策定され、それによる位置づけがされなければなりません。その位置づけがされるかどうか不明な状況で、転流工の工事を開始することは河川法改正の精神を踏みにじるものであり、国土交通省自身が法律を逸脱する行為を行うこととなります。

流域住民の意見を反映させる法的な手続きを何ら踏むことなく、反対の声が大きく広がっているハッ場ダムの本体工事につながる転流工の工事開始に対して私たちは抗議の意思を表明するとともに、その中止を強く求めます。

連絡先：東京都千代田区平河町 1-7-1-W210
リパークラブ内 水源開発問題全国連絡会
電話 03-5211-5429

皆様へ

近畿地方整備局へ「見切り発車をしないこと」を求める要請のよびかけ

5月27日の淀川水系流域委員会第79回委員会において近畿地方整備局は、流域委員会予算の欠乏と委員会運営の効率化を理由に、同流域委員会としての淀川水系河川整備計画原案に対する最終意見の提出を待つことなく、淀川水系河川整備計画案を策定して知事等の意見を聴く段階に「見切り発車」する構えを見せています。

1997年の河川法改正によって、河川整備計画策定に学識経験者、住民、自治体の意見を反映することになりました（河川法第16条の2）。国土交通省管轄の水系においてこの法改正精神に則った運営がされているのは残念ながら淀川水系流域委員会だけです。そのほかの水系の河川整備計画は、「河川行政は河川管理者が責任を持つもの。意見は聞き置くだけ」という本省の思惑を貫徹せんがための、一方的な方式で策定が進んでいます。

私たちは先進的な役割を果たしてきた淀川水系流域委員会の存在を無に帰そうとする近畿地方整備局の目論みを許すことのないよう、同整備局に対して「見切り発車をしないこと」を全国から要請したいと思います。

裏面に要請文案を記しました。

皆さんもこれを参考に、是非、近畿地方整備局に要請を行いませんか。

要請先：近畿地方整備局 〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL:06-6942-1141（代表） FAX:06-6943-1629

近畿地方整備局
局長 布村明彦 殿

近畿地方整備局への要請

「見切り発車」しないことを求めます！！

2008年5月27日の淀川水系流域委員会第79回委員会において近畿地方整備局は、国会において同委員会の効率化を求められたとして、

- 淀川水系河川整備計画策定にあたっての第3次淀川水系流域委員会の予算は10回分の委員会経費しか計上していないこと
- 1回の委員会に350～400万円の経費がかかっていること
- これまでに6回の委員会を開催しているので残りは4回しかないこと
- 今後の予定からすると、原案に関しての審議はあと1回しかないこと

などをあげ、「委員会の効率的運営」を委員会に求めた。

多くの委員から疑問・意見が出され、原案に関しての審議は多くの内容があるので『あと1回』にとくにこだわることはない」とし、「会場を近畿地方整備局講堂など、費用のかからないところにする」などの改善策をとることで決着した。

原案に関する審議においても四国地方整備局は、今後の議論の進め方に関して、

- 経費縮減が不十分であったので残りの予算が乏しい
- スケジュールが遅れている
- 一日も早く意見をもらって整備計画案を策定したい
- 意見があれば個々にでも出してほしい

という「見切り発車」を匂わす発言を繰り返した。

各委員からの反論が相次いだ最後に、宮本委員長が

「委員会の意見の出し方は委員会が決める。委員会の意見が出るまでは地方整備局は知事に案を示すことはできないはず。局は『見切り発車はしない』とかつて約束している」とし、整備局に『見切り発車はしない』ことの再確認を求めた。

この求めに対して近畿地方整備局は、「一日でも早く意見を出してほしい」としか答えなかった。

このような近畿地方整備局の対応に対して委員会は

「近畿地方整備局は『見切り発車はしない』ことを再確認しなかった。しかし委員会は『見切り発車はしない』を委員会の総意とし、必要な審議を続ける」ことを確認した。

近畿地方整備局は、「残り予算が少ない」「一日でも早く意見を出してほしい」として、淀川水系流域委員会の実質審議継続の意向を無視し、当初の「見切り発車はしない」という約束を反故にして、「淀川水系河川整備計画 案」を策定する構えでいる。

私は、淀川の在り方を真剣に検討している淀川水系流域委員会のこれまでの経過と現在の取り組みこそが、1997年に改正された河川法の「16条の2」の具現であると捉える。

私は、

「淀川水系流域委員会が河川整備計画原案に対する意見を出すまえに、貴局が河川整備計画（案）の策定をおこなわないこと」

を、強く要請する。

要請者氏名
連絡先

近畿地方整備局
局長 布村明彦 殿

近畿地方整備局への要請

「見切り発車」しないことを求めます！！

2008年5月27日の淀川水系流域委員会第79回委員会において近畿地方整備局は、国会において同委員会の効率化を求められたとして、

- 淀川水系河川整備計画策定にあたっての第3次淀川水系流域委員会の予算は10回分の委員会経費しか計上していないこと
- 1回の委員会に350～400万円の経費がかかっていること
- これまでに6回の委員会を開催しているので残りは4回しかないこと
- 今後の予定からすると、原案に関しての審議はあと1回しかないこと

などをあげ、「委員会の効率的運営」を委員会に求めた。

多くの委員から疑問・意見が出され、原案に関しての審議は多くの内容があるので『あと1回』にとくにこだわることはない」とし、「会場を近畿地方整備局講堂など、費用のかからないところにする」などの改善策をとることで決着した。

原案に関する審議においても四国地方整備局は、今後の議論の進め方に関して、

- 経費縮減が不十分であったので残りの予算が乏しい
- スケジュールが遅れている
- 一日も早く意見をもらって整備計画案を策定したい
- 意見があれば個々にでも出してほしい

という「見切り発車」を匂わす発言を繰り返した。

各委員からの反論が相次いだ最後に、宮本委員長が

「委員会の意見の出し方は委員会が決める。委員会の意見が出るまでは地方整備局は知事に案を示すことはできないはず。局は『見切り発車はしない』とかつて約束している」とし、整備局に『見切り発車はしない』ことの再確認を求めた。

この求めに対して近畿地方整備局は、「一日でも早く意見を出してほしい」としか答えなかった。

このような近畿地方整備局の対応に対して委員会は

「近畿地方整備局は『見切り発車はしない』ことを再確認しなかった。しかし委員会は『見切り発車はしない』を委員会の総意とし、必要な審議を続ける」ことを確認した。

近畿地方整備局は、「残り予算が少ない」「一日でも早く意見を出してほしい」として、淀川水系流域委員会の実質審議継続の意向を無視し、当初の「見切り発車はしない」という約束を反故にして、「淀川水系河川整備計画 案」を策定する構えでいる。

私は、淀川の在り方を真剣に検討している淀川水系流域委員会のこれまでの経過と現在の取り組みこそが、1997年に改正された河川法の「16条の2」の具現であると捉える。

私は、

「淀川水系流域委員会が河川整備計画原案に対する意見を出すまえに、貴局が河川整備計画（案）の策定をおこなわないこと」

を、強く要請する。

要請者氏名
連絡先